

明治七年
八月
八
未
戰
後

堺市奉公録

堺市兵事會編輯

明治
40 6 3
内交

特71
876

宣戰之詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戦ノ事ニ從フヘク朕力百億有司ハ宜ク各々其職務ニ率ヒ其權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスンテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕力有司モ亦能ク朕力意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト黷端ヲ開クニ至ル豈朕力志ナラムヤ

帝國ノ重キ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所ナレハナリ然ルニ露國ハ其清國トノ明

約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ラス依然滿州ニ占據シ益其地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併吞セントス若シ滿州ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ保持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重子シメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以シ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遲延セシメ陽ニ平和ヲ唱導シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ浸迫セラレムトス事既ニ茲ニ到ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗幟ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

明治三十七年二月十日

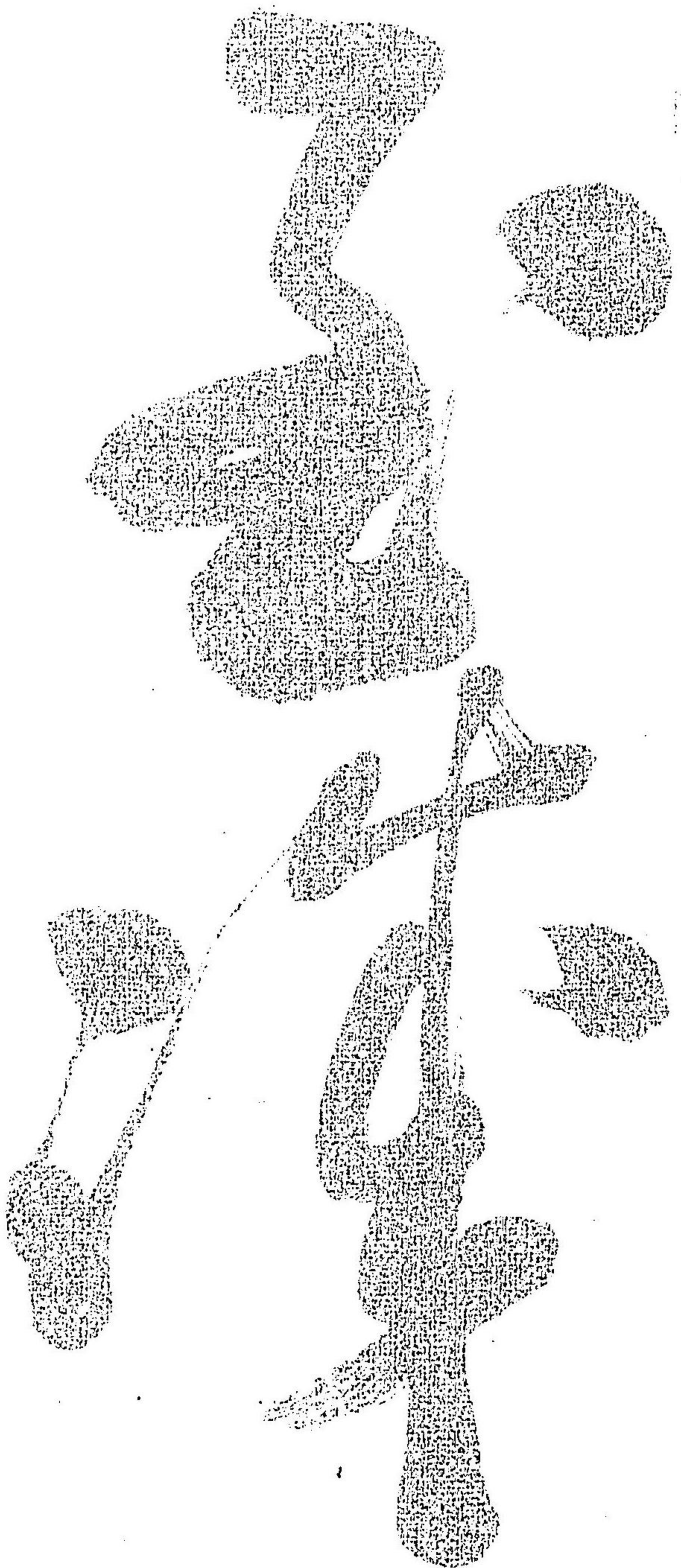
講和之詔勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ夙夜懈ラズ以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト黷端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ開戦以來朕カ陸海ノ將士ハ内籌畫防備ニ勤メ外進攻出戰ニ勞シ萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シテ以テ朕カ事ヲ獎メ軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラス億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任シ以テ費用ノ供給ヲ豐ニシ舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是レ固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖抑亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戰二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國威既ニ伸フ朕ノ恆ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重スルニ出テテ日露兩國政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命シテ其ノ事ニ當ラシム爾來彼我全權ノ間數次會商ヲ累子我ノ提議スル所ニシテ始ヨリ交戰ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ

露國其ノ要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ見ルニ皆善ク朕カ旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ
朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ不續ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ爾有衆ト其ノ譽ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國又既ニ舊盟ヲ尋テ帝國ノ友邦タリ則チ善鄰ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス
惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マス國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラムコトヲ要ス
假武ノ下益々兵備ヲ修メ戰捷ノ餘愈治教ヲ張り而シテ後始テ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ勝ニ狙レテ自ラ裁抑スルヲ知ラス驕怠ノ念從テ生スルカ如キハ深ク之ヲ戒メサル可カラス爾有衆其レ善ク朕カ意ヲ體シ益々其ノ事ヲ勤メ益々其ノ業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ

御名 御璽

明治三十八年十月十六日



波

公

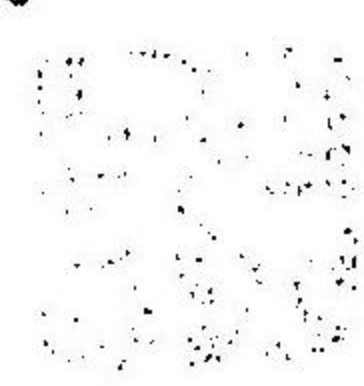
四

五

六

浪

年



林公

四十稔 五月於

浪華

中將 艾



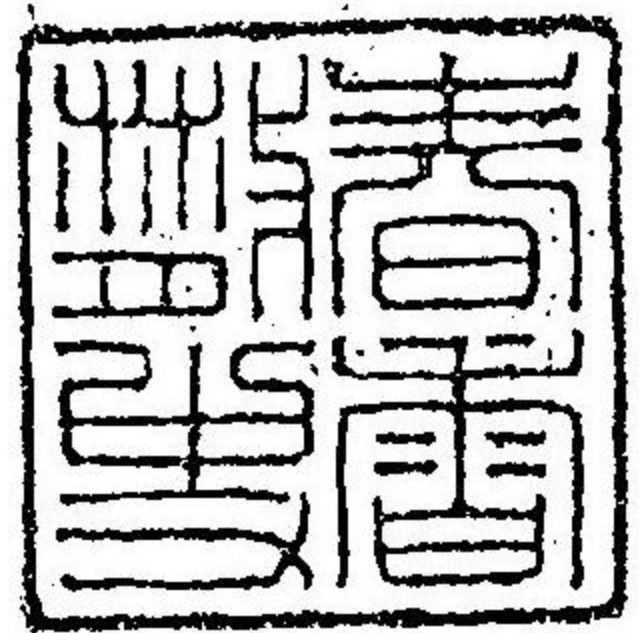
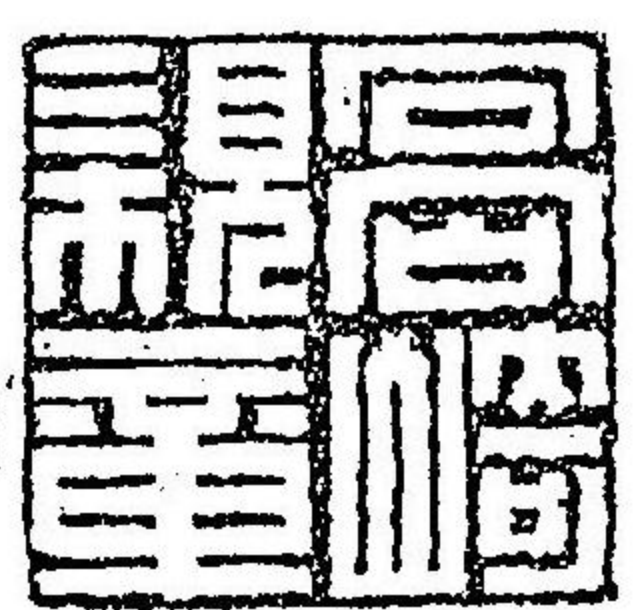
後 龜

見 磁

後龜

昆鑑

明治丁未五月
親交舊是



奉公録引

日露戦役は一朝にして起らず其由來淺からず。偶々局面に激變化を告げ、政府は一旦爰に外交の斷絶を公表せられし以來、直に一大修羅場を演出して、破天荒の活劇を奏し、暗雲濛々悲惨の光景を畫きぬ。今や則ち和睦成り親交舊に復せり。雖も而も事態の重大なる、因由の甚深なる、豈夫れ忽然として雲散霧消せんや。然れども亦人の記憶や固く自ら限りあり、況や幾星霜の下後人か先覺の跡を繹ねんに、唯單に石碑にのみ憑り或は散逸せる牘片を探らんは、寧ろ心外の憾なしと云ふべからず。乃ち本會爰に觀る所あり、本會が曩に事變に際し専ら本市出身軍人諸君の聲援及軍人家遺族

諸氏の慰籍に努め、其他凡ゆる後援の實を挙げむことして、種々幹旋に勗め、直接間接に時局に盡せし緣故に因り、更に進むて諸般の結末を明にし、其事績を貽さん爲め、即ち本篇を梓に上し、冊子一千部之を有志に配ち、以て戦後の一紀念たらしめんとす。本篇刊行の趣意、豈他あらんや、一言書し、以て其首に冕すこと云爾。

明治四十年二月上浣

堺市兵事會頭 宮 本 通 義

奉公大義國民先天之美德而能發揮之者、卅七八年戰役之時爲最矣。當此時我堺市亦民心一致、盡力此事而本會專爲之中樞機關、參畫經營、以代表民心、能爲得多少成績。此書即不論內外、不別公私、苟關我市之奉公事業者、悉輯錄于茲。乃欲家家藏一本、而貽于後世、以爲益培養市民奉公美德之資料。讀者幸從此意而讀此書可也。今將上梓、因題一言於卷端。

明治四十年二月

大西 五 一 郎



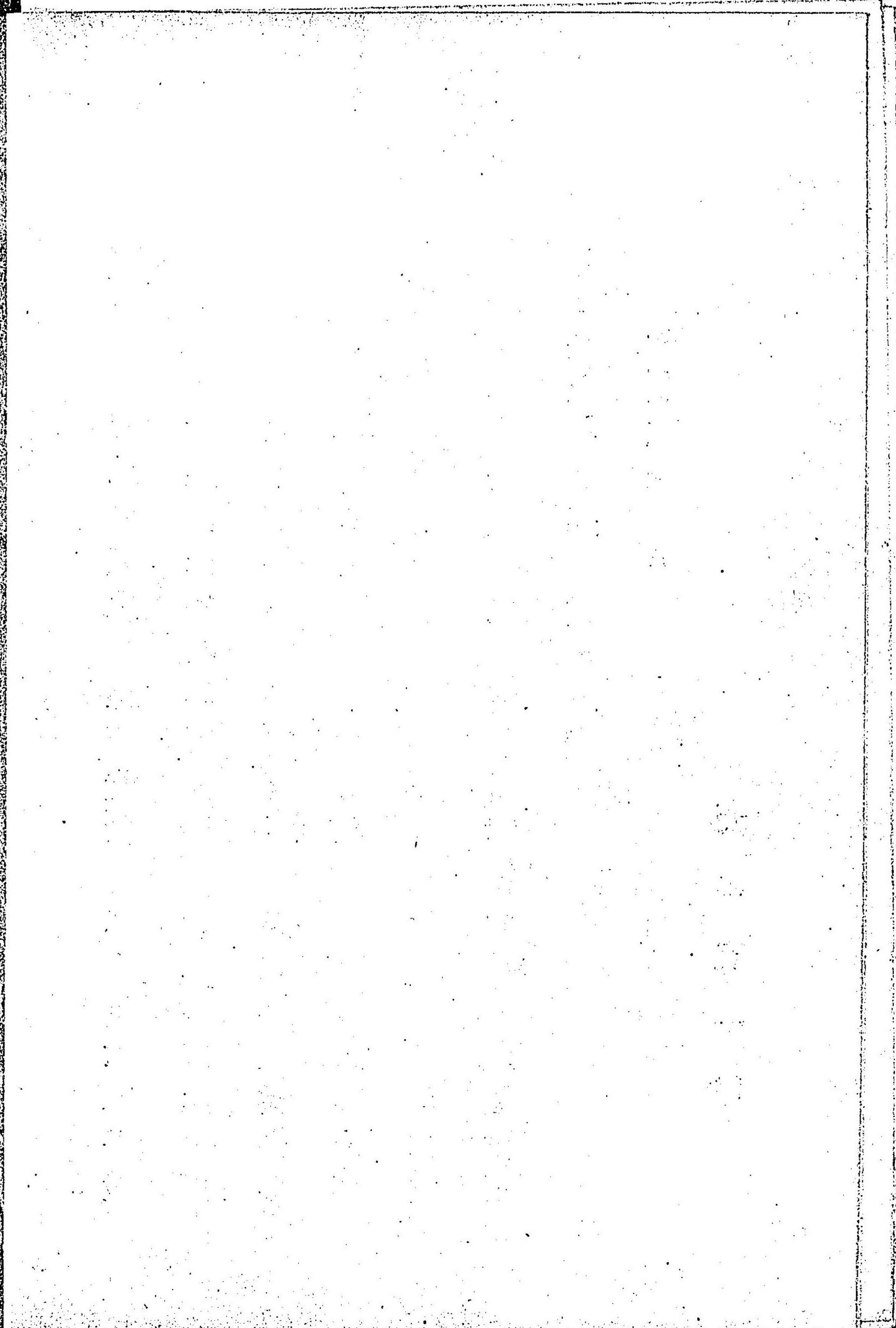
中華民國總統



中華民國副總統



中華民國國務總理





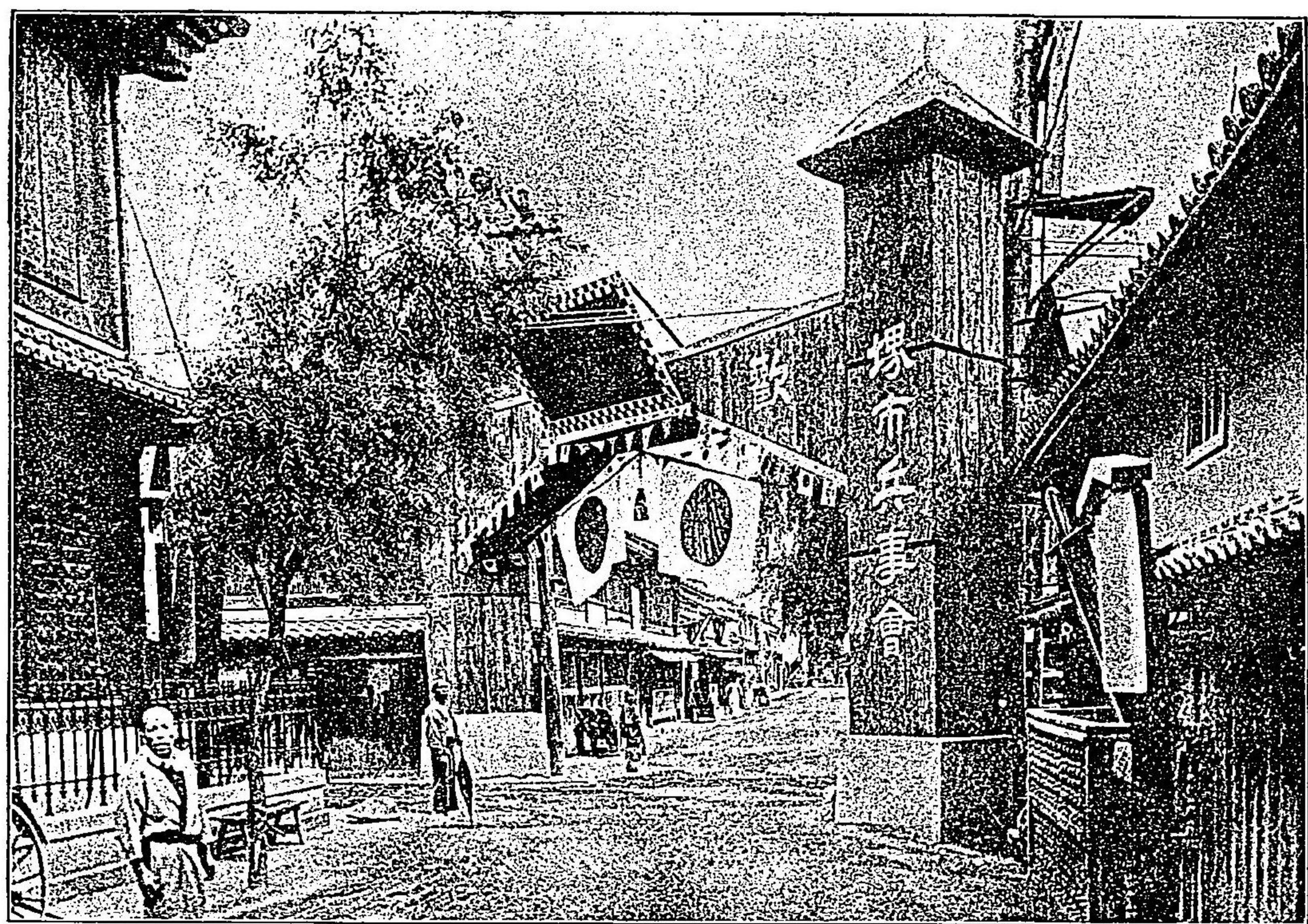
君郎一五西大問顧會革兵市繁



君郎治友崎川頭會副全



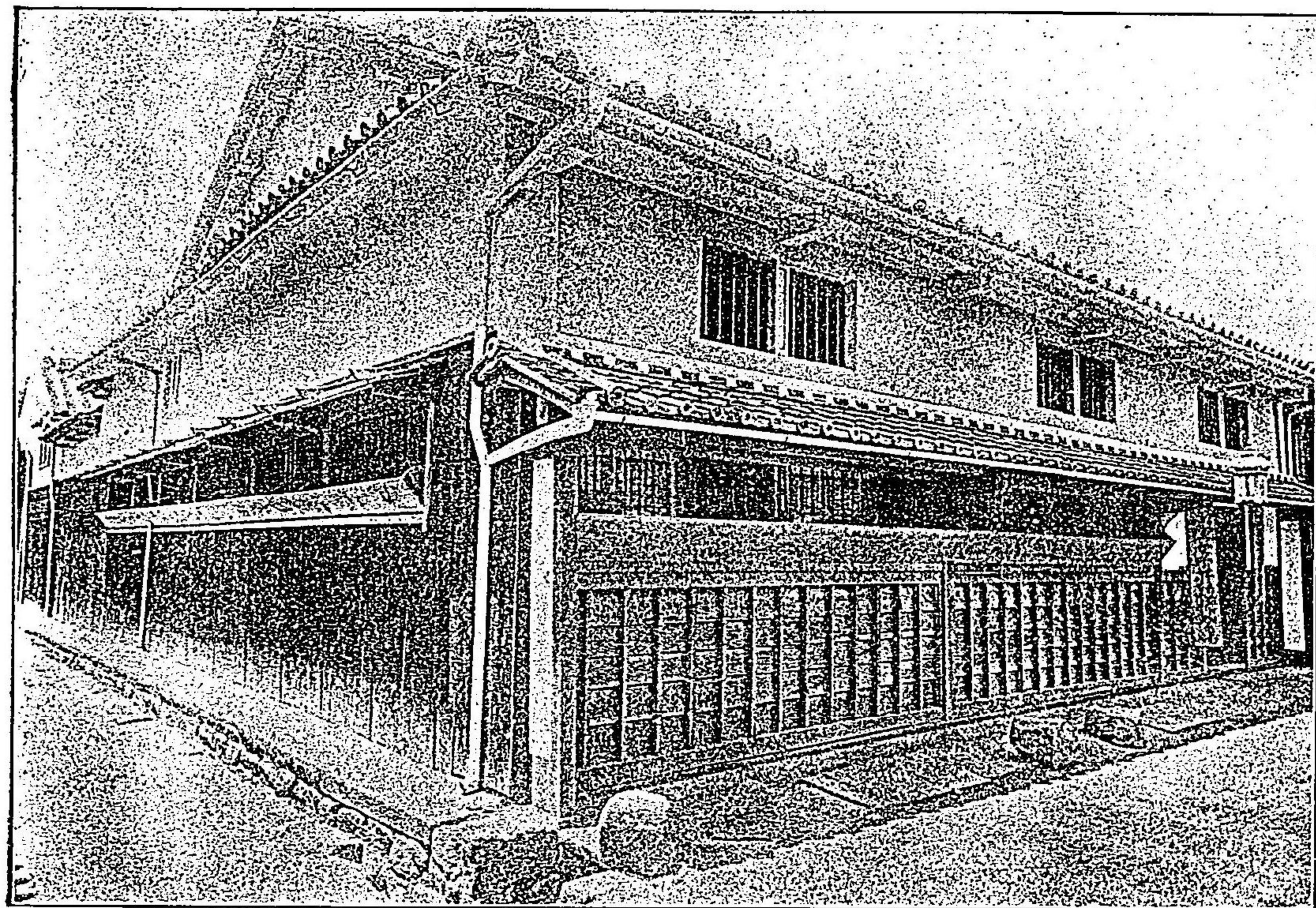
君義通木宮頭全



門旋凱設建會事兵市堺



堂聖內所容收廢符之贈寄會事參市界



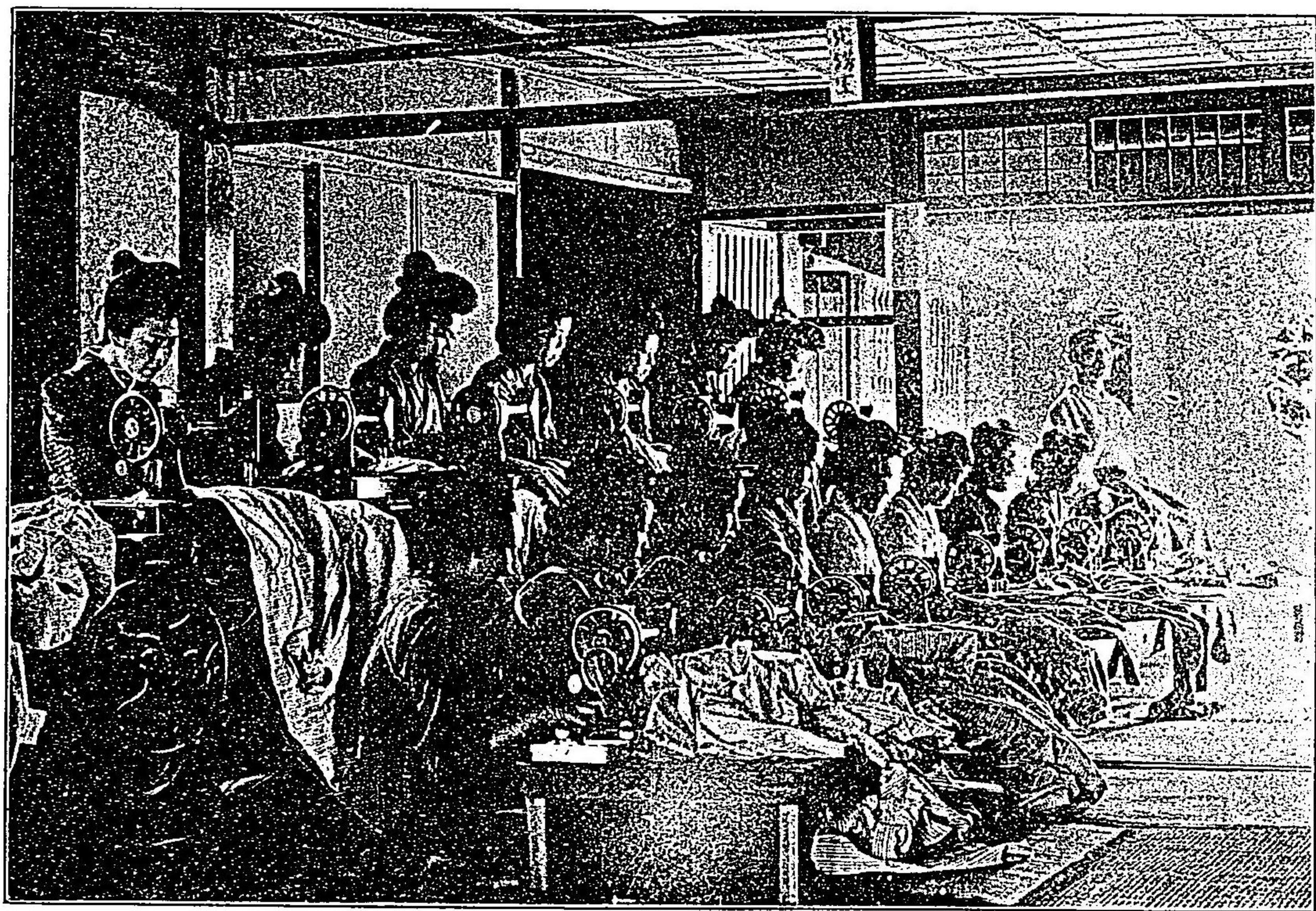
(場工産授元) 場業作働共子女市界



(一其) 况實之業作縫手場工產授



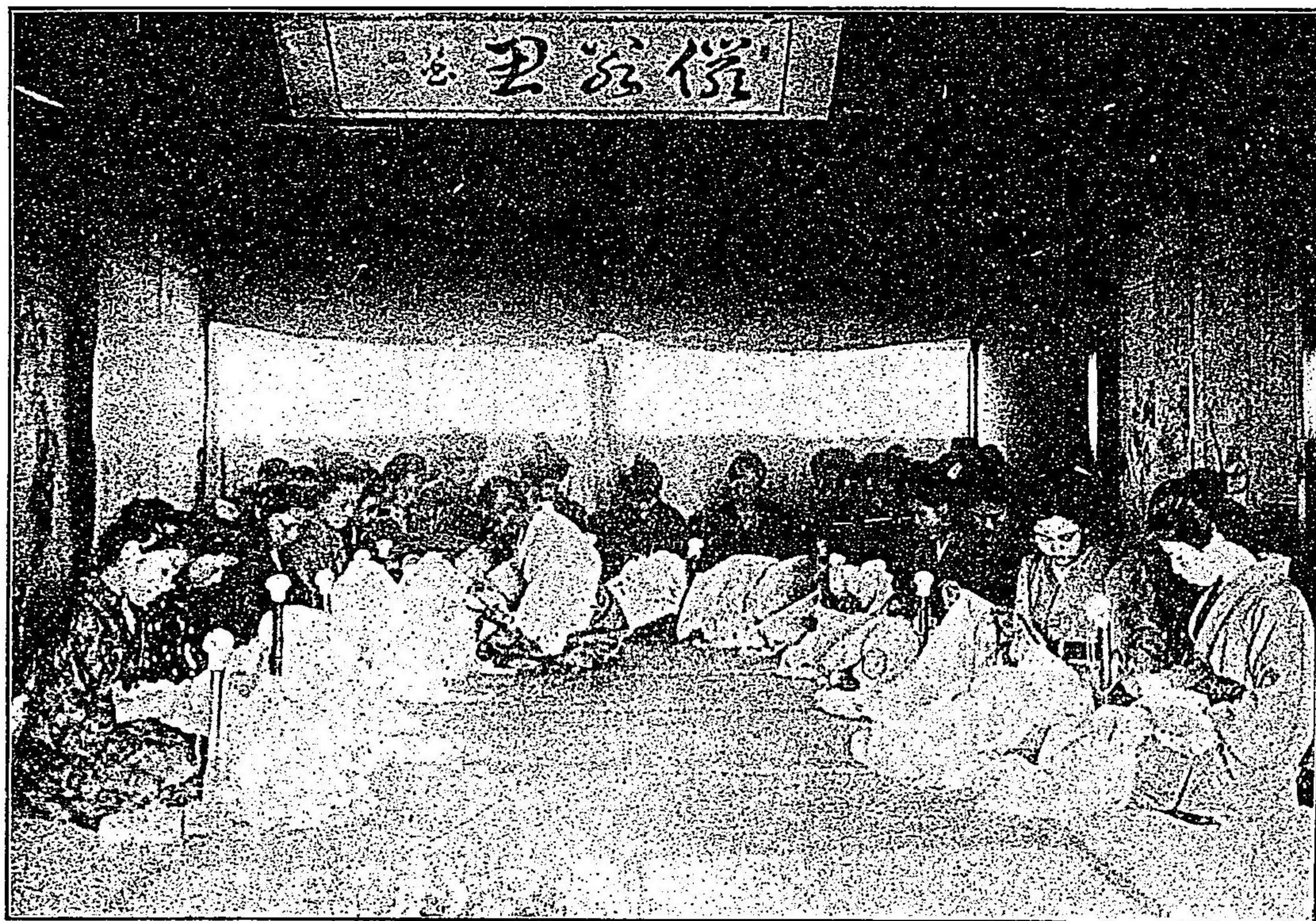
現實之業作械機廻手場工產授



授産工場足踏機作業之實況



(二其) 况實之業作縫手場工產授



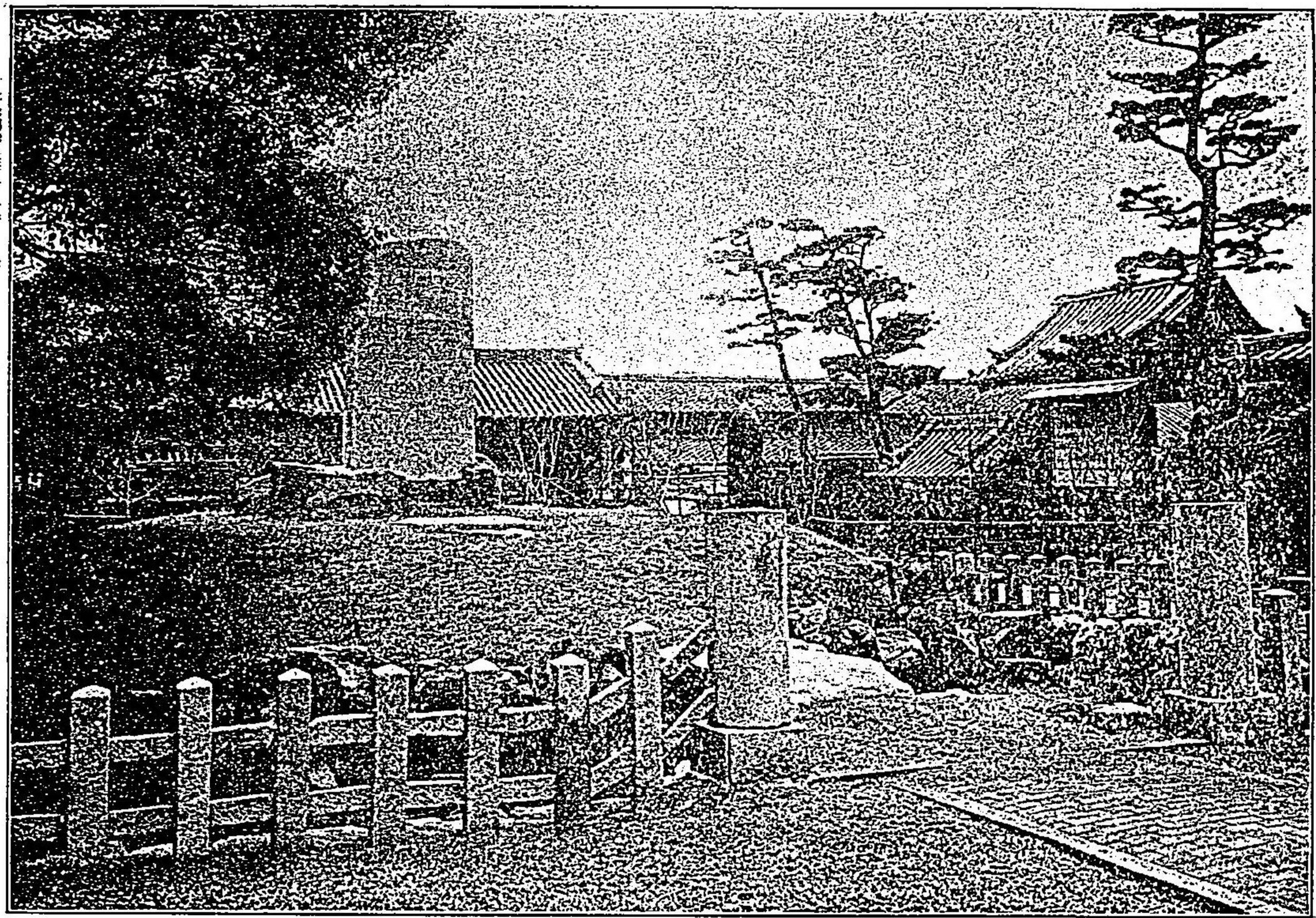
(三其) 授產工場手縫業之實況



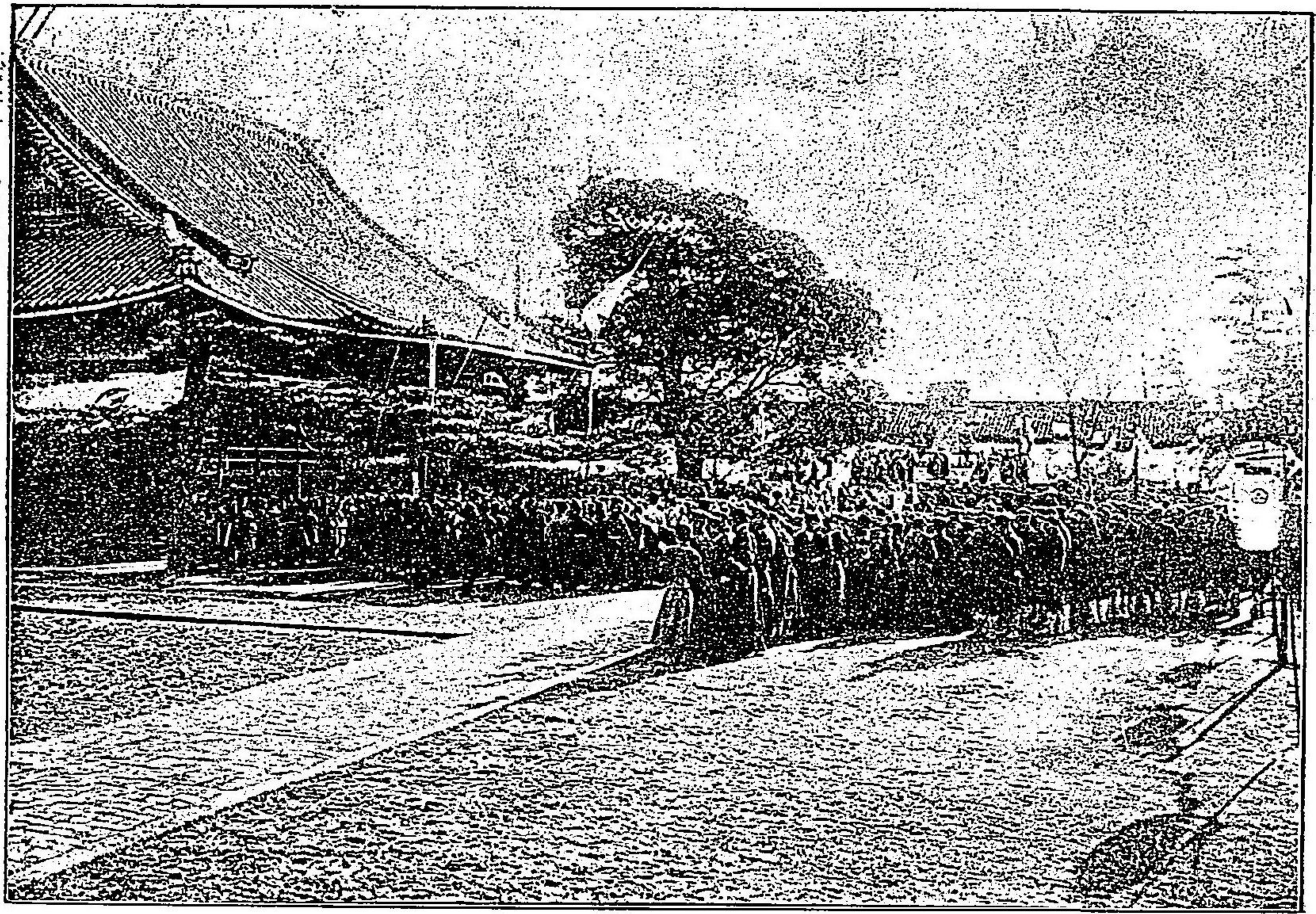
部内室育保場工産授



兒幼及員職部育保場工產授



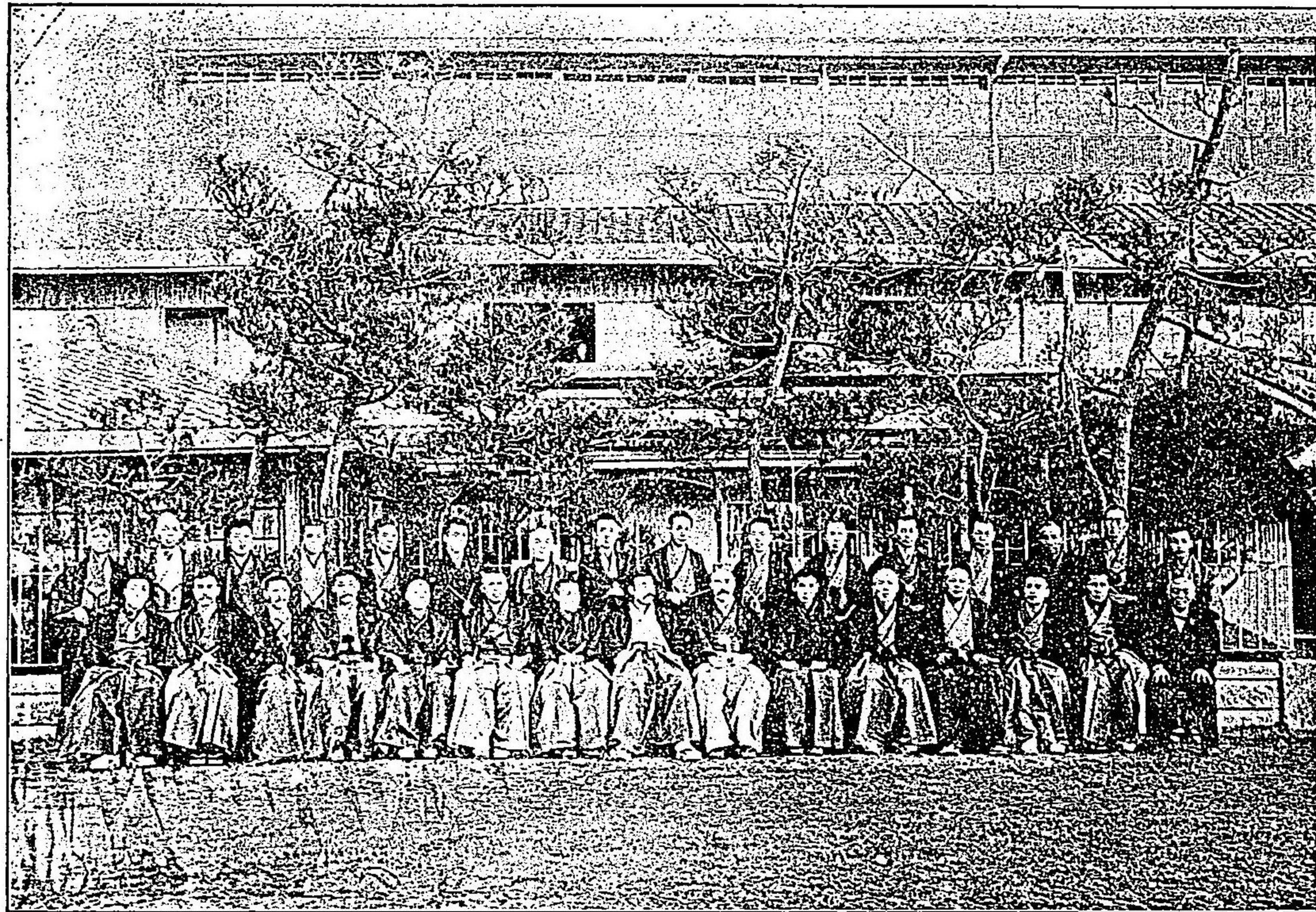
旭蓮社内忠魂碑



於旭蓮社內忠魂碑除幕式之實况



明治卅九年六月 於水界族館內 市主能吊魂祭實况



員 役 會 事 兵 市 界

八明
率治
戰州
汲七
堺市奉公錄

目次

緒言

第一編

一、堺市兵事會之本領	三頁
二、堺市兵事會之活動	四頁
三、堺市兵事會之組織	七頁
四、所謂手辦當主義	一一頁
五、有志團體之活動	一二頁
六、堺市兵事會之經營	一四頁
其一、授產工場	一四頁
(1) 作業場	一五頁
(2) 教育部	二〇頁
(3) 保育部	二〇頁

次 目

其二、金錢援護	二一頁
其三、軍人の優待	二四頁
一 慰護の贈金品	二五頁
二 小學校授業料の不徴收	二八頁
三 應召市吏員	二九頁
四 應召教員	二九頁
五 學校用品の贈與	三〇頁
其四、酒 保	三〇頁
其五、月報の發刊	三二頁
其六、戰時紀念寫真帖	三五頁
七、軍人及家遺族之慰問	三七頁
一 應召軍人の慰問	三七頁
二 家遺族の慰問	五一頁
八、戰病死者葬儀	五四頁
附 吊 魂 祭	
(1) 戰病死者の葬儀	五五頁

第二編

(2) 吊 魂 祭	六九頁
九、凱旋軍人歡迎會	八〇頁
十、帝國軍人援護會之寄贈	八三頁
十一、内務大臣之巡視	八四頁
十二、政府當局者の眼底に映せし兵事會之事業	八七頁
十三、戰利品下附之稟請	八九頁
十四、被援護者と援護費	九〇頁
十五、有志之同情義金	九四頁
十六、凱 旋 門	九七頁
追記 兵事會頭之更迭	九八頁
全會委員への挨拶	一〇〇頁

一、時局に關する告諭	一〇四頁
二、特別御下賜金保管方心得之制定	一〇六頁

三、國庫債券之應募	一〇七頁
四、金品之獻納	一〇九頁
(口)(イ) 軍資	一〇九頁
(口)(イ) 恤兵	一〇九頁
五、第七師團之犒軍	一一〇頁
附 大隊本部司令の來界	
六、軍隊及遺家族之慰籍	一一二頁
七、聖堂之寄附	一一八頁
八、回航委員に對する謝狀	一二三頁
九、同盟艦隊之謝狀	一二四頁
十、篤志家之美學	一二五頁
十一、戰捷祝賀會	一三五頁
附 提灯行列	
十二、演說會	一四八頁
十三、吊魂祭	一四九頁
十四、敵國降伏紀念祭	一五五頁

第三編

十五、兵事會員之慰勞	一五六頁
十六、忠魂碑之建設	一五七頁
十七、市立學校之施設	一六八頁
十八、紀念事業	一七一頁
(口)(イ) 實業補習學校之開設	一七一頁
(口)(イ) 教育基本財産之設置	一七二頁

一、動員下令と應召者	一七五頁
二、勳章傳達式と其拜受者	一九七頁
(口)(イ) 戰死者	一九七頁
(口)(イ) 凱旋者	二一〇頁
三、感狀賞詞之受領者	二三二頁
四、戰病死者と癩癩者	二三八頁
五、御菓子料等之拜受者	二四〇頁

六、	下賜義足之拜受者	二四二頁
七、	特別賜金之受領者	二四三頁

目六

附 録

一、	時局日誌	二四九頁
二、	第四師團之戰歴	二六九頁
三、	堺市名譽職員之面影	二七二頁
	追録	
	陸海軍人に賜はりたる勅語	二七四頁
	陸軍大臣の訓示	二七六頁
	聯合艦隊解散告別の辭	二七七頁
	塚本第四師團長の訓示	二七九頁

次

目

目 次 完

明治卅七年 堺市奉公録

言

緒

言

明治三十七八年戰役は、東西に涉り古今を通して實に未曾有の出來事たり、熟惟ふに科學の全盛を究めたる今二十世紀の初舞台に於て、防禦力破壊力の優勝劣敗は殆ど吾人をして、全く智力の戰爭たるの感を實現せしめ、而も其一大事變は早や昨日の夢と過ぎ去りて、我帝國の大捷利も、後來永く世上に一大光彩を放つべし、戰戡て後腥風異臭に心肝を寒からしむるものあると一般、平和克復の今日既往の事茫乎として徒一場の夢を逐ふに似たり。是實に過去の歴史たり、夫れ然り史家は既に之を青史に載せて以て、斯光輝ある帝國の一大光榮を無疆に傳へ、依て上は、皇祖の神靈に報い奉り、下は皇國の臣民をして益奮勵せしむるところあらんとす。

夫れ國の歴史は、全班に亘れば彼の一地方の出來事其他巨細に網羅すること

は或は時に至難なるものあり、又必ずしも史乘之を修飾するを要せざるものあり、於爰乎其全班を察知し大体の傾嚮を繹ねんには、一國の監修を待つの外なしと雖も苟も事然らざるに於ては即ち、一地方を限り特に其由來を繹ね、其因果を究め、其結果を闡明するに若かさるなり。

征露の師起りて方に二十閱月。敢て短少なりとせず、或は砲彈相交へ、劍戟相磨し、或は帷幄の裡に籌畧を運らし、將又後方隱微の勤務もあり、敵の監視を潜りて綿々盡きす、如斯晝夜を分たず而して日を積み月を重ね。此間豈多大の趣味なからんや、之を思へば過去の一年有餘は史乘活躍の時なり、已に然りとせば這般の戦役に就或は其半面を描寫し來りて、聊か之を後昆に垂るゝところあらば、少くとも地方人士の腦中に好箇の印象を残して、幾閱月の後にも先人の事績を追想し其餘烈を謳はしめむ。

本篇は、日露交戦中に係る我堺市の軍事行動に就き、特に精細なる調査を遂げ凡そ這箇の出來事に關しては事細大となく、之を網羅し、世人をして一讀の下忽ち當時を追懷せしめ、以て記憶を新ならしむ、敢て題して堺市奉公録と云ふ、夫れ或は本編中偶々名實相副はさるものあるか如しと雖も、而も要するに、我堺市の出來事に付ては、眞滯を摘記し其骨子を失はさらむことを庶幾す。

第一編

一、堺市兵事會之本願

夫れ、社會は各互に相扶け相助くるを以て生存の要件なりとす。然り而して、凡そ一事業を起さんとするや、唯單に一個人の力克く之を成就するに足るものあり、又然らざるものあり、今夫れ個人の力克く其事業を成就するに足らむか、未だ必ずしも多人數に倚賴するを要せず、乍併、若夫れ之れに相反するものは、隨て多數衆合力に相俟ち依て以て其成功を期せざる可からず、而も世間には亦實に斯種の大事業の數多く存在せり、其大なるは恐らく天下萬人の力を藉らざるを得ざるものあるなる可し、彼の公益的事業は即ち是なり、就中慈善、祭祀等の如きに到りては、到底一人の力奈何ともなし能はさる事に屬す。(個々の慈善若

くは祭祀を稱するに非ざるは勿論）戦時に於ける軍人の待遇并に家族遺族に對する援護の如きは著例なりとす。

我堺市兵事會は、要するに前述公益的事業の一に屬し、取も直さず多衆熱誠同志者の集合に依りて成れり、而して其主義、本領たるや、規約第一條は明示せり。曰く、

本會は堺市出身軍人を優待し其家族遺族を援護するを以て目的とす

前項に定むるもの、外軍隊の行軍演習等あるに際しては病舎其他に關し特に斡旋の勞を執るものとす

明文上一の問然する所あるを認めず、果して然らば、過去及現在の行動如何及將來の措置如何、是實に本編に於て觀むと欲する緊切の要点にして、又全會か過去の經歷に鑑み其規約の趣旨を發揮し得て、聊か中外に誇負せる所となす、是より以下序を追ひ順を正して闡明せむ。

二、 堺市兵事會之活動

堺市兵事會は、其創設既に舊く端を明治二十一年五月に發して以來、間斷なく以て今日に到れり、偶々世態の變遷に伴ひ時に弛張あるを免れざりしと雖も、而も、約二十年間、兎も角首尾一貫今や豫想以外の好果を擧ぐるに到りしは、會頭を始め會員諸氏か挺身其事に従ひ、外有志の贊襄與て力ありと謂つべきなり。

夫れ兵事會本來の任務は、唯々戦時に於ける而已ならず、平時に於けるも亦誠に輕易ならず、抑々本會か時の必要に逼られ、市の有志等相謀りて創立せし以來、凡そ籍を軍隊に置けるものは、悉皆本會に網羅し、現役、豫、後備の如何を問はず其勞を犒ひ其功を賛し飽迄軍人優遇の手段を講し、并に遺族諸氏の保護を努めたり。

夫れ帝國軍人として一旦兵役に就くの日は、偏に軍國の責に任し、即ち、復一家一身を顧みるの餘地あるなし、此時に方り諸士をして聊か内顧の患なからしめ、専心一意盡忠奉公の念を懷抱せしむるものは、實に、本會か本來の素志にして、本會活動の根本ありとす。

我堺市五萬有余の市民は、其内年々約七十有餘名の現役兵を出し、仍ほ加ふる

に當該年度の補充兵員を算するときは、實に二百有余の兵數となり、而して歲々同一歩調を逐うて往還の兵員相半ばし、斯の如くにして平時常備軍の編制に列り、戰時に在りては、現役兵は勿論、補充、後備を驅て悉く事變に赴かしむ。故に、平時幾倍の兵數は、戰時兵員を組織し以て或は出征の班に入り、或は留りて内地を守り、内外相應の重任に與れば、隨て此間に處して間斷なく活躍を試み、其本領を發揮して已まざるは、即ち、實に我堺市兵事會なりとす。

明治二十七八年日清戰役、及明治三十七八年日露戰役は、最近に於ける世界の一大戰闘として、喧傳せらるゝ所なるのみならず、日露戰役は、是實に有史以來の一大事變たるは今更歎々を要せず、我か兵事會は、この一大戰期に際會し、率先して帝國軍人を優待し、後援の本分を完成して平素の抱負を現實にせり、就中この戰役に關しては、特に記録に存し宏く世に傳ふべき事項寔に鮮少ならず。故に、編者か本編を起すも亦主として此點に關する觀察に外ならざれば、自然一方に偏するを免れざるか如しと雖も、而も仍是のみを以てするも、業に既に本會か社會に貢獻し、上 聖恩の萬一に酬い得たるへきを、信するものなるに

因り敢て復他事を追ふを要せず。

因に一言せむ、本編殊に第一編は、専ら堺市兵事會か、活動の事績を釋ね其經歷を詳にし以て、戰時の一斑を視はむとするに在れば、讀者幸に之を諒せられよ。蓋堺市の現狀に鑑み、諸種の事實を綜合するときは、即ち本會の沿革を探り、發展の動機を追ふの、捷徑なるに若かさればなり。

三、堺市兵事會之組織

堺市兵事會は、市の有志より成り、至誠奉公を旨として、唯一に上 至尊の鴻恩の萬一に酬いむか爲め、組織せられたる一個の公益的團體なり、創立以來已に十有九年、而して此間多少の變革あるを免れざりし、と雖も本會の組織は、依然として變せず、役員には會頭あり、副會頭あり、并に委員及幹事あり、而して會頭は、市長副會頭は助役を以て充てられ、委員は、皆市の有力者之れか選に當れり。今誠に該會の規約を左に掲載せむ。

堺市兵事會規約

第一條 本會ハ本市出身軍人ヲ優待シ其家族遺族ヲ援護スルヲ以テ目的トス

前項ニ定ムルモノ、外軍隊ノ行軍演習等アルニ際シテハ宿舍其他ニ關シ特ニ斡旋ノ勞ヲ執ルモノトス

第二條 本會ノ資産ハ有志者ノ寄附金品ヲ以テ之ニ充ツ

其他臨機收利ヲ目的トスル事業等ヲ企テ一部ノ資産ニ充ツルコトアルベシ

第三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

顧問 一名 委員 三十名

會頭 一名 幹事 若干名

副會頭 一名

第四條 顧問會頭及副會頭ハ會員之ヲ推選ス

第五條 委員及幹事ハ會頭之ヲ囑託ス

第六條 必要ニ應シ役員會議ヲ開キ金品ノ收支其他本會ノ事業ニ關スル議件ヲ評決スルモノトス

役員會ハ會頭副會頭及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七條 寄附金品ノ收支ハ毎年一月七月役員會議ヲ開キ之ヲ報告スルモノトス

本會資産ノ利殖及保管ノ方法ハ役員會議ノ評決ニ據ル

第八條 戰時事變ニ際シ應召軍人ニ對スル待遇方法ハ別ニ之ヲ定ム

戰病死者ニ對スル吊祭方法亦前項ニ同シ

第九條 授産工場ヲ設置シテ適當ナル職業ヲ授ケ以テ軍人家族遺族ヲシテ獨立自營ノ途ヲ得

セシメ并ニ智育德育ノ途ヲ補ハシムル者トス

工場取締準則ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 將來本規約ヲ改正セントスルトキハ役員會議ノ評決ニ依ルベシ

因ニ當時役員ノ氏名を掲ぐれば左ノ如シ

會頭	大西五一郎
副會頭	宮本通義
委員	仁田庄太郎
	出來恒吉
	大野久兵衛
	山添政次郎
	金永利三郎
	袋谷藤一造
	澤田房吉
	河野源治郎
	住山治郎吉

南	和	中	中	住	平	京	八	廣	兒	武	今	西	奧
條	田	谷	川	浦	野	谷	木	田	山	田	奧	川	田
元	德	松	猪	友	龜	又	常	長	竹	恒	八	助	重
七	平	藏	郎	吉	松	平	七	郎	松	三	十	三	吉

幹事

銅	眞	眞	北	倉	金	松	北	指	永
堂	鍋	崎	尾	橋	谷	本	ノ	吸	野
甚	長	昌	三	利	彌	勝	間	德	德
之	則	秀	平	幸	平	右	利	次	松
助							市	郎	

而して兵事會は、其事務所を堺市役所内に設置し、時々必要に應じ會頭の名を以て、各委員を招集して役員會議を開き、諸般の事項を評決す。

四、所謂手辦當主義

掲げて手辨當主義と謂ふ。已に奇なり、今の世報酬をくして時間を費し心力を勞することをせむや、即ち、彼の公共事業に携はる者乃至一般名譽職員たる者は、些の報酬なくして事に職に當れるも、所謂實費辨償若くは或所定の手當を受け、加之地位相當の待遇を蒙ることあるは、即ち、現今世上普通の状態なるへし、然るに、我兵事會委員は、常に些の報酬を得ざるは勿論、所謂實費支辨等の設もなきに、開戦以來軍人諸士の歡送迎に、犒軍に、奔走し或は屢次開催さるゝ諸種の會議に參集して、殆ど晝夜忙殺せらるゝの有様なるにも拘らず、所謂手辨當を提げ、自家所用を抛ち仍ほ應分の出金を敢てし、有らむ限りの根氣を盡し、以て軍國の事に従へり、其心緒の高潔なる、洵に、嘆稱に堪へたり是豈に人生の一大美事にあらずや。

五、有志團體之活動

時局の發展に伴ひて勃興したる有志團體は、兵事會の外尙數多あり。是等は均

く皆市の有志より成り、各其目的に應じ、其特長を發揮し、共に熱心奉公の誠意を顯はせり、今左に掲ぐる所のもの即ち是なり。

- 一、各宗同盟報國義會
- 二、堺日宗報國義會
- 三、獎義會
- 四、堺婦人會
- 五、愛國婦人會堺幹事部
- 六、堺醫會
- 七、堺市參事會
- 八、堺市會
- 九、堺府俱樂部
- 一〇、堺市教育會
- 一一、愛泉會
- 一二、堺義正會
- 一三、堺音樂會

右の外個人、團體を問はず、直接將た間接に犒軍、恤兵乃至援護を致されたる志士、仁人、勤からさるべきも、今は唯其重なるものを擧ぐ。

六、 兵 事 會 之 經 營

其 一、 授 産 工 場

出征軍人の、家族遺族に對する相當保護の方法を盡すことは、是蓋緊要の事に屬じ、須臾も忽諸に付すへからず、本會は夙に見る所あり、乃ち諸種の事業に盡瘁せるの傍、専ら力を、爰に注ぎ、始めて授産工場の設置を企て、出征軍人家遺族中勞務に耐ふる者を此所に收容し、以て、獨立自治の途を得しめ、彼の依頼心を避けて、各自自營の念を懐かしめ、一面懶惰の弊風を未然に防止せむことを謀れり。

此計劃や案に違はず。着々實効を收め、就て職を求むる者日々に多きを加へ來り、最初は諸種の事情に驅られ就職者仍ほ多からず、當局者として窺に肩を擧めしめたりしもの、今は却て反對の傾向を呈し、豫想外の好果を擧ぐるに到り、現に平和克復の今日、仍ほ、紹繼して茲に戦後の紀念工場（今は即ち授産工場たりし名は改まりて戦捷紀念堺女子共勵作業場となる）の存續を見るに到りたる

は、我人共に喜びとする所なり。

(1) 作 業 場

本工場は、出征軍人の家遺族をして、各自々營の途を得せしめ、更に出征者をして内顧の患なからしめむ爲め其設置を企て、去る明治三十七年十月、之か調査に着手し、諸般の設備成りたるに依り、翌十一月十六日、市ノ町西五丁元商品陳列所跡を、其儘用ひて開場することあり、三十八年一月四日盛大なる始業式を擧げたり、越えて、四月熊野町大小路角に移り、仍ほ漸次事業の擴張に伴ひ、工場の狹隘を告げたるを以て、全年七月戎ノ町西貳丁土屋氏舊邸を以て、分工場に充てたり。

斯くて、戦局治まりて后、出征者續々歸還し、隨て本會事業の一段落を告ぐるに到りたるを以て、茲に、永久維持の策を講し、即ち、全分工場の買収を遂げ以來全工場を以て、専ら本工場と稱せり。

(イ) 作業の種類

作業の種類は、出征軍人用被服、襦袢、袴下、猿股、病衣、蚊帳、脊負袋、包布類の裁縫にして、陸軍被服廠大阪支廠其他に交渉し、請負契約を結ひて、材料の供給を受け縫製教師指導の下にその業に従事せり。

(ロ) 作業場器械

作業品は、多く密針器械を以て縫製せらるゝに依り、斯種の器械四五十台は、恒に、備付

られ、仍は此外手縫のものあり。

(ハ) 作業者并に作業數

作業に従事する者、始めは左程多からざりしか、漸次其數を増加し、一日平均五六十名より百名内外より上り、今は、四五十名を上下せり、又仕上高も右の員數に比例し、一日平均三百組以上より四百組前後に及び、而して、之か賃金の如きも一日平均七八圓一ヶ月多きは四百七八十圓、少くも貳百參拾圓を仕拂ふに到り、去る三十七年十一月十六日開場以來昨年十二月二十五日に到る迄に、仕拂ひたる賃金、實も、七千八百壹圓八拾六錢四厘の多額を算するに到れり、又以て其一班を察知するに足らむ。

(ニ) 作業者正副組長の選任

作業者の増加するに従ひ、工場内の秩序整理及諸般の監督取締等の爲め、工場事務員の外、作業者より正副組長各一名を互選せしむることとし、本工場を密針手廻組、全足踏組及手縫組の三組に分ちたり。

(ホ) 就業者心得

一般就業者に對する作業の方針を定むる必要あるに依り、就業者全員に對し、可成輒すく其趣旨を識らしめむ爲め、工場内見易き所に左の心得書を貼付したり。

◎ 就業者心得

本工場ハ堺市出身軍人家遺族ノ爲メニ適當ナル職業ヲ授ケ獨立自活ノ美風ヲ養ヒ一面遠

征ノ勇士ナシテ後顧ノ憂ナカラシメン爲メ堺市兵事會ノ設置セシモノナレバ就業者ハ常ニ此趣旨ヲ辨ヘ自己ノ品行ヲ修メ業務ヲ勉勵スベキハ勿論特ニ下記ノ條項ヲ嚴守スベシ
本工場設置ノ趣旨ヲ貫徹セン爲メ作業獎勵ノ外本工場ノ附帶事業トシテ本工場ニ教育部并ニ保育部ヲ設ケ教育部ハ就業者ノ品位ヲ高メ智識ヲ弘メンガ爲メ特ニ設ケタルモノナレバ各自業務ニ熱心スル傍互ニ智徳ノ練磨ヲ謀ルベシ保育部ハ就業者ノ幼兒ヲ收容シテ啓發談話ヲナシ手技遊戯唱歌等ヲ授ケ幼兒ノ保育ヲ遂ケシムル爲メ設ケタルモノナレバ幼兒ヲ持ツ者ハ此保育ヲ受ケシムヘシ

- 第一條 就業者ハ毎日常朝食後出場シ事務員ノ指圖ニ依リ業務ヲ執リ作業ニ勵精スヘシ
- 第二條 毎朝出場セハ通帳ヲ事務員ニ差出シ認印ヲ受クヘシ
- 第三條 就業者ハ毎朝出場ノトキ出席簿ニ捺印スヘシ
- 第四條 就業中漫ニ作業場ヲ離ル、コトヲ得ス
- 第五條 臨時ニ本工場ヲ退出セントスルトキハ事務員ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條 就業中漫ニ談笑聲語スヘガラス
- 第七條 就業者ハ相互ニ敬愛シ懇切ヲ旨トスヘシ
- 第八條 本工場内ニハ辨當ノ外飲食物ヲ携帯スベカラズ
- 第九條 作業材料及用具ハ常ニ能ク整ヘ置クベシ
- 第十條 履物傘其他ノ携帶品ハ一定ノ場所ニ整ヘ置キ亂雜ナラシムベカラズ
- 常ニ節約ヲ守リ共勵貯蓄ヲナスベシ

(一) 工場内最初の監督者
 當初授産工場の開始せらるゝや、卒先身を以て親しく事業の整頓に當り、好模範を貽されたり。其人は誰、前の市長大西氏今の市長宮本氏及元市會議長和田氏の三令夫人なりき。

(二) 作業貯金規約
 戦時勤険貯蓄の聲、到る所に喧傳せられ、國民舉て其風教に倣はむとするの時。我授産工場も亦作業者間互に、相勵行せしむるの適切なるを認め、即ち、規約を作り作業者として、毎月所得工賃の金百分の十以上を貯蓄せしむることとしたり、左に其規約を掲ぐ。

◎授産工場作業貯金規約

- 第一條 當授産工場に於て作業する者は毎月所定の金員を貯蓄するものとす
- 第二條 作業者の貯金は毎月所得工賃金の百分の十以上と定む
 但被保護者は前項百分の五迄低率することを得
- 第三條 貯金は工賃金支拂の都度事務員より於て其金額より扣除し郵便貯金に預け入れの手續をなすものとす
- 第四條 貯金は貯蓄者各自の名義を以てし貯金通帳は管理者より於て保管するものとす
- 第五條 貯金管理者は會頭を以て之に充つ
- 第六條 貯金は本工場就業期間内拂戻を要求することを得す
 但會頭又は副會頭の承認を経たるものは此限り非す
- 第七條 貯金管理者は毎年末より於て貯金總高の決算報告をなすものとす

第八條 本規約は明治三十八年一月より之を施行す
 因に、昨年十二月三十一日現在貯金の總額金八拾五圓四拾錢に上り、此貯金者總員五十八名、而して内一人の貯蓄金額最高金五圓貳拾錢に達せり。

(チ) 作業者奨励の歌
 作業者をして、口に唱歌をなさしめつゝ、不知不識品行を慎み勤儉の美風を養成し、軍人の家遺族たる本分に背かさらしめんとすの趣旨に依り就業者奨励の歌といふを物して、各自よ之を歌はしむ。

◎堺市軍人家族遺族共勵作業場就業者奨励の歌

- 一、本場に作業をする婦女は
 天皇の詔勅をかしてみて
 家族、遺族の團樂なり
- 二、我が兵士は喜びて
 彈丸雨の唐山に
 生命捧げて戦へり
- 三、わが兵士はいそしみて
 氷の上は火の中に
 名譽の戦死を遂げたりき
- 四、こゝに集へる姉妹よ
 戦の場の艱難に
 堅實と勇氣は生すべし
- 五、堅實と勇氣をふり起し
 作業を勵みいさゝかの
 世の流行は目をふらす

六、作業の閑暇には學問し

この地の状況から送り

七、互に言行慎みて

適 日本軍人の

八、風雨寒暑は何の其の

適 日本軍人の

手紙かく業稽古して

露露の夢を慰めん

子女の教育怠らず

家族、遺族と稱はれなん

只管勤儉自活して

家族、遺族と稱はれなん

(2) 教 育 部

帝國軍人の家族として、將た妻女として、其面目を保たしめむには、獨り生活上は就てのみ
援護を與ふるに止まらず、併せて品性上、智育上の教育をも施し、出征者をして兩つながら、
后顧の憂なからしむるの必要あるを認め、工場内に教育部を設置し、三十八年一月四日を以
て開始したり。而して、担任教師としては、宿院及錦西尋常小學校職員中の特志者、教務の
餘暇を以て之に従事せり。

教授の科目は、修身、讀書及作文にして、程度は、専ら簡易實用を主とし、修身は多く題を、
戦時に於ける女子の心得、愛國心、婦人の貞操、出征者に對する通信の心得、出征軍人現時
の狀態及一般衛生談等を探り、讀書及作文は、戦地出征軍人との書簡の往復等に、便せしむ
ることを期し、毎週月、火、木、土の四曜日、各一時間宛教授し、婦徳の修養に勉むる所あり。

(3) 保 育 部

就業者をして、一意専心其業に従事せしめんよは、勢ひ其手足纏となるべき携帯兒を保護し
且之を保育するの必要あるを以て、工場内は保育部を設置し、教育部の開始と同時に併置す
ることゝしたり、而して、担任者には、堺市第一、第二幼稚園の保母諸姉か、特志を以て之
に當れり。幼兒の收容數、日々平均三十名内外にして、是等の幼兒は、遊戯室に餘念なく胡
蝶の戯を爲しつゝあり。

因に、担任教師及保母の氏名を掲げて、其特志を表章せん。

- 教師 中村貞義氏、前田重正氏、平井逸夫氏、大高スガ子、堀口みつ子、
- 保母 片岡春子、金子鐘子、大上小ツル子、山本とよ子、村田かゝ子、齋藤トモ子

其二、金 錢 援 護

兵事會か、軍人家遺族に對する援護の方法に二種あり、曰生業扶助、曰金錢援
護即ち是なり。生業扶助は、前章に於て縷陳せし授産工場の設置に依り、其幾分
を補ひ得たるへきを信すると共に、今一方の金錢援護は、稍彼と其事情を異に
し、自ら生業に就きて活計を立て得るものを除き、全く其生活の困難なる状態に
陥り、尙親族故舊等よりも些かの扶助を受くへき見込なき者に限り、此方法に依
る援護を受くることを得るなり、左に之に關する兵事會慰護内則を掲載せん。

● 堺市兵事會慰護内則（抜萃）

第二節 家 族

第六條 第一條ニ規定ノ應召軍人ノ家族ニシテ其生計困難ナル者ハ左ノ區別ニヨリ之ヲ援護ス

一、十五年以上 一日一人 金拾貳錢以內

一、十五年未滿三年以上 一日一人 金八錢以內

一、三年未滿 一日一人 金五錢以內

第七條 本則ニ於テ家族ト稱スルハ戶籍上又ハ事實上ノ祖父母、父母、妻子、兄弟、姉妹等ヲ云フ

第八條 同居家族中十五年以上ニシテ職業ヲ爲シ其他自活シ得ルモノト認ムル者ニ對シテハ之

ヲ給與セズ

第九條 親族故舊等ニヨリ扶助ヲ受クヘキ見込アル者ニハ之ヲ給與セズ

第十條 援護ヲ受クル者ニシテ死亡其他不慮ノ災害ニ罹リタルトキハ金拾圓以下ノ一時金ヲ給

與スルコトアルヘシ

第十一條 援護ヲ受クル者ニシテ傷痕又ハ疾病ニ罹リタルトキハ第五條ノ各定額ニ二倍迄ヲ給

與スルコトアルヘシ

第十二條 第八條及第九條ノ規定ニ依リ援護ヲ受ケサル者ニシテ傷痕又ハ疾病若クハ死亡其他

不慮ノ災害ニ罹リタルトキハ其狀態ニ依リ相當援護ヲ爲スコトアルヘシ

第十三條 家族死亡シ第十條又ハ第十二條ニ據リ一時金又ハ援護ヲ受ケサル者ニハ香儀トシテ

金壹圓ヲ贈呈スルモノトス

第十四條 第六條乃至第十一條ノ規定ハ戰役ニ際シ現役ヲ延期セラレタル者又ハ出征セル現役

下士卒ノ家族ニ之ヲ準用ス

第十五條 第十二條ノ規定ハ渾テ現役下士卒ノ家族ニ之ヲ準用ス

第十六條 下士卒死亡シタルトキ又ハ傷痕若クハ疾病ニ依リ解隊セラレタルトキハ公報又ハ届

出ヲ受ケ若クハ其事實ヲ認知シタル翌日ヨリ援護ヲ解止ス但既ニ前渡ニ係ル援護金

ハ之ヲ返還セシムルニ及ハサルモノトス

第二節

雜 則

第十七條 本内則ハ審査會議ニ依リ之ヲ執行スルモノトス

（以下省畧）

金錢援護の性質たるや前掲の如し、元來、援護の手段として、唯々金錢の供給を以てするは、寔に策の得たるものに非ず、政府も已に斯事に付きては、豫め注意する所あり。可成的金錢援護を避けて、生業扶助の方法に出つへきことを令達せられたり、我兵事會も、現に規定を設け、審査會議に附し之を決定すへきものとしたり。（内則第十七條）

▲參 照

● 堺市兵事會審査會細則

第一條 會頭ハ本會々頭之ニ當ルモノトス

- 第二條 會頭事故アル時ハ同副會頭之ヲ代理ス
- 第三條 會頭及副會頭事故アル時ハ出席委員ノ互選ヲ以テ其代理者ヲ定ム
- 第四條 委員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 本會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
 - 一 會頭ニ於テ必要ト認ムル時
 - 二 委員二名以上ヨリ目的及事由ヲ表示シテ請求アリタル時
- 第六條 本會ハ委員半数以上ノ出席ヲ以テ開會シ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決定ス
- 第七條 委員缺席セントスル時ハ豫メ會頭及副委員ニ其旨ヲ申出ツルモノトス
- 第八條 委員缺席ノ際ハ副委員之ヲ代理ス
- 第九條 特ニ審査ヲ要スル事件アル時ハ委員ヲ設ケ之ニ附託スルコトヲ得
- 第十條 本會ハ會議録ヲ作り會議ノ要領ヲ記載シ會頭及出席委員二名以上記名調印スル者トス
- 第十一條 本則ニ規定スル者ノ外ハ普通ノ會議法ヲ準用ス

其二、軍人の優待

兵事會唯一の目的は、即ち本市出身軍人を優待するに在り、其家族遺族を援護するか如き、將た其他の動作は、渾て之れに伴隨して生じたる其結果なり。出征軍人の優待は、種々の方面に於て現はる、出征軍人に對する盛大なる歡送

迎の如き、若くは戰死病死者に對する吊魂祭典の如き其他數へ來れば枚舉に違あらず。而して吾人は以上二者の場合、別に章を起して立論するの便宜なるを認むるを以て、今は姑く之を省き、其他二三の重なる点に付き、本章に於て之を見むとす。

一 慰護の贈金品

餞別品 歸休兵、豫備、後備、補充及國民兵にして、本市に住居を有する者には戰時應召に際し、餞別として相當物品を贈呈す、

慰問品 傷痍、疾病の爲め内地に後送せられ、本市最寄の地に於て療養するものには、慰問の上相當物品を贈呈す

一時金(甲) 死亡者には、其遺族に對し左の區別に依り、一時金を贈呈す、

戰死者 金貳拾圓以上五拾圓以下

病死者 金拾五圓以上四拾圓以下

内地勤務中の死亡者 金拾圓以上參拾圓以下

一時金(乙) 戰傷の爲め癱疾と爲り、解隊歸郷せし者には、金貳拾圓以下

無事解隊歸郷せし者には、金貳圓以下の相當物品

▲參 照

●堺市兵事會慰護内則(抜萃)

第一節 軍 人

第一條 本市ニ居住ヲ定ムル歸休兵豫備兵後備兵補充兵及國民兵ノ下士卒ニシテ戰役ニ際シ應召スル者ニハ出發ノ際餞別ノシテ相當物品ヲ贈呈スルモノトス

第二條 渾テ本市出身下士卒(現役兵ヲ含ム)中傷痍又ハ疾病ノ爲メ内地ニ后送セラレ本市最寄ノ地ニ於テ療養スル者アル時ハ之ヲ慰問シ尙ホ其際物品ヲ贈呈スルモノトス

第一條及前項ニ規定スル贈呈品ノ品種及價格ハ別ニ定ムル所ニ據ル

第三條 前條ニ規定ノ下士卒中死亡セシ者ハ其遺族ニ對シ左ノ區別ニ依リ一時金ヲ贈與ス

一 戰死者(負傷后ノ死者ヲ含ム)一時金貳拾圓以上五拾圓以下

一 戰地病死者(后送后ノ死者ヲ含ム)全金拾五圓以上四拾圓以下

一 内地ニ於テ戰役ニ服シ死亡シタル者全金拾圓以上參拾圓以下

第一號及第二號ノ規定ニ據ル死亡者

前項遺族ナキ者ハ親族ニ贈與シ親族ナキ者若クハ遺族ノ望ニヨリ本會主催ニテ葬儀ヲ營ム場合ニ於テハ之ヲ吊祭費ニ充ツルモノトス

第四條 前條第一項第三號ノ内地ニ於テ戰役ニ服スル者トハ左ノ各號ニ該當シ出征セサルモノヲ云フ

一 第一期ノ軍事教育ヲ終ヘタル現役兵

一 戰役ニ當リ充員、補充、及臨時ノ召集ニ應シタル者

一 教育召集ニ應シ補充召集ヲ令セラレタル者

一 定期入營シ補充召集ト見做サレタル現役助卒、同輸卒、若クハ同看護卒等

第五條 第二條ニ規定ノ下士卒中戰傷ノ爲メ癡疾トナリ解隊歸郷セシ者ニハ其程度ニ應シ金貳拾圓以下ノ一時金ヲ贈與シ尙ホ無事解隊歸郷者ニ對シ金貳圓以下ノ相當物品ヲ贈與スルコトアルヘシ

木杯の贈呈 本市出身軍人の、多大なる勞劬を慰するの一端として、軍人諸士へ木杯贈呈の儀、委員會議を経たるに付夫々配與すへき諸士の内、出征軍人に對する分及内地勤務軍人に對する分とに別ちて、此總員一千百三十五人の諸士に、左の感謝狀を添へ、贈呈の手續を了したり。
(出征軍人に贈る分)

感 謝 狀

明治三十七八年ノ戰役ニ當リ毅然トシテ征途ニ上リ萬里ノ殊域ニ於テ交戰二十閱月死生ノ間ニ出入シテ義勇公ニ奉シ曠古ノ偉績ヲ樹テ我武維揚ル其勳功實ニ千古ノ範ト爲スヘシ爰ニ酒杯一箇ヲ呈シ其勤勞ヲ慰

シ聊感謝ノ意ヲ表ス幸ニ微衷ノ存スル所ヲ諒納セラレヨ
明治三十九年一月十五日

堺市兵事會頭 大西五一郎

(内地勤務の軍人に贈る分)

感 謝 状

明治三十七八年ノ戰役ニ當リ留守ノ任務ハ平時ニ幾倍シ訓練防備日夜
心力ヲ竭シ交戦二十閱月間出征將士ヲシテ内顧ノ憂ナカラシメ空前ノ
偉績ヲ奏ス其勳功固ヨリ戰地ニ在ルモノト擇フ所ナシ爰ニ酒杯一個ヲ
呈シ其勤勞ヲ慰シ聊感謝ノ意ヲ表ス幸ニ微衷ノ存スル所ヲ諒納セラレ
ヨ

明治三十九年一月十五日

堺市兵事會頭 大西五一郎

二 小學校授業料の不徴收

戰時事變の爲め、召集せられたる軍人の同籍内に在る子及弟妹并に戰地に

於ける勤務に基因して、軍人恩給法第九條第十四條又は官吏恩給法第三條
に該當する者、又は戰地に於て傷病を受け若くは疾病に罹り、明治二十七
年勅令第六十四號に依り、手當金を受くる者の同籍内にある子及弟妹に
對しては、授業料を徴收せず。

(二十七年二月二十七日
堺市告示第十號)

因に當該事實に依り、授業料を免除せられたる兒童人員總數二百六十九
名に達したり。

三、應召市吏員

市吏員にして戰時應召したる者には、二ケ年を限り、休職を命じ休職期
間内月俸三分の一を給與することとせり。

(三十八年一月二十三日
市會議決)

因に市吏員にして應召者は渾て六名

四、應召教員

小學校教員にして應召したる者には、是亦休職期間内、月俸三分の一を

支給することとなりたり。

(三十七年三月十二日
市會 職 決)

三〇

五、學校用品の贈與

因に教員にして應召者は渾て二名

本會援護者中の小學兒童にして、學用品の購入に差支ふるもの十數名に對して、教科書及筆紙墨等を贈與したり。

其四、酒 保

時局の發展に連れ、兵事會主管の事業も彌増しに加へ來り、一面之に伴ふ出費は限り有らざらんとす、恰も好し、政府は近郷濱寺及高石村に俘虜收容所を設置し、此所に數多露國俘虜を收容せらるゝこととなりたるに付、該費途の幾分を補ひ、且一般俘虜に對し同情を表し其利便を圖らん爲め、高石村に酒保を設けんことを決議し、之を其筋に稟請して其許可を得たり、依て市役所内に酒

保事務所を設け、早急諸般の準備を整へ、三十八年一月二十九日、初て業務を開始し販賣を爲すこととせり。

附、酒保請負者は堺市兵事會の外大阪市報効會、泉北郡奉公會、有馬組、糸岡組等の數口あり。

斯て、本會副事業の一たる酒保は、案外の好成绩を挙げ、開始後該收容所の閉鎖せらるゝ迄、繼續して、豫期以上の利潤を收むることを得、本會經營の補益を爲したるは、我人共に満足を表する所たると、同時に經營者の勞劬に加ふるに酒保事業の相談役として、終始事業の經營を助けられたる市會議員伊藤、八星、近藤三氏の贊襄を多とせざるを得ず。今試に一昨春一月二十九日開始以來昨年二月其閉鎖の當日迄に於ける成績の概要を掲げんに左の如し。

賣上總金額五萬壹千七百參拾七圓六拾五錢五厘

仕入品總價格四萬貳千九百四拾貳圓四拾參錢貳厘

建築費其他諸經費七千七百八拾五圓八拾九錢八厘

純益金四千百參拾圓餘

三一

露貨の交換 俘虜收容所に於ける露貨交換は、日本、横濱正金の二銀行にて取扱ふことゝありたるが、其準備整はざる前、本會は交換方の内意を受け、昨年二月高石村第二區に於て臨時交換せり、露貨壹千九百四拾七圓八拾五錢此換算高日銀壹千八百四拾六圓四拾五錢なり。

其五、月報の發刊

堺市兵事會は、江湖志士仁人の熱き同情を得、義金を醜集して應召軍人家遺族生計の補給を謀り、尋て獨立自營の途を講せん爲め、授産工場を設置を企て、近郷濱寺及高石廠舎に俘虜の收容せられんとするや、之に同情を表して其利便を圖らんことを期し、并に其純益を收めて之を本會の用途に充てんとして、新に酒保を開設したり。是等事業の成果其他會務諸般の状況を蒐録して、關係者に報道するの傍、本市出身軍人の逸事秀聞等を掲げて、其實行を世に表彰せんか爲め、會務多忙の際、明治三十八年四月一日「堺市兵事會月報」と題する月刊の新誌を發行したり。

月報の体裁たるや、敢て美ならず、又記事の俊秀卓絶なるものなきか如しと雖も、而も恒に新奇なる材料は、宏く蒐集し得て紙面躍如、殊に出征軍人をして、本紙を介して家郷の状況を詳にせしめ、并に有志の義憤熱誠は、紙上幾多の光彩を放たしめたれば、一般的多大の興味を以て迎へられたり、本紙毎號の刊行數八千部余、亦以て其勢力の一般を察知するを得むか。

兵事會月報は、如上の趣意を以て發刊し、時局解決に到る迄繼續するの計劃なりしか、今年十月講和の大詔煥發せられ、平和克復の曙光に接したると同時に、本市出身軍人も大概歸還し、隨て會務の整頓を告ぐるに到りたるに付、即ち、一先本誌の刊行を廢止することゝなし、三十九年五月二十日、發行の月報第十二號に會頭の名を以て終刊の辭を掲げたり。

▲參 照

終 刊 の 辭

本會事業ノ梗概ヲ關係諸氏ニ報道センカ爲メ發行シ來リシ本月報ヲ前號豫告

ノ如ク本紙第十二號ヲ以テ一先終刊セントス抑モ、本會ハ設立后年ヲ閱スル茲二十九、此間終始會ノ趣旨ニ基キ遺憾ナク事業ノ實ヲ舉ケ逐年會務ノ刷振ヲ期圖シツ、アリタリシカ時恰モ今回ノ大戦役アリ愈茲ニ全力ヲ傾注セントシ諸種ノ方法ヲ講シタリ乃チ本會事業ノ主要タル軍人家遺族生計扶助ノ如キ出征軍人歡送ノ如キ、或ハ酒保事業ノ如キ、戦病死軍人葬典ノ如キ、凱旋軍人歡迎會ノ如キ、戦病死者追吊會ノ如キ、其他出征軍人ノ逸事若クハ同胞市民ノ美舉ニ就キ、本會ノ聞得タル限り、之ヲ月報紙上ニ記載シテ普ク世ニ表彰シタルカ如キ、所謂兵事團體ノ戦時事業ハ大方諸士ノ眷顧ニヨリ些ノ支障ナク成功聲裡ニ遂行シ得タルハ本會ノ満足スル所ナルト同時ニ感謝措ク能ハサル所ナリ、而シテ今ヤ尙一ニ事業ノ計劃中ニ屬スルモノアリト雖モ之スラ其實行ヲ見ル遠キニアラサルヘシ、若シ夫レ授産工場ノ如キニ於テハ既ニ別項記載ノ如ク新共勵作業場ニ移轉シ、戦后事業ノ一端トシテ殖産獎勵生業扶助ノ道ヲ講シ益々之力發達ヲ圖ラントシツ、アルハ諸士ノ諒トセラル、所ナラン斯ノ如ク本會力戦時事業ニ對シテ聊本會ノ本分ヲ盡シ、以テ時局ニ貢獻シ畏

クモ、聖慮ノ萬分ノ一二報答シ奉ルコトヲ得タルハ、是偏ニ大方諸彦ノ多大ナル同情ヲ以テ翼賛指導セラレタルノ賜ナルヲ念ヒ、茲ニ本會ハ大ニ感謝ノ意ヲ表スル所以ナリ尙希クハ將來益本會ノ爲メニ倍舊幾層ノ助力ヲ與ヘラレシコトヲ、聊カ所感ヲ述ヘテ終刊ノ辭ニ代フ

明治三十九年五月

堺市兵事會頭 大西五一郎

其六、 戦時紀念寫真帖

本市附近に、數萬の露國俘虜兵を收容するか如きことは、實に曠古の出來事なれば、一は紀念の爲め、一は俘虜に販賣の目的を以て、俘虜收容所廠舎の模様俘虜到着當時の光景、其他本市及本市附近の名所舊跡等を撮影して、詳細なる説明を附し、日英露三國の文字を用ゐ、高尚優美なる表題の寫真帖を發行したり。

○繪は かき

收容所建築工事の模様、堺大濱南北公園の料亭等、外人の眼を喜はしめ且は此

地を紹介し并に未來には彼等境涯の昔を偲はしめむ爲め、眼底に映する所のものを撮影して、鮮麗風雅なる繪はかきとなし、收容所俘虜に發賣を開始したり。

○工場實況寫眞

我内務省に於て、海外に配付の目的を以て、編纂中に係る發刊物の編纂資料に供せらるべき旨を以て、曩に大阪府を通して本會に宛て、本會授産工場及教育部等の實況寫眞を提出すべき通牒ありたるを以て、本會は即ち新に左記部分の撮影を爲し全省へ進達したり。

- 一、授産本工場表面
- 二、本工場内手縫作業の狀況
- 三、本工場内密針手廻及足踏作業の狀況
- 四、本工場内保育室内部の狀況
- 五、菅原神社境内に於て幼児一部團樂の狀況
- 六、分工場の表面
- 七、分工場内手縫作業の狀況

八、分工場内密針手廻及足踏作業の狀況
因に一言せん。

這般、内務省に於て編纂せられたる「戰時援護事業と慈惠施設」と題する寫眞帖は、翕然一大冊子を成せり、蓋、個は全國に涉りて其萃を抜き其華を蒐めたるものにして、中に本會授産工場軍隊被服裁縫室、全裁縫の模様、幼兒保育室幼兒遊戲の模様、分工場手縫作業の實況を描寫したるもの數葉あり。

七、軍人及家族遺族之慰問

一、應召軍人の慰問

明治三十七年二月某日、霹靂一過、動員令の下に、本市出征軍人を送りてより以來、頻々跡を絶たず、無慮一千四十有七名(現役兵を含みます)の多きに上りぬ、是等軍人諸士は長きは貳ケ年短きも仍ほ數ヶ月に亘りて、彼の寒熱に耐へ飢渴を忍ひ、劍電彈雨の下、具さに艱苦を嘗め、轉た人生の辛酸を極むるものあるに際し、其勞劬を想ひ切に其艱苦を慰籍せん爲め、
は屢次慰問の辞を致し、

并に物品の寄贈を爲せり。
今其事情を詳にする爲め、左に最初よりの書簡を列記し、本會の寓意を明にせむとす。

拜啓益御勇健奉賀候陳者御入營后ハ別ニ御變ラセモ無之候哉同上候貴家族御安否ニ關シ本會ヨリ常ニ御慰問仕居候處御一同御安泰ニ有之候就テハ貴下后顧ノ御心配ナク軍務ニ御盡力相成度尙軍國多事幸ニ自重セラレヨ

敬具

堺市兵事會頭 大西 五一 郎

(三十七年五月一日發)

(陸軍兵に對する分)

堺市兵事會頭大西五一郎謹ミテ我堺市出征ノ帝國陸軍々人ニ告ク
諸君ハ近衛師團又ハ第四師團管下ニ屬シ前后出征ノ途ニ上ラレテヨリ以來日ヲ閱スルコト未タ甚タ多カラサルニ業既ニ戰役史乘赫々タル偉勳ハ九連城ニ

金州ニ將タ南山ニ其他到ル所ニ發揮セラレ我海軍ト協力以テ敵軍ヲ攻撃シ今ヤ敵國力最要ノ根據地ト恃メル旅順ノ側背ヲ衝キ其陷落モ將ニ近キニ在ラントス誠ニ痛快措ク能ハサル所ニシテ是偏ニ

陛下ノ稜威ニ由ルト雖モ抑々諸君力身ヲ挺シテ夫ノ櫛風沐雨ヲ凌キ糧餉ノ粗衣襟ノ薄キニ甘シ苦心慘憺只管邦家ノ爲メ忠節ヲ致サレタルニ歸セスンハアラスシテ轉々感激ニ堪ヘス然レトモ亦想フニ戰局ヲ收ムルノ時期ハ遼遠ナルヘク前途尙ホ諸君ヲ煩スモノ多カラシ茲ニ余ハ滿腔ノ赤誠ヲ捧ケ諸君ノ偉勳ヲ欣慕スルト共ニ將來尙ホ益々義勇奉公ノ精華ヲ舉ケラレンコトヲ囑望ニ堪ヘス不肖五一郎本會ヲ代表シ茲ニ諸君ノ勞苦ヲ遙察シ慰問ノ微衷ヲ表ス

堺市兵事會頭 大西 五一 郎

(三十七年六月十六日發)

(海軍兵に對する分)

堺市兵事會頭大西五一郎謹ミテ我堺市出征ノ帝國海軍々人ニ告ク
日露ノ戰端ハ彼我海軍ニ依リテ創始セラレテ以來彼ノ仁川ノ役ニ起リ敵國力

最要ノ根據地ト恃ル旅順數度ノ交戦ハ悉皆我ニ利ニシテ彼ニ非ナリ而シテ
制海ノ權ハ業既ニ我ノ握有スル所トナリ又遼東灣ノ封鎖ハ公ニ宣言セラレ今
ヤ掃海ノ事業ハ着々進捗セラレツムアルヲ聽ク蓋斯ノ如キハ史乘未タ嘗テ觀
ル能ハサル所ニシテ是偏ニ

陛下ノ稜威ニ由ルト雖モ抑々亦諸君力忠節ニ歸セスンハアラス偶々敵ノ頑兇
ナル抵抗ニ依リ我帝國ノ一二艦船ヲ失ヒ諸君ノ内名譽ノ戰死ヲ遂ケラレタル
アリ或ハ將傷病ヲ受ケラレタルアリ而モ戰役ノ功績ヤ即チ諸君ト相均クシテ
共ニ軍國ノ本分ヲ遺憾ナク發揮セラレテ餘ス所ナシ想フニ戦局ヲ收ムルノ時
期ハ尙遠カラサルヘク赫々ノ戰捷ヲ齎ラシ來ラルヘキハ確然疑ハス吾人ハ滿
腔ノ赤誠ヲ捧ケテ諸君ノ偉勳ヲ欣慕スルト共ニ將來尙益義勇奉公ノ精華ヲ舉
ケラレ眞平大和民族ノ眞面目ヲ發揮セラレンコトヲ囑望ニ不堪不肖五一郎本
會ヲ代表シテ茲ニ篤ク慰問ノ微衷ヲ表ス

堺市兵事會頭 大西 五一郎

(二十七年六月十六日發)

肅啓

陳者春來露國ト干戈相見ユルニ到リテヨリ疾ヤ茲ニ數百日ヲ經過致シ申候彼
兇露ノ頑迷驕慢ナル飽迄蠻勇ヲ振ヒ暴戾ヲ縱ニシ其止マル所ヲ知ラサル有様
二有之眞ニ惡ムヘキ舉動ヲ致居候趣幸我勇武絶倫ナル將士諸君ノ功勞ニ依リ
今ヤ敵軍ヲ遼北ニ擊退シ又能ク旅順ノ一角ニ壓迫シ漸ク全敵軍ヲ掃蕩シ盡サ
レントス嗚呼痛快譬ヤウモ無之候然ルニ滿州ノ地ハ氣候順ニ適ハス風土宜シ
カラス忽ニシテ熱シ忽ニシテ氷結シ加フルニ瘴毒時ヲ撰ハス以テ人畜ヲ戕害
ス且ヤ峻山嶮阪ヲ攀チ途ナキノ途ヲ辿リ或ハ露營ノ夜夢冷カニ又日トシテ供
給充タサル事モ可有之彼ヲ想ヒ此ヲ思フ時ハ眞ニ衷情忍ビ難キモノ有之候乍
去出征ノ將士諸君固ヨリ身ヲ挺シテ這般ノ事ニ當ラレ大事ヲ愆ラレサルヘキ
ハ必然ナルヘク又實ニ既往ノ經歷ニ徵シテ毫モ疑ハサル所ニ有之候顧ミテ國
民殊ニ我堺市民トシテ又殊ニ貴君等我堺市出身ノ軍人ニ對シ内地ニ於テ聊カ
后援ノ實ヲ舉ケツムアリ希クハ國家ノ爲堺市ノ爲益勇往邁進何卒不磨ノ成果
ヲ奏セラレンコトヲ切望ノ至リニ不堪遼ニ胸底ヲ披瀝シテ慰藉ノ辭ヲ申進候

堺市兵事會頭 大西五一郎

(三十八年五月一日發)

我堺市出身軍人諸君に寄す

我堺市出身軍人諸君は今方に大任を荷ひて遠く北征の途に在り惟ふに昨年二月敵と砲火相交ふるに到りてより以來我忠勇なる將士は氣候激變の地更に洩寒焦熱と戦ひ又疫癘と闘ふ加ふるに食膳の美なく纏衣時に副はす艱苦意想の外に出つ如斯こと幾日又幾月而して又内地守備の任に服し後續の勤務に従へる將士は隱然餘勇を貯へ警衛怠りなく以て外濠内陣を堅め鍛鍊を積て不慮に備ふ蓋諸君は唯一に孜孜君國に報する所以の途を講し復一身一家を顧みるの違あらざるへし想ふて此に到れば吾人同胞誰か悲愴なる此光景に對して争てか感奮刺激せざらんや夫れ然り吾人は曩に諸君か台命に接して任地へ發程せらるゝの日赤誠を以て諸君の首途を送りこゝ暫く諸君と相見ゆるを得ざるの

問慰之族遺族家及人軍

問慰之族遺族家及人軍

問相約して仍ほ諸君か在郷の日と同じく老幼相親み隣保相佐け進て家計の維持を計り聊か後顧の患なからしめんことを期せり又異日諸君か國威輝く日章旗の下隊伍堂々凱歌を奏して歸還せらるゝことを待てり矣今や我堺市兵事會は諸君の既に知らるゝ如く其目的主として本市出身軍人を優待し仍ほ家遺族諸氏の爲めに適當の方策を設け特に軍國民たるの責を明にせんと欲するに在り抑昨春開戦以來本市名譽職員、有志者、兵事會委員會頭及副會頭を加へて數十名別けて軍國の事に助め或は出征軍人の見送り或は軍隊乃至傷病軍人の慰籍加ふるに本會主催にて家遺族諸氏の爲め授産工場を起し以て自活の途を立て以て夫の倚頼心を避けしめ傍ら全工場内教育部及保育部を設けて智育徳育の涵養を圖り兒童の啓發誘導を補ひ其美風良俗の保維を完ふせしむ今現に全工場に通へる家遺族諸氏は合せて一百九十四名而して諸君か身に纏へる襦衣袴下を始め背負袋及包布(藁蒲團)の類は其幾部分の請負を陸軍被服廠大阪支廠との間に取結ひ本工場其他有志者に託せられ家遺族諸氏の手に成れるものも尠からず仍ほ戦局の發展に連れて出征者の員數増加するに隨ひ益本事

業の盛況を呈するや必せり如今就て職を執らるゝ諸氏の内未だ嗚呼の嘆聲を耳にせず且近頃物せし共働作業場就業者獎勵の歌は場内相唱和せられて温然たる團樂の有様恰も一家庭を成せるの觀あり事態已に斯の如く復聊か遺憾なき平壤に帝國軍人援護會か汎く全國に涉り公私團體に對し其事業の顯著なるものを査覈し以て團體の資金に寄贈せんとして特に内務大臣に委託し配分方を申出てられたるに際し本會は逸早く其撰に入り大阪府知事を経て金五百圓の寄贈を受く又這般内務大臣か關西御巡回の途上大阪市を経て本市殊に斯工場に蒞まれ勸奨の訓示をさへ下されたり共に本會の光榮とする所也
 已上の外就業に堪へられざるの諸氏へは別に慰護内則に依り年齢に應じて夫々金員を贈り又傷病に罹れる貧困者には醫會は本會の証明を以て無料診療に従事せられ以て援護の實を致せり

月の一日本市海戰大祝捷會に際し特に奉祝の爲め紅白鏡餅及水族館無料入場券を配贈し水族館内餘興を添へ一日の娛樂に供せり全四日各宗同盟報國義會が征露軍忠死者追弔大法會を營むに付本會より委員を撰ひ供物料若干を贈れ

り今や幸に憂ふことを休めよ舉家一致して以て其眞面目を發揮し後繼の任務は餘蘊なく盡されんとす偶々去月二十七日より二十九日に亘り朝鮮海峽一大海戰の捷報に接して痛快を極む將士諸君の偉功や絶大唯々感謝に辭なきに苦む頃者坊間傳ふる所に據れば不日復亦北滿州の地一大活劇は開始せられ更に天下萬人をして震駭驚倒せしむるものあらんとすと吾人偏に諸君か忠實勇武に信賴して措かざるなり請ふ諸君君國の爲め且つ我堺市の爲め益奮躍年來の英氣を振ひ愈威名を揚げられんことを

明治二十八年六月

堺市兵事會頭 大西五一郎

全 副會頭宮 本通義

全 委員一 同

我敬愛ふる堺市出身軍人諸君に肅白す

皇師初めて動きてより茲に一年有八月曆日再ひ旋り來つて、中秋の節に入る西風冷々、梢頭白露結ひ、滿天の明月は懸軍万里の征衣を照す、吾人は、茲に、

諸君と共に再び戦時の中秋月明を仰ぐ、澄心静想、感慨湧くか如きものあり。回顧すれば、昨年二月、大詔一たび煥發せられ、艦艦浪を蹴立て、動き、豺豕堂々海を越えて進み、敵と初めて旗鼓の間に見ゆるや、吾人は既に確信を抱きたり、正義の師の前に敵なく、勝算歴々、掌を指すか如きものあらん事を。然れども、敵は是れ、寰宇に雄視する一大強國、地は是れ、歳月を積み巨萬を費やして經營蟠據せる所、深濠、堅壘、鐵網、鹿塞、あらゆる得意の防禦を極む、吾人は心窈かに、其破碎し易からざるを念ひ、捷聞に接する一朝一夕にあらざるを憂ひたりき。

然るに、事實は全く、之を杞憂たらしめ、皇師の向ふところ堅として抜かざる。かく、海陸両々、火の原を燎くか如く、水の大河を決するか如く、連戦連捷、捷聞頻りに臻り、國民謳歌し、列強震駭す、此に於てか、海陸の威名は天下に揮ひ、國威は隆々として八紘に輝く、是即ち貴下等軍人諸君、其出征者と留守者とを問はず、身を捨て、家を忘れ、外は勇躍奮闘交戦の事に従ひ、内は残留後方軍務の事に盡瘁せられたる賜物ありと云はざる可らず、而して、就中貴下等出征將士

諸君は、懸軍万里、常に死生の境に出入し、衣服飲食の欠乏、氣候風土の險惡等あらゆる辛酸苦艱を嘗め盡して、而して尙健全、英氣日に倍々加はり、着々偉功を奏せらると聞く、吾人は茲に、在外及留守將士諸君の功勳偉績と、其辛酸苦艱とに對し、何の言葉を以てか、感謝の意を表せんやを知らず。

今や、ポーツマウスに於て開始せられたる、彼我講和條約は、將さに其成立を見んとす、吾人は其條件の當否に就ては、茲に之を言はざるへしと雖も、彼我干戈を收めて、平和を克復するの期は、正に近きにあるへきを信す。若し夫れ戦争の大局上より通觀するときは、吾人尙望蜀の感あきにしもあらず、然れども、連戦連捷の結果は、優に敵國の死命を制し、又起つ能はざるに至らしめたるや疑ふし、而して、貴下等諸君は、今次の此一大戦役に於て、明かに宣戰の大詔に副ひ奉り、全力を極めて交戦の事に従ひ、遺憾なく帝國軍人の面目を發揮し、帝國の國威を發揚せられ、而して今茲に平和克復の捷徑をつくられたり、諸氏の面目亦之に過ぎたるものなく、吾人の感謝措く能はざる所あり。敬愛ある我堺市出身の將士諸君、平和は近き將來に於て克復を見んも、世界

問慰之族遺族家及人軍

列強の班に入り膨脹的大日本の前途は、益多事なり、吾人は、將來に於て貴下等軍人諸君に期待する所のもの、益切實を加ふ、冀くは、國家の爲め益自重せられんことを、一言を寄せて慰問の辭に代ふ。

明治三十八年九月十三日

會 頭 大西五一郎

副會頭 宮本通義

第一部委員 大野久兵衛

全 出來恒吉

全 仁田庄太郎

第二部委員 山添政次郎

全 金永利三郎

全 袋谷藤一造

第三部委員 西川助三郎

全 住山治郎吉

全 奧田重吉

第四部委員 兒山竹松

全 今奥八十松

全 廣田長次郎

第五部委員 澤田房吉

全 河野源治郎

全 武田恒三郎

第六部委員 八木常七

全 住浦友吉

全 平野龜松

第七部委員 和田德平

全 北尾三平

全 京谷又平

第八部委員 中川猪三郎

問慰之族遺族家及人軍

- 全 南條元七
- 全 中谷松藏
- 第九部委員 永野徳松
- 全 指吸徳次郎
- 全 松本勝右
- 第十部委員 金谷彌平
- 全 倉橋利幸
- 全 北ノ間利市
- 相談役 伊藤十郎
- 全 八星篤英
- 全 近藤喜恵門

五〇

其外出征軍人の中、已に、名譽の戦傷を負ひ及戦地流行病に罹りて、内地へ後送せられ、大阪豫備病院に、或は全分病院に、此外轉地療養所に於て、静養せる諸士には、會頭、副會頭を始め、各委員は、迭に伍列を爲し數々往訪して懇ろに慰安

の言葉を傳へ、并に諸士が均く盡忠奉公の大義を致されたるに對し、感謝する所あり。

二 家遺族の慰問

出征軍人の家族、戦病死者の遺族には、既に述べたる如く、専ら生業扶助及金錢援護を爲すの外、其他尙種々の方法に依り慰安の術を講せり、其一斑は、後章に於て述ぶることとし、本章には唯單に其一例として、家遺族慰問の状況を掲ぐることにせむ。

本會三十名の委員は、交代し部署を定めて、副會頭、幹事等と共に、時々出征者の家遺族を歴訪し、慰籍に努め且困難者に對しては、其生活状態をも具さに視察を遂げ、應急援護の手段を盡せり。

又兵事會月報を籍りて「軍人家遺族諸君に告ぐ」なる題名の下、逐一激勵推奨する所あり、即ち左に寄與の一節を描寫すへし。

軍人家遺族諸君ニ告ク

至仁至愛ナル我皇ノ御製ニ曰「いくさ人いかなる野邊に明すらむ蚊の聲しけくなれる此夜を」ト今や炎暑日ヲ逐ウテ度ヲ高メ蒸々タル暑熱堪へ難キノ時吾人カ敬愛スル本市出身軍人ノ多クハ今尙萬里遠征ノ異域ニ在リテ既ニ強敵ト闘ヒ酷暑ト闘ヒ烈風猛雨ト闘ヒ今又燒天焦地ノ甚暑酷熱蒼蠅蚊虻ノ煩悶ト闘ハサルヘカラサル時トナリ又而シテ此忌ムヘク厭フヘキ惡敵ハ爾後幾旬間終ニ避ク可カラサルノ大敵ナリ吾人ハ食膳ニ坐シテ汗ヲ拭フノ間ニ蒸々タル夜熱ニ犯サレ三更夢成ラサルノ時モ常ニ其苦難ノ狀ニ想到シテ一種言フヘカラサルノ感想ニ打タルモノアリ、何ソヤ曰彼等軍人諸士カ國難ニ處シテ身ヲ邦家ノ犠牲トシ一身一家ヲ顧ミス具サニ辛酸苦艱ヲ嘗メツ、アル愛國ノ至誠ニ對スル感謝ト卿等家族諸氏カ滿韓ノ野ニ征士ヲ聯想スル今日此頃ノ情感ト是ナリ吾人ハ是等ニ對シ抑ヘ難ク禁シ難キ同情ニ堪ヘサルナリ、聖鑑忝クモ此所ニ意ヲ勞セラレ日夜軍國ノ大謨ニ軫念アラセラル、サヘアルニ暑期進軍ノ勞苦ニ對シ咨嗟詠嘆シ賜フ其レ斯ノ如シ嗚呼何タル忝ナキ御言ノ葉ナラ

スヤ卿等家族諸氏ハ此聖意ヲ拜シ奉リテオノカ意ヲ慰ムルニ足ル所アラシカ又ノ御製ニ曰「國の爲めたふれし人を措むにも思ふは親の心をけり」ト忝キカナ我皇ノ大御心ヤ卿等諸氏ノ内ニハ不幸ニシテ一家ノ支柱ヲ失ヒ家庭ノ中心ヲ奪ハレ日ヲ經月ヲ重ヌルモ尙哀措悲痛忘レ難キモノアラシ吾人ハ常ニ諸氏ニ同情ヲ表シ身ヲ國難ニ殉シ多大ノ犠牲ヲ供セラレタル戦死者及其遺族諸氏ニ對シ感謝ノ情禁スル能ハサルナリ然レトモ 聖鑑深ク名譽ノ戦死ヲ哀惜シ諸子ノ心ヲモ酌マセ賜フ至仁ノ聖慮發シテ歌詠トナル亦斯ノ如シ諸氏亦此御歌詞ヲ拜誦シテ大御心ノ程ヲ感激シ奉ラサルヘカラス、茲ニ卿等家族及遺族諸氏ニ深く同情ヲ表スル本會ハ昨冬以來市下志士仁人ニ懇ヘ其替囊扶翼ニ依リテ授産事業ニ家計援護ニ本會素志ノ幾分ヲ盡シ來リタルモ限リアル收入ノ事業意ノ如クナラス隨テ其施設經營上遺憾ノ点少カラサリシガ幸ナル哉今ヤ本會ノ事業ハ本月報ノ發刊ト共ニ廣ク江湖ニ認識セラレタルノミナラス又深く内務地方諸官府ノ信認ヲ受ルニ至リ本紙別項報告ノ如ク各種ノ團體又ハ慈善家諸氏ヨリ陸續義金其他ノ物品ノ寄贈ヲ受ルコトハ大

リタリ就中曩ニ事業擴張費トシテ金五百圓ヲ寄贈セラレタル在東京帝國軍人
 援護會ハ本府及内務省ノ調査ニ基キ今亦他ニ多クノ類例ヲ見サル巨額ノ資金
 卽金貳千五百圓ヲ第二回助成金トシテ寄贈セラル、ニ至リタリは一ハ軍國ノ
 事務ニ周到ナル本府諸官ノ斡旋盡力ノ賜物ナリト雖モ又諸氏等方能ク本會ノ
 趣旨ヲ体シ勤儉力行能ク軍人家遺族タルノ面目ヲ保維セラレタルノ結果ニ依
 ラスンハアラス自今本會ハ右等多大ノ翼賛幫助ニ依リ茲ニ事業ノ擴張新營ニ
 着手スルノ機運ニ向ヒタリ是大ニ諸君ト共ニ歡喜ニ堪ヘサル所ナリトス冀ク
 ハ家遺族諸氏益勤儉力行外ハ出征者ニ對シテ可成的慰安ヲ與ヘ内ハ能ク家政
 ナ整理シ軍人ノ面目戰死者ノ名譽ヲシテ一層ノ光輝アラシメ以テ江湖ノ同情
 ナ空シクセサラン事ヲ

(三十八年七月十五日報第四號)

ハ、戰病死者葬儀

附 弔 魂 祭

戰病死者の葬儀

身命を君國に捧げ、名譽の死を遂げられたる戰死病歿者の葬儀は、深厚なる同
 情を表して、可成莊重森嚴に行ひ、以て英靈を吊慰せむことは、固より一般の至
 情なれば、本會は遺族者中特に自葬を望まらるゝものゝ外、總て本會主催の下に、
 寺地町東二丁旭蓮社、若くは神明町東二丁本願寺別院に於て、佛式を以て葬儀を
 營むを例とし、一昨三十七年七月三日を始めとし、爾來一人別に或は數名を併せ
 て祭典を執行したり、葬儀の都度、市内各宗の僧侶數十名特志を以て導師の任に
 當り、讀經燒香式に従て嚴然行はる、會葬者は、正副會頭委員を始め、各官衙の
 長官、并に名譽職員、各公共團體、其他學校職員生徒等無慮數百名に上り、又時々
 府市高等官及師團將校下士の參列せらるゝあり、毎回頗る盛大嚴肅に營葬せり。
 左に、舉式に當り催主并に參列員に於て、讀まれし式辭吊詞の數篇を掲げむ。

式 辭

明治三十八年三月十二日堺市兵事會頭大西五一郎敬シテ故陸軍歩兵大尉從七

位勳六等功五級某君ノ靈ヲ祀ル、君ハ去年八月旅順總攻撃ニ與リ名ニシ負フ大敵ヲ難マシ屢次危地ニ蒞テ克ク戦ヒ不磨ノ勳功ヲ樹テラレシカ可惜遂ニ命ヲ東鷄冠山ニ殞サル嗚呼其人逝テ復歸ラス轉々酸鼻ニ堪ハス然リト雖モ旅順ハ業既ニ敵國ノ勢力ヲ脱シテ今即チ我ノ占據スル所ト爲ル君ノ生前ニ於テ此快事ニ接セサリシハ遺憾ナルヘキモ而モ君等作戰方畧ノ豫期ニ違ハス這般ノ好果ヲ見ルヲ得タリシハ奚ソ夫レ奏効ノ偉大ナルヤ宜也官司ハ其功ヲ賞シ郷閭ハ其德ヲ讚シテ歌マス乃チ本會ハ有志ノ贊襄ヲ得禮ヲ厚ウシテ盛ニ吊魂ノ祭典ヲ舉ケ深ク敬意ヲ表ス

明治三十八年三月十二日

堺市兵事會頭 大西五一郎

弔詞

故陸軍歩兵大尉從七位勳六等功五級某君ノ英靈ヲ吊フ惟フニ旅順ノ要塞ハ敵ノ精兵ヲ蒐メ材ノ優秀ナルヲ撰ヒ加フルニ天險ノ要害ヲ占メ其勢力寔ニ侮ル

ヘカラサルモノアリシナルヘシ而モ今ヤ命盡キテ降ヲ我ニ乞フノ止ムナキニ至リ彼力眞價愈曝露セラレテ敗竄ノ醜態ヲ極ムルモノアルニ反シテ我ハ戰捷ノ勢威倍々揚リ以テ大局ヲ左右セントス抑々是君等戰功ノ賜物ナリ其勳績ヤ蓋偉大ナリ君ハ旅順攻圍軍ニ加ハリ數多精兵ヲ率井テ奮戰猛闘遂ニ敵彈ニ殲ル其死洵ニ惜ム可シ然レトモ已ニ彼力如キ奏功アリ其名ヤ永ク滅セス君亦自ラ慰ムル所アリテ可也乃チ本日此盛儀ニ列シ恭シク哀悼ノ誠意ヲ表ス

明治三十八年三月十二日

大阪府堺市長 大西五一郎

弔詞

道ヲ守リテ忠ヲ盡シ難ニ殉シテ節ヲ全ウス丈夫ノ操蓋是ヨリ烈ナルハナシ某君陸軍歩兵中尉ヲ以テ征露ノ軍ニ從ヒ每戰部下ヲ叱咤シ彈雨ヲ冒シ敵兵ヲ邀撃シテ突進奮闘驍名頗ル揚ル適々旅順ノ役東鷄冠山ノ攻撃ニ際シ飛彈ニ中リテ終ニ起タス嗚呼悲カナ然レトモ今君忠ヲ盡シ節ヲ全ウシテ丈夫ノコト終ル

死亦何チカ憾ミシ事天閣ニ達シ逝クノ日ヲ以テ大尉ニ進ミ功五級勳六等ニ叙シ金鷄勳章及單光旭日章ヲ賜フ君餘榮アリ當ニ恩ヲ謝シテ地下ニ瞑スヘシ爰ニ葬ニ會シテ功績ヲ欣慕シ謹テ憑弔ノ敬ヲ致ス靈ニシテ知ルアラハ尙クハ享ケヨ焉

明治三十八年三月十二日

大阪府知事正四位勳三等 高崎 親章

日露ノ戰役ニ當リ出征軍ニ編入セラレ一命ヲ捐テ國難ニ殉シタル故陸軍歩兵某君ノ英靈ヲ弔シ滿腔ノ精神ヲ捧ケ邦家ノ爲メ其功勞ヲ感謝ス

明治三十八年三月十二日

大阪聯隊區司令部

弔 詞

謹テ某君ノ靈前ニ白ス一タヒ征露ノ役起テヨリ以還吾市ヨリ出テ、而テ軍ニ

從ヒ克ク旨ヲ奉シ分ヲ盡シ大ニ忠勇ヲ顯シ軍功ヲ樹テ以テ其榮ヲ吾市ニ分ツモノ甚々多ク君亦實ニ其一人ナリ吾曹或ハ君カ心ニ死別ヲ期シ而テ征途ニ上ルノ苦哀ヲ想ヒ或ハ君カ砂塲ノ辛艱ヲ察シ又或ハ君カ親族ノ胸臆ヲ測リ惻愍既ニ已マス而テ今又更ニ君カ軍ニ斃レテ而テ長ヘニ形骸ヲ異域ノ土ニ委シ再ヒ歸ラサルノ報ニ接シ萬感懷ニ往來シ痛嘆連リニ禁セサル也然レトモ君ノ忠勇ト軍功トハ兩ナカラ之カ爲メ炳焉トシテ而テ滅セス嗟呼君ノ死ヤ悲ム即チ悲ナリト雖モ眞ニ其所ヲ得ル者ニシテ而テ男子ノ面目ヤ全ク軍人ノ本分ヤ遂タリト謂ツヘシ況ヤ國家典アリ昭々トシテ忠功ノ士ヲ重ンス君其宜ク瞑スヘキ也茲ニ同情一致シテ追慕追悼ノ誠ヲ致ス焉

明治三十八年三月十二日

堺市會議長 正木 治之

人誰カ死ナカラン而シテ國家ノ爲ニ軍旅ニ從ヒテ陣中ニ戰死シ功ヲ立テ名ヲ揚クル者ヨリ榮ナルハ莫シ陸軍歩兵某君ハ日露ノ戰ニ從ヒ某月某日某附近ノ

戰ニ戰死セリ其死固ヨリ悲ムヘシト雖モ其忠勇壯烈ハ以テ天下后世ニ傳フヘク父母ノ名之ニ因テ顯ハレ郷党ノ氣之ニ因テ振フ亦光榮ト謂フ可キ也今其葬ヲ營ムニ當リ我社其忠烈ニ感シ恭シク蕪辭ヲ陳シ以テ其英靈ヲ慰ム嗚呼悲哉尙饗

明治三十八年三月十二日

大阪朝日新聞社

頓首

弔詞

明治三十八年某月某日稽首再拜謹ンテ某君ノ靈前ニ白ス君夙ニ征露ノ軍ニ從ヒ具サニ辛艱ヲ嘗メ某ノ役ニ到リ遂ニ戰歿シテ軍人ノ分ヲ了ス君資性温厚沈毅之ヲ以テ隣保皆之ヲ稱ス軍ニ臨ムヤ能ク命令ヲ守リ職分ヲ盡ス之ヲ以テ上官之ヲ報ス而テ今乃倏チ訃ニ接ス悲イ哉抑々死ハ人ノ最モ惡ム所又人ノ最モ悲ム所ナリト雖モ苟モ其所ヲ得レハ則チ勇士ハ以テ快ト爲ス蓋玉碎シテ其所

ヲ得ルトキハ則チ碌々トシテ餘生ヲ貪リ瓦全ニ安スルニ勝ルモノアラン某ノ役タル其戰ノ大ニシテ且烈ナルコトハ有史以降殆ト稀ナリ而テ吾軍ノ諸君ハ素ト忠義ヲ以テ經トナシ勇武ヲ以テ緯トナス故ニ家ヲ忘レテ而テ白刃ヲ踏ミ身ヲ抛テ而テ砲火ヲ被リ邁往突進遂ニ攻拔ノ功ヲ樹ツ嗚呼何ソ勇且美ナルコトヤ其芳烈ノ永ク萬國史ニ存シテ而テ異彩ヲ放ツヤ必セリ君特ニ死ヲ以テ衆ヲ拔キ共ニ其芳烈異彩ヲ成ス其功ヤ大ニシテ其譽ヤ甚シ吾堺市亦忠勇ノ士ヲ出タス名ヲ得其榮タル勲少ナラス即チ吾堺市兵事會カ會ノ名ヲ以テ今月今日君ノ爲ニ葬儀ヲ行フ所以ニシテ又紳士淑女ヲ始トシ苟モ儀ヲ知ル者皆輪車ヲ擁シテ而テ送り玉樓ニ對シテ而テ悼ム所以ナリ嗟吁君ノ死ヤ眞ニ悲ムヘシ然レトモ眞ニ其所ヲ得タル者ト云フヘク又眞ニ快トスルニ足ルヘシ且吾軍ハ士氣益興振シ計策愈成熟ス其兇露ノ軍ヲ殲排シ膺懲ノ功ヲ收ムルハ亦將ニ近キニアラントス君之ヲ察セハ則聊カ以テ瞑スルニ足ランカ吾俱樂部ハ殆ト君ノ功ト譽トヲ稱スルノ辭ナキヲ憾ム又君ノ死ヲ追悼スルノ感ニ堪ヘス徒ダ茲ニ弔詞ノ誠ヲ捧ク請フ彷彿トシテ來リ饗焉

吊詞

某殿

今般東鷄冠山ニ於テ名譽ノ戰死ヲ遂ケラレ候段
總裁殿下ノ台聞ニ達シ爰ニ肅テ哀悼ノ意ヲ表ス

明治二十八年三月十二日

愛國婦人會長公爵夫人岩倉久子

戰病死者附弔魂祭

吊詞

人世死より悲しきはなし況して我大君の爲に忠誠を擢て御國の爲に義勇を盡
しく武士の最期を聞きては孰か嘆の種ならさらむ旅順口は用心堅固の要塞と
て常に露國の天下に誇りし所なれば其攻戰の困苦を思ひ遺るたに一入憐なり

陸軍歩兵大尉從六位勳六等功五級某の君亦其戰に與り紛ひて東鷄冠山にて部
下の士卒を勵ましをたけひの雄々しくも目覺むる計り花々しき働きてまた
來ん春をも待たて空しく散り失せ給ひしこと悲しみ嘆きても尙ほ餘りあるこ
とそかししかあれとさしもの旅順口をして開城せしむるに至りしこと君等の
遺し給ひし功績の賜ものや謂ふへき豈に感謝にたふ可むや爰に葬儀の末に
列りて一言君の英靈に告げまつりて崇敬の意を致すになん

明治二十八年三月十二日

愛國婦人會

大阪支部長 高崎榮子

因に本文の吊詞は初期以來總て支部長に代りて愛國婦人會界幹部部幹事河盛久子か忠死者の靈
前に詣て捧呈せられたり

吊詞

旅順東鷄冠山に於て名譽の戰死を遂けられたる故陸軍歩兵大尉從六位勳六等

功五級某君の忠魂義魄に對し茲に本會を代表し謹而敬吊の意を致す

明治三十八年三月十二日

堺婦人會長 大西 小房

因に兵事會が戰病死者の營葬に莊重なる注意を拂ひ之を規程に上せしものを視るに實に左記の如し

●堺市兵事會吊祭規程

第一條 本市出身軍人中戰死者又ハ戰地病死者アリタルトキハ遺族ノ望ニ應ジ本會主催者トナ

リテ其葬儀ヲ營ニ深ク同條ノ意ヲ表スルモノトス

第二條 本規程ニ據リ本會葬儀ヲ營ムトキハ左記ノ官府、團體及有志ニ對シ汎ク案内狀ヲ發ス

ルモノトス

府 知 事

堺區裁判所監督判事、檢事

堺 稅 務 署 長

堺 警 察 署 長

泉 北 郡 長

堺 中 學 校 長

堺 高 等 女 學 校 長

堺 郵 便 局 長

堺電話所主任

大阪監獄堺分監長

湊、船松、向井、三寶各村長

市立各小學校長

堺市選出代議士

堺市選出府會議員

本市各名譽職員

(市長) (助役)

收 入 役

市吏員 (各課長主任)

在郷軍人(將校以下)

各宗 同盟報國義會

堺日宗報國義會

獎 義 會

愛國婦人會

堺 婦 人 會

堺市教育會

堺 衛 生 會

堺府俱樂部

堺 商 工 會

堺新 聞 社

大阪毎日堺通信部

赤 十 字 社

壬寅苦樂部

日本國風會

報 効 會

櫻友會等

第三條 各寺院僧侶ハ本規程ニ據リ營ム本會葬儀ニ厚意上出席セラル、モノナルヲ以テ各寺院僧侶ニ對シテハ總テ無報酬トス

戰病死者葬儀附弔魂祭

祭魂弔附儀葬者死病戰

但供廻十五人ニ對シ毎回相當ノ手當ヲ支給スルモノトス
葬儀準備委員ハ葬儀執行期日決定シタル時ハ直ニ該家ノ宿坊及各宗同盟報國義會ニ之
ヲ通知スルモノトス

第四條 本規程ニ據リ營々本會葬儀ハ遺族又ハ親族ノ家宅ヨリ出棺シ寺地町東三丁旭蓮社境内
ヲ以テ式場ニ充ツルモノトス

第五條 本規程ニ據リ營々本會葬儀ハ左ノ行列順次ニヨリ之ヲ執行スルモノトス但各宗團體寺
院ノ順次ハ都合ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ

警官 警官 消防組員 寄贈花鳥 先拂 警固 白高張 諸團體旗并ニ提燈
警官 警官 消防組員 警固 白高張

在郷軍人 各尋常小學校(校順ハ錦・錦西・熊野) 堺高等小學校 堺中學校 赤旗
在郷軍人 總代職員兒童(四列) (全上) (全上) 白旗

各宗有志 寺院 獎義會 僧侶 堺日宗報國義會 寺院 各宗報國義會 寺院 教務所長 僧侶
僧侶 僧侶 僧侶 僧侶 僧侶

曲吹及香 一人 曲吹及香 一人 曲吹及香 一人 曲吹及香 一人 正導師 伴僧 一人 長柄傘 一人
副導師 一人 長柄傘 一人 副導師 一人 長柄傘 一人 副導師 一人 長柄傘 一人

樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人
樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人 樂人

香爐 喪主 遺族及親族 葬儀主(堺市兵事會頭) 葬儀係(兵事會委員) 高等官 官公吏
官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏 官公吏

名譽職員 堺高等女學校 堺女子高等小學校 愛國婦人會員 堺婦人會員
名譽職員 總代職員生徒(四列) 總代職員兒童(四列)

界府俱樂部員 堺市教育會員 堺商工會會員 赤十字社員 衛生會員(以上諸團體員數列)

警官 普通會葬者

第六條 准士官及同相當官以上ノ葬儀ノ場合ハ特ニ赤白旗其他ノ員數ヲ増加スルコトヲ得
本規程ニ據リ營々本會葬儀ノ式次ハ左ノ如ク之ヲ定ム但該家宿坊ノ宗派ノ如何ニヨリ
多少ノ變更ヲ爲スコトアルベシ

- 一 行事 鐘
- 一 會葬者(概ヨリ前列員) 着席
- 一 柩 安着

- 一 會葬者（格ヨリ後列員）着席
- 一 洒水
- 一 葬儀主報告式辭
- 一 奏樂
- 一 導師入場
- 一 諷頌又ハ路念佛
- 一 導師燒香
- 一 引導又ハ表白
- 一 弔詞
 - 府知事 本市長 市會議員
 - 聯隊區司令部職員總代 敎務所長
 - 各宗報國義會 堺日宗報國義會
 - 同盟報國義會
 - 獎義會 愛國婦人會 堺市教育會
 - 堺府俱樂部 壬寅苦樂部 日本國風會
 - 櫻友會 其他
- 一 讀經（此間遺族親族及葬儀主燒香）

- 一 廻向
 - 一 奏樂
 - 一 退出
 - 第七條 本規程ニ據ラズシテ遺族又ハ親族ニ於テ各自ノ葬儀ヲ營ムトキハ本會ハ其希望ニヨリ之ニ助力ヲ爲シ厚ク熱誠ノ意ヲ表スルモノトス
 - 第八條 前條ニ據リ營ム各自ノ葬儀ニハ本會頭以下支障止ムヲ得サルモノ、外ハ總テ之ニ會葬ス可キモノトス
 - 第九條 本會慰護内則第三條ノ規定ハ本規程ニ之ヲ準用ス
 - 第十條 准士官及同相當官以上ノ葬儀ニ要スル費用ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
 - 第十一條 葬儀準備委員ニ關スル事項ハ別ニ定ムル所ニ據ル
 - 第十二條 本規程ハ委員總會決議ノ日ヨリ之ヲ實施ス
- ◎ 弔魂祭
- 這般の戰役に方り、本市在籍軍人にして、不幸死歿せられたるもの、八十三人に及ひたりしか、是等の諸士は、或は其本分を盡して命を兵火に委し、或は志望を遂げずして半途病歿せられたるものありと雖も、其死や一にして、均しく護國

千城の誠を致されたるもの、顧ふに、征戰其目的を達し、修交舊に復し、其今日ある所以のもの、實に是等諸士が一死の榮ありしに外ならされは、堺市兵事會は其天職を完うせられたるを多とし、敬悼の餘り英靈を弔慰せむか爲め、凱旋軍人の歡迎に先立ち、明治三十八年十一月廿八日午後一時より旭蓮社内に於て、之か佛式弔魂祭を執行せり。當日の重なる參列員は、茨木留守第四師團長、高崎大阪府知事、丸井少將を始め木村軍醫部長、伊藤經理部長、中原聯隊區司令官其他在阪文武高等官及び市參事會員、市會議員、學校長其他名譽職、諸團體員、新聞記者等にして參列員始め各遺族に弔魂祭差定、全祭祀人名表及學校兒童唱歌の印刷物を交付せり。聊か當日の概況を記さんに、先づ正午洪鐘を以て參集の豫告をなし、續て太鼓を以て擧式の準備を報し、午後一時喚鐘の響に連れて參列員入場次に洒水、奏樂、僧侶の人場ありて奏樂に連れ堺高等小學校兒童の唱歌あり、次に、大西兵事會頭は左の式辭を朗讀せらる。

式辭

茲ニ本日ヲトシ堺市兵事會ノ主催ヲ以テ日露戰役ノタメニ戰歿セラレタル本市在籍軍人故陸軍歩兵少佐從六位勳五等功五級福田光作君始メ忠勇義烈ナル七十七士ノタメニ恭シク弔魂ノ祭典ヲ舉

願レバ昨春二月日露ノ國交斷絶シ三軍ノ精銳百萬ノ艦嶺浪ヲ蹴ツテ起ツヤ王師ノ向フ所戰ウテ捷
 タサルナク攻メテ取ザルナク海陸並ニ奇功ヲ奏シタルノ有史以來未ダ見ザルノ大勝ニ屬ス是固ヨ
 リ大元帥陛下ノ御稜威遠ク八荒ニ光被シ玉フノ致ストコロナリト雖モ抑モ亦我海陸軍人ノ精英無
 比忠魂義膽ノ致ス所ナラズンバアラズ而シテ開戰以來本市在籍軍人ニシテ此大役ニ參加セラレタ
 ルモノ無慮千有餘人ノ多キニ上リ不幸ニシテ戰場ノ露ト消エ海底ノ藻屑ト化シ或ハ病魔ノタメニ
 賂レタマヒシモノハ實ニ是レ前記ノ七十七士トナス嗚呼悼哉今ヤ戰局終リテ告ケ平和克復シ我帝
 國ハ極力干戈ヲ交ヘタル露國ト既ニ舊盟ヲ尋ギ和親ヲ復シ出進ノ皇軍又陸續凱旋シテ妻子眷族沙
 蕙ヲ布テ之ヲ迎ヘ萬衆歡呼盛ニ之ヲ歡迎スルノ今日吾人ハ再ヒ諸士ノ颯爽タル威容ニ接シテ一辭
 ナ交フル能ハズ是滿天下同胞ノ齊シク哀悼悲嘆ニ堪ヘザル所ナリ卿等亦生テ平和ノ蕪天地ヲ見ル
 ノ日ナク天樂宮ニ鳴リ海潮凱歌ヲ奏スルモ之ヲ聞ク能ハズ諸士ノ遺恨夫レ幾何ゾヤ吾人ハ卿等ノ
 嗚呼ノ狀ヲ追懷シテ九腸爲メニ寸斷ス嗚呼哀イ哉然レドモ卿等神靈幸ニ昭鑑セヨ惟フニ生アルモ
 ノ必死アリ人生必此運命ヲ脱スル能ハス然ルニ諸氏ノ死ヤ猶生ケルガ如ク其颯爽タル英姿ハ今尙

眼前ニ髣髴シ其英名偉績ハ萬古ニ昭々トシテ天日ト共ニ没スルノ期ナケン然リ而シテ今次戦捷ノ
効果ハ我國威益々中外ニ發揮シ我國權彌々宇内ニ伸張シ今ヤ南部樺太ハ再ビ我領有トナリ韓國ハ
全然我保護ニ歸シ既ニ總監府設置セラレ外交ノ主權ハ全ク我ノ掌握スル所トナル其他遼東ノ租借
滿州ノ開放將サニ成ラントシ列強又帝國ノ地位ヲ認メテ大使館ノ設置ヲ交換ス嗚呼又盛ナラズヤ
思フニ諸士亦地下ニ微笑シテ我皇運ノ盛大ヲ祝スルナルベシ由是觀之諸士ノ一死ガ如何ニ國家ニ
貢獻シ如何ニ偉大ナル功勳ヲ奏シタルカヲ知ラシ諸士死シテ無上ノ榮譽ヲ荷ヒタリト謂フベキナ
リ我堺市兵事會ハ本日茲ニ諸士ノ遺族ヲ招請シ衆僧ノ捻香ヲ辱ウシ至誠至情ヲ捧ゲテ恭シク諸氏
ノ英魂ヲ弔フ靈ヤ靈庶幾クハ來リ饗ケヨ

明治廿八年十一月廿八日

堺市兵事會頭 大西 五 一 郎

次に、僧侶數十名の香燭無言三拜終りて讀經の中に學校兒童の參拜を終へ、次
に報國義會幹事の回向文及師團長、府知事、堺市長代理市助役、同市會議長其他
各團體代表者の祭文朗讀の後誦經總回向ありて、更に堺女子高等小學校兒童の
唱歌あり。終て旭蓮社住職岩井氏の各遺族に對する慰藉の演説ありたりしか、
聽く者坐ろに暗涙に咽ひぬ、最後に參列者及遺族全体の燒香を行ひ、退散樂によ

りて式を了り、式後遺族に對し、佛前の供物并に折詰、及び堺市參事會より典
供の香儀料を配與せしにそ、何れも非常の満足を表したり。

今左に師團長、知事、市長代理、市會議長の祭文、及學校兒童の唱歌を掲げん。

故陸軍歩兵少佐福田光作君ヲ始メ七十七名ノ靈ニ告ク諸子ハ明治卅七八年ノ
役ニ從ヒ能ク 聖勅ヲ遵奉シ苦戰激闘終ニ臣子ノ本分ヲ盡シテ斃ル嗚呼悼哉
茲ニ堺市兵事會ハ諸子カ忠勇義烈ノ績ヲ長ク敬慕シ遠ク吊祭ヲ行ヒ併セテ其
遺族ヲ慰メ以テ諸子ノ忠魂ヲ慰藉ス

今ヤ諸子ノ靈ヲ迎ヘ祭典ヲ行フニ當リ余モ參列スルヲ得追懷痛悼ノ情禁スル
能ハス一言吊詞ヲ呈ス英靈尙クハ饗ケヨ

明治三十八年十一月廿八日

陸軍中將男爵 茨 木 惟 昭

狂風吹イテ而シテ勁草ヲ知り國難起ツテ而シテ忠臣見ル日露ノ役ハ前古未曾

有ノ國難タリ身ヲ軍籍ニ列スル士先ヲ爭テ出征シ進ムヲ知テ退クヲ知ラス死
 ナ期シテ生ヲ期セス是ヲ以テ連戰連勝勢ヒ破竹ノ如ク海ニ敵艦ヲ殲滅シ陸ニ
 敵帥ヲ窘蹙シテ以テ戰局ノ効果ヲ收メ平和ノ克復ヲ速カナラシム其功赫々ト
 シテ當世ニ輝キ其勳昭々トシテ後代ヲ照ス亦偉ナラスヤ其間勇將猛士ノ命ヲ
 戰場ニ舍テ身ヲ瘦癯ニ委スルモノ頗ル多シ闔國爲メニ涙ヲ吞ム況ンヤ鄉黨ノ
 知己ナルモノヲヤ是レ堺市兵事會ノ同市出身戰病死者追吊ノ舉アル所以ナリ
 嗚呼諸士勁草トナリテ狂風ニ抗シ忠義ヲ全ウシテ國難ヲ濟ス青汗永ク遺烈ヲ
 傳ヘ千歳ノ下尙ホ懦夫ヲシテ起タシムルモノアリ蓋居常ノ蘊蓄ヲ發揮シテ其
 素志ヲ爲シタルニ外ナラス諸士亦何ヲカ望マン而シテ鄉黨哀痛祭祀ヲ修ス諸
 士亦餘榮アリト謂フヘシ式ニ臨ミ諸士ノ幽魂ヲ吊慰シ併セテ鄉黨ノ美舉ヲ嘉
 ス云爾

明治三十八年十一月廿八日

大阪府知事正四位勳三等 高崎 親章

維明治三十八年十一月廿八日堺市兵事會ハ明治三十七八年役戰病死將士七十
 有七名各靈位弔魂ノ祭典ヲ舉行セラル回顧スレハ客歲二月宣戰ノ 大詔煥發
 セラレシヨリ出師幾十萬世界ノ一大強國ヲ敵手トシテ陸ニ海ニ進ムテ利ナラ
 サルナク擊テ勝タサルナシ而シテ遂ニ能ク平和ヲ永遠ニ克復スルヲ得テ一躍
 直ニ一等國ノ伍班ニ列シ國光四海ヲ被ヒタルハ世ニ稱シテ有史以來ノ一偉績
 トナス嗚呼盛ナル哉是固ヨリ

大元帥陛下ノ御稜威ト凱旋將士ノ武勳トニ由ルモノアリト雖トモ抑亦戰病死
 各位忠君愛國ノ丹心カ砲烟彈雨ノ間ニ在リテ死ヲ視ルコト歸スルカ如ク勇戰
 奮闘シテ國家ノ大事ニ殉セシ赫々タル偉勳アルニアラスムハ夫曷ソ克ク爰ニ
 臻ルヲ得ムヤ而モ退テ當時ノ事蹟ト遺族諸君力悲痛涯リナキ慘憺タル情況ト
 ニ想到スレハ洵ニ暗涙ノ胸臆ヲ沾スヲ禁スル能ハサルナリ蓋是堺市兵事會カ
 平和克復後ニ際シ率先直ニ此弔魂ノ祭典ヲ舉ケ英靈ヲ慰スル所以ナル乎然リ
 ト雖トモ各靈位ハ生キテハ既ニ邦家ノ干城タリ死シテ豈國土ノ鎮護タラサル

ナカラムヤ申スモ畏シ我
皇ノ黎民ヲ愛惜シ賜フコト慈母ノ赤子ニ於ケルカ如ク國家ノ典規ニ法リ既ニ
有司ナシテ大ニ論功行賞ノ道ヲ講セシメ賜ヒ又我同胞ハ至誠以テ深キ感謝ト
温キ同情トヲ寄スルヤ切ナリ各位在天ノ靈及遺族諸君亦以テ慰ムルニ足ラム
本職此弔魂祭ノ盛典ニ列シ無量ノ感ニ堪ヘス衷情ヲ披瀝シテ以テ庶羞ノ典ニ
添ヘシメムトス尙クハ饗ケヨ

明治三十八年十一月廿八日

堺市長代理

堺市助役 宮本通義

祭詞

一タヒ征露ノ役起リシヨリ以來我陸海軍將士ノ忠勇義胆ナル内外晝夜ノ別ナ
ク東奔西走寒暑ヲ犯シ風ニ櫛リ雨ニ沐シ砲彈劍戟ノ間ニ出入シ人生辛酸ノ極

ヲ嘗メテ意トセス而シテ或ハ病魔ノ爲メニ或ハ負傷ノ爲メニ或ハ滿洲ノ野ニ
或ハ旅順ノ海ニ熱血ヲ流シ終生ノ恨ヲ止メテ消ユルモ萬人一意帝國ノ爲メニ
自ラ犠牲ニ供シテ怨ミス家ヲ忘レ妻子ヲ忘レ至誠至忠以テ前代無比ノ偉勳ヲ
遺サル其名聲ハ常久ニ竹帛ニ垂レ國民一同ノ深ク感シテ銘スル所タリ今ヤ平
和克復スルニ當リテ堺市兵事會ハ先ツ本日ヲトシテ清酌時羞ノ奠ヲ擧ケ本市
出身諸士ノ英靈ヲ弔祭セラル茲ニ參集スル者幾千人中ニ諸士ノ遺族モアラン
舊友モアラン又戰友モアラン而シテ今ヤ幽明所ヲ異ニス懷舊ノ念感慨ノ情幾
許ソヤ我曹生者ノ諸士ニ負フ所口筆ノ能ク盡ス所ニアラサル也時將ニ寒カラ
ントシテ遙ニ金剛葛城ノ秀峯巍然トシテ諸士ノ忠節ヲ表ハシ茅海ノ波濤々ト
シテ遺功ヲ讚フ旭蓮寺内ノ老松靜ニ千古ノ色改メテ薰香上ル所髣髴タル夢幻
ノ中莊嚴靜肅心膽ニ徹シテ同情ノ念胸奥ニ滿チ亦多ク言フ能ハサルナリ落花
流水常ナラス年變リ星移ルト雖モ英名永ク朽チス國家素ヨリ典アリ宜シク冥
スヘキ也茲ニ素懷ノ一端ヲ述ヘ滿腔ノ赤誠ヲ捧ケテ祭詞ニ代フ在天ノ靈希ク

ハ夫レ之ヲ饗ケラレヨ

明治三十八年十一月廿八日

堺市會議長 八星篤英

祭魂弔附儀葬者死病戦

弔魂祭唱歌

英魂を弔ふ歌

(堺高等小學校兒童)

- 一 生きては君の御楯となり。
死しては御代の守りとなる。
威靈は曇らじ千代八千代
- 二 功は國の光となり。
ほまれは民の鏡となる。
美名は朽ちせじ千代八千代
- 三 勇士を弔ふ歌
(堺女子高等小學校兒童)
- 一 おやに尋く畏くも
天皇陛下の大御勅
- 二 戴きまつりて勇ましき
門出をなし君はしも、
八重の潮路を打ち渡り
深雪積もれる韓山や

祭魂弔附儀葬者死病戦

- 三 黄金を鏖かす満州の
正義の仇 國の憐
勇戦奮闘抜群の
- 四 一朝某地の激戦に
あはれ盛を待すして
花はあへなく散りぬれど
- 五 都大路の九段阪
あな尊しや大君の
肉は千筋に裂るども
- 六 男兒の本分何ものか
朝な夕なな消息を
父母妻子に世の映えを
- 七 傳へ聞きたる人々の
紀念の寫眞を伏し拜み
- 八 暑さ寒さと戦ひて、
非道の露兵を打ち攘ひ、
功名立てし甲斐もなく、
名譽の戦死を遂げにけり。
- 九 夜半の嵐に散る櫻、
色香は千代に傳はりて、
永久に朝日に匂ふらん、
御前に捧げしその命、
骨は野山に曝すども、
君の最後に優るべき。
- 待ち詫び兼ねしたらちねの、
與へし君が忠と孝、
至誠はこゝに集ひ來て、
追慕の涙にかきくるゝ、

父老の情にぞ知られける。

天翔るらん和御魂、

一〇 流石に笑をや含まれん

この功績とこの譽、

語り傳へて大君の

御代萬歳をこころほがん。

抑當市の旭蓮社は即ち大阿彌寺のことなり、此の寺は、昔時澄圓大菩薩の創建にして、後醍醐天皇の勅願所なり、文保元年開基智演上人、佛教研究のため元に渡り、廬山、天臺山等に遊ひ、學成りて、元享元年に歸朝し、錫をこの堺の地に留めて、宣教せられし以來、今にいたるまで大凡六百年の間、畏くも上は、皇室に、又下は當地に關する由緒、ともに淺からざるをもつて、今回當市出征戦病者の葬儀場を選びたるなり。

九、凱旋軍人歡迎會

凱旋の將士は、其正に功成り名遂けて、目出度郷土歸還せられたるもの、其大に之を歡迎して大々的祝意を表せずむはあらず。想ふに、我國全土到る所として

這般軍人の凱旋を祝さむとして、歡迎の設備に余念なく、唯々其人後に墜ちさらむことを厭幾し、只管經營慘憺たるの間、隨て各地競うて、盛大なる典例を設けられたるものあるの時に際し。本市殊に本會は、更に期する所あり、固と是衆議に依るの時宜を得たるを思ひ、乃ち凝議一決。爰に凱旋軍人歡迎準備委員五名を設け、外に市參事會員貳名市會議員五名を加へ、以上三團體の合同組織となし、先づ、第一回歡迎會は、一昨三十八年十二月三日、地を大濱水族館庭内に下し、凱旋軍人無慮四百五十三士を招待して、開催せられたり、聊か當日の概況を記せむに。水族館の正門前に一大綠門を設け、大國旗を交叉し、庭園内會場には、大天幕を張り、周圍に幔幕を繞らし、多數の國旗と球燈を蜘蛛の巢形に掲げ、場内配置好き所種々模擬店の設けあり。各軍人諸士は、正午を合圖に、三々伍々參集し、聽て午後二時一發の號砲轟然響くよと思ふ間に、開會の令傳へられ、各員參場一同の靜まるを俟て『君か代』の合唱あり。次で、主催團體總代として、宮本市長代理市助役の開會の辞あり、來賓總代としては、益山少尉の挨拶あり、

終りに市助役の發聲にて

天皇陛下、陸海軍、堺市及凱旋軍人諸士の萬歳を各三唱して、式全く了り、各自隨意模擬店に入り、更に、振鈴を台圖に、一同食堂に集り、祝杯を舉げ十二分の歡を盡して、散會せり。時に后五時、實に近來稀有の盛儀なりき、越えて、昨年二月二十四日、第二回凱旋歡迎會は、總て前回全様の計劃を以て、水族館内に催されたり、軍人諸士の意氣や昂り、活達なる態度は頗る衆目を惹き、坐る戰場幾多馳驅して、功績を恣にせられし面影、眼前彷彿として、敬慕の念に禁へざらしむ、會は當日午後一時を以て開かれ、全五時過無事萬歳聲裡に終焉を告げたり、招待に應じて參會せられし軍人諸士は、三等軍醫正重地正巳氏以下四百五十七士にして、中々の盛會を極めたり。

出征部隊の殘餘は、其後引續きて陸續凱旋し、今や任務完了を告げて、全く平時の状態に復せり、數へ來れば前に第二回凱旋歡迎會を開きしより以來、新に歸還の兵士諸君は總て八十有一名に達しぬ、乃ち爰に第三回凱旋軍人歡迎會を開くこととなり、昨年秋十月二十日以上中佐吉良秀識氏其他の諸氏を招して、宴を堺水族館内に催せり、會の体裁其他渾て前回に準し遺憾なく準備整ひ主客和氣霽々の裡に開閉しこゝに這般の行事を結了したり。

十、帝國軍人援護會之寄贈

日露開戦の始めに方り、帝都に於て帝國軍人援護會なるもの知名の有力者を以て組織せられ、宏く全國に涉りて戦時軍人家族優待の目的を以て成立せる諸團體に對し、其成績の顯著なるものに付き、特に資金を贈りて援護せらるることとなりたり、大阪府下に於て、前段の趣旨の下に成立せる團體は、其數敢て寡少ならずと雖も而も特に其成績の良好顯著あるものと認定せられ資金の寄贈に與りたるは、大阪市報効會を先途とし、我堺市兵事會之に次けり、而して本會に寄贈の金額は、第一回金五百圓第二回金二千五百圓併せて金三千圓の巨額にして、大阪府知事を経て交付せられたり。

大方の翼賛助力に依り、軍國に處して且暮其本分を盡しつゝある本會は、深く江湖有志の同情を博し陸續資金の幫助を受け、尙特に前記の巨額の寄贈を受くるに到りたるは、是共に軍人家遺族の爲めに喜びとせざるを得ざるべく、又本會の光榮たらしむはあらず、而して該寄贈の金員は専ら本會の事業擴張費に充てらるゝことゝありたるに付、有志の同情寄金と相俟て所期の計劃を遂ひ、着々實効を擧げつゝあり。即ち三十七八年戰役紀念本會附屬授産部堺女子共勵作業場及全場備付器具は該寄贈金の殘影とあす。

十一、内務大臣之巡視

關西地方巡遊中の芳川内務大臣には、恰も三十八年五月十四日、特に兵事會授産工場を視察せらるべく、井上書記官、大道秘書官等を隨へ、又高崎大阪府知事は池上第四部長及熊野府屬を隨へ、共に大臣に隨伴し全日午後五時南海鐵道堺驛に着車したれば、豫て全驛に待受けたる大西會頭、宮本副會頭、八星市會議長、大

久保警察署長を始め、本會委員等之を出迎へ、内相は市役所より差廻せる人力車にて一行と共に浪速銀行堺支店に入りて少憩し、暫くして作業場篤志贊助婦人及教育部囑託教師并に保育部囑託保姆諸氏の出迎を受けて作業場に入り、階下及階上に於ける就業九十二名の襦衣袴又は病衣等縫製作業の有様を視、次に別室保育部に於ける三十余名の幼児の保姆に導かれ、無邪氣に嬉戲するの状況を覽られ、又搖籃の中に軟風を受けて他愛もなくスヤ／＼眠れる乳兒の愛らしきにも、温顔もて注目せられたり。

斯くて、視察終り、幼兒は他室に移りたる後就業者及本會役員其他を保育部の一室に集め、一場の訓示的演説あり。今其大意を摘載すれば先づ就業者一同の方に面して。

諸子等ハ名譽ナル出征軍人ノ家遺族テアル即チ出征軍人中ニハ諸子等ノ良人タル人モアラン或ハ兄タル人モアラン父又ハ弟タル人モアランカ惟フニ彼等軍人諸士ハ皆均シク或ハ雨ニ冒サレ雪ニ襲ハレ或ハ野ニ臥シ山ニ寢子テ砲煙

彈雨ノ下千辛萬苦ヲ嘗メ國家ノ爲メニ一身ヲ犠ケテ能ク働キツ、アルカ一タ
 ヒ思フ故國ノ空ニ運フ時ハ直ニ己カ最愛ナル妻子ノ身上ノ事ヲ思フノテアル
 其時ニ諸子等ハ斯ノ如ク奮テ作業ニ勉メ各自生計ノ途ヲ立テ一面ニハ兒女ヲ
 完全ニ養育シツ、アルノ狀ヲ聽カハ所謂諸子等ノ良人ヤ又ハ父兄弟タル出征
 軍人諸士ハ如何許リカ喜フテアラウカ眞ニ安心後顧ノ憂ナク愈々一身ニ家ヲ
 忘レテ國家ノ爲メニ天晴ナル働キカ出來ル譯ナノテアル即チ士氣ノ興廢ハ諸
 子等ノ此作業ニ勉勵スルト否トニ多ク基因スルコトテアルト思フノテス而シ
 テ戦局ハ前途尙遠遠ト思ハサルヘカラス諸子等益々充分ニ奮勵アラシコトヲ
 望ム今日ハ本官ハ序ナカラ出征軍人ノ留守ノ御見舞勇出マシタノテス云々
 更に本會役員ノ立並へる方に向ひて。

兵事會役員諸氏ハ皆斯ク熱心ニ本會事業ニ盡力セラル、ハ國家ノ爲メニ慶賀
 スヘキテアツテ本官亦感謝スル次第ナリ尙益々邦家ノ爲メ盡力アランコトヲ
 望ム云々

一同は大臣か是等賞詞と慰諭とに深く感動し、作業中多く眼に涙を堪へ中には
 頗る流涕の情に堪へざるものもありたり、斯くて巡視并に演説終りたれば、頓
 て大臣は本工場を辞し元着せし堺驛に到り、本會頭を初め其他前記の人々に見
 送られて歸阪せられたり。

十一、政府當局者の眼底に映せし

兵事會之事業

兵事會の事業か、偶々政府當局者の慧眼に映して、戦時救護事業の資料とし
 て刊行の書冊の中に點綴せられたる、二三の章句を揚げ以て看者の便に供せむ
 哉矣。

○堺市兵事會授産場ノ軍用被服裁縫

大阪府堺市兵事會授産場ハ市長助役及全會委員等ノ熱心ナル勧誘ニ依リ逐日就業者ノ數ヲ増加
 シ目下百一人ニ達シ日々ノ通勤者五六十人ヲ下タラス事業ノ種類ハ陸軍被服廠大阪支廠ヨリ直
 接ノ受負ニ係ル軍隊用ノ襦衣袴下ノ裁縫ニシテ其工賃ハ一日拾錢以上三四拾錢ヲ下タラス就業

者ノ携帶セル幼兒ハ授産場構内ノ一部ニ收容シ軍人家族一人ヲシテ之ヲ看護セシメツ、アルモ
兒童日々二三十人ヲ下ラサルヲ以テ到底看護周到ナ期スル能ハサルニ依リ市内幼稚園ノ保姆ニ
囑託シテ幼稚園ノ放課後來リテ保育ノ任ニ當ラシメシコトナ期シ設備中ナリ

(時局地方經營資料)

○堺市授産事業ト教育部

堺市兵事會ハ援護ノ一方法トシテ軍人家族共勵會ナルモノヲ組織シ婦女子二百八十余名ヲ收容
シ密針器械ノ使用ヲ傳習セシメ以テ陸軍被服ノ裁縫ニ依リテ相當ノ工賃ヲ得ルノ途ヲ授ケ而シ
テ其工賃ノ百分ノ五乃至十ハ之ヲ郵便貯金ト爲サシメ又幼兒保育所ヲ授産工場内ニ設ケ操業者
ノ幼兒ヲ收容シ同市幼稚園保姆ニ依頼シテ其訓育ニ務メシムルノ外特ニ場内ニ教育部ヲ置キ同
市宿院及錦西兩小學校長ハ每週火木曜日婦女子ニ對シテ修身講話ヲ爲シ全校女子訓導兩名ハ月
曜日ニ讀書ヲ土曜日ニ女子日用作文ヲ各一時間ツ、教授シ婦道ノ薰陶ニ勉メ亦就業者獎勵ノ歌
ヲ作リテ婦女子ノ品位ヲ進メ勤勞ノ尚フヘキヲ教ユルコトニ注意セルカ如キ亦出色ノ舉グリ

(内相巡視談附録時局美談ト地方事蹟)

○授産事業ト唱歌及訓育

堺市兵事會ニ於ケル軍用被服裁縫ハ亦夙ニ近畿地方ニ於ケル授産事業トシテ名アルモノナリ
……由來收容授産事業ハ較モズハ消極的悲觀的ニ陥リ易キ弊アリ泰西ニ於ケル貧民勞役者

十三、戰利品下附之稟請

ニ對ス者ノ論評カ多ク此点ニ向テ傾注スルノ狀アル固ヨリ偶然ニアラス我授産事業ニ於テモ努
メテ意ヲ茲ニ致シ以テ此弊ニ陥ラシメザラシコトナ期セサルヘカラス夫ノ堺市兵事會授産場ニ
於テ作業獎勵ノ歌ヲ作り就業者ヲシテ之ヲ歌ヒツ、作業セシムルカ如キ是實ニ獨國ノ特色タル
慈善院ノ工場ニ於テ就業者ヲシテ唱歌セシメ一ハ以テ其徒然ヲ慰メ一ハ以テ勞作ヲ獎ムルモノ
ト其採テ一ニセルモノニシテ就業者ヲシテ其業務ニ趣味ヲ有セシメテ倦怠ノ念ヲ生セシメサル
ト同時ニ兼テ風紀上ニ勘カラサル効果ヲ奏セリ而シテ其作業時間ヲ割テ教育ヲ試ミ出征軍人ト
ノ書信ノ往復ニ資スルガ爲メ簡易ノ講習ヲ遂行セルカ如キハ救護事業カ勤勞ヲ獎ムルト共ニ亦
克ク教化ヲ輔グルモノニシテ該授産場ノ特徴トシテ賞揚スルニ足レリ

(增補時局救護事業概觀)

日露の戦役は、時の古今に亘り洋の東西を通して實に空前の一大事變にして、
國民の永く忘る可からざるところたるは勿論、隨て一般國民として、恒に其志氣
を涵養し并に當年の光景を偲はしむるの手段は、這回の戦役に於て、名譽ある軍
隊か敵の陣營より鹵獲せられたる戦利砲等を羅列して、一般の縦覽に供せしむ

るか如きは、最も適切な好資料たるへきか。我堺市には海濱に接して廣袤二萬九千二百余坪を包有せる大濱公園あり、此外去る三十六年第五回内國勸業博覽會附屬水族館の本市に拂下を受け、現に堺水族館として公衆の觀覽に供せる恰當の設備あり。年々殊に春夏秋の三季に涉りて無慮數十萬の來集者を見るの盛況を呈し、加之ならず市民の多くは亦隨所屢々集合し來れるの有様なるに、未だ斯種の徴すへき好資料あきは甚だ遺憾なりとし、彼の忠魂碑の建設と相俟て國民の士氣を鼓舞し當年の光景を偲ふの料として、且永久名譽の紀念物として兵事會へ下附せられんことの稟請を爲したり。

其後聽くか如くんは、市長か本年一月上京に際し其筋との打合せを遂げられ、其結果良好にして、不日下附可相成運ひに迄立到れり。

十四、被援護者之援護費

出征軍人家遺族中、生計困難の状況に陥りたるものに對して、兵事會は一々其

調査を遂げ其實況を詳にすると共に、援護を要すへき者と認めたるものには、所定の援護費を支出せり、而も援護を要する者の恒に豫想以外の多數に上れるものあるに反して、之に伴ふ援護費の資財には却て匱乏を愾ふるものあるは、這般事業の常態として、殆ど免れざる痛患なりとす。

統計に依りて、開戦以來の實際を掲ぐれば次の如し。

援護費月別調

年次	戸數	人口	金額
三十七年三月	四五	八七	五二二〇〇
四月	八〇	一八二	一八四七〇〇
五月	一一一	二五三	二七三八八〇
六月	一二九	二八八	二九一四〇〇
七月	一三六	三〇二	三三二二三〇
八月	一五一	三二九	三五六六七〇
九月	一五七	三四一	三七六三五〇

費 護 援 と 者 護 援 被

十	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三十八年	十	十	十	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
一六〇	一六四	一七〇	一八四	一九七	一九〇	一九五	一九六	一九七	二〇五	二〇四	一八四	一八四	一六四	一六〇	一六〇	
三五二	三六〇	三九三	四〇二	四四二	四二六	四二二	四二八	四三二	四四五	四五六	四〇二	四〇二	三六〇	三五二	三五二	
四〇九七九〇	四一三八〇〇	四三五八四〇	四五一一〇〇	四七五八九〇	四九六二〇〇	四九四九一〇	四四七六一〇	四七四二二〇	四七四一七〇	四四七六一〇	四四七六一〇	四四七六一〇	四四七六一〇	四四七六一〇	四四七六一〇	四四七六一〇
三〇二二五〇	四一四九〇〇	四四九二〇〇	四五三五七〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇	四七四二二〇
二五二	二七〇	三八九	四〇八	四三七	四一六	四二二	四二八	四三二	四四五	四五六	四〇二	四〇二	三六〇	三五二	三五二	
一二六	一七一	一八〇	一八九	一九七	一九〇	一九五	一九六	一九七	二〇五	二〇四	一八四	一八四	一六四	一六〇	一六〇	

費 護 援 と 者 護 援 被

三十九年	二	三	四	合
月	月	月	月	計
六〇	三九	三一	八	三、六七五
一二五	八二	六五	二〇	八、〇三七
一四一〇五〇	八三一六〇	六八八二〇	一五九〇〇	八、九〇二三八〇

由是觀之、即ち二十七年三月開戦の當初より昨年四月末日に到る迄、既往二十有六月間に於ける援護費、實に八千九百貳圓參拾八錢の多額に上り、而して被援護者毎月少くとも八九十人を下らす多きは四百數十名に上り、又此支出月額少くとも數拾圓を下らす多きは數百圓に上れり。而して是皆殆ど隣保相佑の情誼と義勇奉公の意氣に富める我同胞市民か、軍人家遺族に對して深厚なる同情を寄せ應分の義金を投じ、以て本會救護の資財を填補せられたる結果たらずむはあらず。而して爰に平和克復を見軍人諸士の續々歸還せられ、最早其援護の必要なきに到りたるを以て、乃ち昨三十九年四月三十日限無事終焉を告げたり。

日露交戦に際し兵事會は、會の面目を發揮し活動の中心たらむとして、率先檄を飛して宏く有志の賛襄を求め、敢て磐根錯節に當らむとす、所謂同胞諸君に呈する檄文なるもの次の如し。

十五、有志之同情義金

▲日露戦時ニ際シ我堺市同胞諸君ニ檄ス

謹ミテ我堺市五萬有余ノ同胞諸君ニ檄ス今ヤ我帝國ハ正義ノ爲メニ露國ト毀端ヲ啓クノ止ムヲ得サル時機ニ迫リ茲ニ本月十日ヲ以テ宣戰ノ 詔勅ヲ煥發セラレ當ニ磨礮ノ典ヲ正フセラル吾人臣民タル者誰カ發奮興起セザランヤ仍テ惟フニ國民ハ皆兵ナリト雖モ内國法規ノ定ムル所アリ常備兵後備兵補充兵及國民兵等自ラ服役ニ序次アリ限定アリテ妄ニ望ミテ之ニ服スルヲ得ス是ニ於テカ總テ吾人臣民ノ務トシテ國民ノ權利タリ將タ義務タル國家干城ノ直接大任アル軍人諸士ヲシテ立所ニ應召スルニ及ヒ後ヲ顧ミルノ係累ナク献身の軍人タルノ本分ヲ發揚セシムルノ途ヲ講スルヨリ急ナルモノ在ラサルヘシ

然リ而シテ我堺市在郷軍人ハ今姑ク國民兵ヲ除キ優ニ六百八十有余名ノ多キニ上ル若シ夫レ斯輩ハ一朝召集ノ令ニ接セハ奮然躍起當ニ劍ヲ握ルノ忠勇義心ニ富メル者モ中ニハ偶々不幸ニ其家計

平素饒ナラスシテ郷土ヲ發スルニ遊ミ父母又ハ子女ノ忽チ飢餓ニ陥ルノ累アラシキ者アラハ之レカ爲メ義勇ノ内容ヲ緊縮セラルヘキハ人情ノ避クヘカラサル所ニシテ而シテ斯情弊ハ抑々亦本市ノ面目國家ノ利害ニ繫ル原由タラスンハアラサルナリ、因リテ今般本會ニ於テハ斯後顧ノ患ヲ排シ又一點情緒ノ纏綿スルナカラシメ純然國ニ殉フヘキ軍人タルノ面目ヲ發揮セシメントス是吾人臣民ノ一旦國家ニ緩急アラハ義勇公ニ奉スルノ所以ニシテ本會設立趣旨ノ根底モ亦實ニ茲ニ樹立セラレシニ他アラサルナリ

述ヘテ茲ニ到レハ我同胞諸君ハ今ヤ國家存亡安危ノ緊ル秋ニ際シ飽食暖衣スヘキノ日ナラス切言スレハ食ヲ減シ衣ヲ典スルモ尙ホ義捐國家ニ報ユルノ日ナルヲ思ハサルヘケンヤ夫レ誠忠誠義ナル同胞諸君ヨ幸ニ本會ノ趣旨ヲ翼賛セラレ以テ應分ノ義捐ヲ投シ前記ノ目的ヲ達セシメラレシトテ庶幾クハ國民皆兵タルノ實ヲ舉グルヲ得ム敢テ肅ンデ檄ス

明治三十七年二月

堺市兵事會

我市同胞諸君か、滿腔の熱誠を瀉て斯舉を贊襄し各自競うて義捐せられたる金額は實に別表の如く、萬金の上に出て前代未聞の好績を見るを得、隨て之れか爲め軍人家遺族に對する救護に將た犒軍に或は將た慰問に其他に本會の趣旨をし

て遺憾なく徹底せしむることを得たり。

◎義捐金收支計算表(明治三十九年四月三十日調)

收 入		支 出	
一金壹萬四千參百參拾參圓四拾壹錢參厘	義 捐 金	一金壹萬四千百拾八圓貳拾六錢貳厘	支 出 總 高
内 譯	利 子	内 譯	
金壹萬四千參拾壹圓七拾九錢九厘	月 報 廣 告 料	金八千七百七拾貳圓參錢	援 護 金
金貳百七拾圓五拾壹錢四厘	供 物 料	金壹千參百參拾七圓貳拾四錢	備 軍 費
金貳拾壹圓拾錢		金貳千五百五拾九圓七拾錢七厘	慰 籍 費
金拾 圓			

有 志 同 情 之 義 金

凱

旋

門

金壹千四百四拾九圓貳拾八錢五厘
 殘 額
 一金貳百拾五圓拾五錢壹厘

事務費其他

大阪貯蓄銀行
 界支店預金

十六、凱旋門

平和克復と共に出征將士の續々歸還せらるゝものあるに際し、是等將士を歡迎すべく茲に役員會儀を開きて特に委員を選び凱旋門の建設に取掛れり。門は高さ拾五尺幅拾八尺にして悉く杉皮を以て掩ひ、土臺は人造石を以て築き構造堅固に据へられ、中央には「祝凱旋」なる三文字配置よく描寫され兩側には「堺市兵事會」の五文字鮮麗に現はれ、市の中樞態野町市之町大道交叉點通稱大小路筋に於て偉觀人目を惹くの工作物は、見事に完成を告げて來往の注目を惹き、軍人凱旋を祝するの門戸は、幸に其名に負かざることを得たり。

述 記 兵 事 會 頭 之 更 迭

兵事會頭大西五一郎氏病の爲めに、其職を辭せらるゝに當り、明治三十九年十一月二十九日委員總會を開きて、役員の改選并に顧問の推薦を行へり、即ち左の如し。

- 堺市兵事會顧問 大西五一郎氏
- 堺市兵事會々頭 宮本通義氏
- 全副會頭 川崎友次郎氏

次て大西氏か本會に對する多年の勤勞と功績とに報いんとて、相謀りて金盃に左の感謝狀を添へて贈呈の事を決議したり。

感 謝 狀

去ル明治廿九年貴下ナ本會々頭ニ戴キシヨリス二十年幾月短シトナサス其間終始一日ノ如ク統率宜キニ適ヒ植梅道ヲ得テ會務日ニ伸ヒ月ニ張リ日露ノ役起リテヨリハ層一層ニ發展シテ創製以還ノ最盛タリシヤ公刊セル我會報ノ証スル所ナリ嚮ニ戰時事業トシテ出征軍人家遺族ノ産ヲ授ケン

カ爲メ作業場ヲ起シ戰息テ世平クヤ一時的テ更メテ永久的トシ之ヲ擴張シテ冷ク一般婦女チシテ業ニ就カシム戰時ノ後援平時ノ勸業私立團體ノ好模範トシテ人口ニ膾炙シ名揚リ譽博マルモノ是皆貴下綜提ノ宜キニ由ラスンハアラス然ルニ圖ラサリキ貴下今回ノ勇退ニ遭フ惜別ノ情ニ堪ヘスト雖モ貴下ノ決意ハ留ムルニ由ナシ之ヲ以テ我會役員會一致ノ決議ヲ以テ金盃ヲ贈呈シ本會顧問ニ推戴シテ從來ノ甚深ヲ謝シ將來ノ輔導ヲ請ハントス舉措禮ニ矧ハス表ス所薄シト雖モ謝スルノ意ハ深シ庶クハ本會ノ微衷ヲ容レ永ク眷顧ヲ垂レ賜ハンコトヲ敢テ具ス

明治三十九年十二月一日

堺市兵事會頭 宮本通義

大西五一郎殿

十二月十日、留別の宴を大濱茅海樓に張り、會頭、副會頭及委員等總て數十名列席し盛に催されたり、席上大西氏は徐ろに起ちて「不肖この重職を瀆すこと、こゝに十年餘、而して本會の事業着々成功して、今日あるを得たるは、偏に副會頭始め、委員幹事諸君の勤勉の結果に外ならざるなり、然るに今余の職を辭するに當つて、かく盛宴を設け、かつ紀念として、黄金の盃に鄭重の感謝狀を添へて

贈與せられ、五一郎實に肝背の至りに堪へず云々との挨拶あり。夫れより宴に移り歡語笑話交々起りて和氣霽々の裡めてたく散開せり。

兵事會委員への挨拶

兵事會委員は所謂手辨當主義を標榜して、熱心軍國の事に携はり直接間接に後援の事績を奏せられしこと枚擧に遑あらず。乃ち本會の事業爰に整頓を告げしを期とし、本年一月十日兵事會頭の名を以て委員の勞劬を多とするの謝意を覃めし鄭重なる左の挨拶文に、銀盃料を添へて各委員へ贈り、爰に戦後一段落を結ひぬ。

肅啓

日露交戦に際し貴下は本會委員として應召軍人の歡送、家遺族の援護、傷病軍人の慰問又は戦病死者等の葬祭、出征軍人に對する凡ゆる慰藉、後援之事業に次で凱旋軍人之歡迎、酒保事業若くは授産工場の設營に至るまで一般軍國に對する奉公事業殊に至難なりし一再義捐の募集等に於て本會の施設經營に關し終始至誠一貫一方ならざる御盡瘁に預り以て本會事業幸に機宜に適し多大

の好果を收め候は洵に衷心の欣榮とする處に御座候戦息むて世平き目出度一段落を告げ候に付茲に銀盃料一封を贈呈し感謝の誠を表し度薄儀敢て謝意を盡さず候得共幸に微衷を諒とし御受納被下候は、本懷之に過ぎず候先は右御挨拶迄得貴意度如斯に御座候 敬具

明治四十年一月十日

堺市兵事會頭 宮本通義

第二編

前編已に堺市兵事會が時局に關して貢獻せる大体上の管見を披陳したり、蓋、這箇の出來事につきては、則ち全會が其立脚地より將た從來の因縁上、到底世上一様なる同種團體と之を混同するを得ざる而已ならず、又全會の本能實に彼と相均く見ることを容されざるものあれば也。是特に吾人本編を草するに當り諸種の事實を捕捉し來りて彼が爲めに其大部分を割截したる所以なりとす。

本編は即ち我堺市の全豹に涉りて公人と謂はす私人と謂はす其他各種團體を網羅し、凡そ世間傳ふべきものあらは則ち一々之を摘載し由て以て其能事を發揮し美事を後昆に垂れんとす、篇中藏むる所時局に關する市の告諭あり特設規程あり、特別御下賜金保管方心得あり、或は犒軍恤兵の事より戦局の開展に伴ふ團體有志の表情振作あり其他戦時紀念的標識の創設等屈指に違あらず、唯夫れ記事は専ら其眞諦を穿たんとするに在れば隨て往々無味乾燥なるか如く敢て讀者の注意を拂ふに至らざるものあるなるへし而も其本編を修する上につき聊か苦心の存する所亦世間斯種の刊行物につきては彼の一般編著者の寓意を發舒するものは之を同一視するを許されざるものあれば也請幸諒焉矣。

一、時局に關する告諭

戰時事變に際し軍費の支出を多大ならしむるは、國家經濟に至大なる關係を有するのみならず、間接に國民の負擔を重大ならしめ且延いて以て軍事上にも其影響を及ぼすへければとて、大西市長は左の告諭を發せらる。

堺市告諭第一號

戰時ニ際シ物價ニ多少ノ影響ヲ及ホスハ寔ニ數ノ免レザル所ナルモ茲ニ自然ノ趨勢以外人爲ヲ以テ時價以上擅ニ暴利ヲ壟斷セントスル者ナキニ在ラス殊ニ陸海軍々需品ノ買上ケ等ノ場合ニ際シ動モスレバ投機心ヲ起シ這般ノ非謀ヲ企ツル者往々有之國家經濟ヲ誤ル斯ノ如キ甚シキハナク軍ノ活動力ヲ永久ニ保持セシムル上ニ非常ノ影響ヲ及ボサザルヲ得ズ從テ實ニ國家經濟ニ至大ナル關係ヲ有スルノミナラス又間接ニ國民ノ負擔ヲ重大ナラシムル次第ナレバ凡ソ軍國民トシテ可成的其軍費ノ輕減ヲ計リ國庫ノ餘力ヲ圖ルモ亦實ニ報効ノ一端タルベシ

右ハ其筋ヨリ命達ノ次第モ有之此際旁々該趣旨ヲ服膺シ依テ以テ名實相正ウセンコトヲ期セラレベシ

明治三十七年三月四日

堺市長 大西五一郎

又、翌三十八年一月に至り露國の俘虜數多濱寺に收容せらるゝに依り、之に關し大西市長は市民に對し左の告諭を發せられたり。

堺市告諭第一號

今般露軍ノ俘虜數多天下茶屋ニ收容セラレ又將サニ濱寺附近ニ收容セラレントス抑同俘虜ハ敵對行爲ヲ擲テ我軍門ニ降リ自己ニ戰鬪力ヲキモノナリ凡ソ敵對行爲アリテ始テ敵トシ之ヲ擊破シ若クハ膺懲スルハ戰鬪行爲正當ノ手段タルベキモ今ヤ砲刀摧ケ力盡キ復陣頭起ツ能ハザル非戰ノ輩ニシテ事爰ニ至レハ即チ彼ガ祖國ノ爲ニ戰ヒシ衷情ヲ想ヒ一掬同情ノ念ヲ振ヒ之ヲ遇スルヤ須ク一視同仁ナラザルヘカラス夫ノ戰地ニ在リ我軍ガ克ク敵屍ヲ葬リ負傷者ヲ勞ヘルガ如ク又内地ニ在リテ右俘虜ニ對シテ相當ノ待遇ヲ爲サルベカラサルハ文明國ノ通義ナリトス既ニ本市附近ニ露國ノ俘虜ヲ收容セラレ又將サニ收容セラレントスレハ隨テ時々屢々俘虜ニ接スルノ時アルベシ此時ニ方リ一種ノ客氣ニ驅ラレ或ハ嘲罵ヲ加ヘ或ハ凌辱ヲ與フルガ如キ乃至其通行ニ對シ物珍シクニ右顧左眴其行動ヲ輕々タラシムルガ如キ渾テ如上ハ誠ニ國家ノ威信ニ關スル重大ナル事柄トス凡ソ國民トシテ這般ノ心掛ケ必然具有スベク今更メテ云爲ノ必要ナキカ如キモ本市民タルモノ此際特ニ注意シ飽迄慎重ノ態度ヲ持シ苟モ戰捷國タリ殊ニ東洋ノ覇タル我日本帝國及堺市ノ名譽

ヲ失墜セザル様深ク留意セラルベシ

明治三十八年一月十七日

堺市長 大西 五 一 郎

二、特別御下賜金保管方心得之制定

戦死者の特別賜金處分に就ては、種々の紛議を起すもの少からざるに依り、本市に於ては其保管方に關し五項の心得を制定し賜金受領者に夫々配付せられたり。

特別御下賜金保管方心得

- 第一項 特別御下賜金ハ日露戰役ニ從事シ死歿シタル將士ノ戰功ニ對シ明治二十七八年ノ日清戰役ニモ見サル比類稀ナル 上ノ有難キ思召ヲ以テ戰死者ノ遺族ヲ御救助セラルベキタメ下賜セラレタル恩典ナリ
- 第二項 前項ニ依リ下賜セラルベキ金員ハ現金ニ代フルニ特ニ公債証書ヲ以テ直接遺族ヘ下賜セラル、モノナレバ之ガ保管方極メテ容易ナルベク又殊ニ個人ニ於テ適當保管スベキ御趣

維時明治三十七年二月十日、日露宣戰詔勅の煥發あり、以て第一回國庫債券募集の布達あるや、大西市長は監督官廳の内訓に遵ひ月の十九日、市内の資産家五百餘名を菅原神社内聚樂館に招き、高崎府知事亦臨席し交々國債應募に關する演述を爲し國民報効の實を擧げしめんことに努め、一面市吏員十數名をして直

三、國庫債券の應募

- 第三項 意ヲモ窺フコトヲ得ベシ依テ嚴ニ 聖旨ヲ奉戴シ荷モ濫費徒消アルベカラズ 戰死者ノ墓碑ヲ建テ追悼供養ヲ爲シ債務ヲ辨濟シ其他家政整理等不得止事情ノタメ右御下賜金ヲ費消スルコトアリトスルモ其必要ナル限度ヲ超ユベカラズ并ニ家政整理ヲ名トシテ濫リニ同籍者ノ債務ヲ辨償スル等ノコトアルベカラズ
- 第四項 總テ御下賜金處分ヲ要スル場合ハ親族ノ協議ヲ以テ熟慮實行スベシ 本人無能力ナルトキハ相當保護者ニ於テ親族ノ協議ヲ經ベシ
- 第五項 其筋ノ注意モ有之次第ニ付將來御下賜金ノ處分ヲ要スル場合ハ豫メ其方法ヲ具シ親族又ハ總代親族ノ連署ヲ以テ市長ヘ申出可成其承認ヲ經ベキ手續ヲナスモノトス

接勸募員たらしめ、部署を定め、且募市の中産以上の各戸に付き親しく勸誘書を致して各自の赤誠に懇へ、偏に好成绩を收めんとしたり。續て第二回乃至第五回に亘り、毎回遺算なく配慮せられたるの結果左の申込額を見るに及びたり。

- 第一回 五拾萬四千五百五拾圓
 - 第二回 貳拾九萬七千六百五拾圓
 - 第三回 拾四萬〇參百貳拾五圓
 - 第四回 四拾九萬壹千〇五拾圓
 - 第五回 八拾八萬五千八百五拾圓
- 因に一人の最高申込額金五萬圓なり、此外他所に本店を有する銀行等にして、市内に支店を設置したるものは、各其本店に於て夫々應募したれば其額巨額に上るものあるも、今は之を省畧し唯本市にて應募せしものゝみを掲ぐることにしたり。

四、金品之献納

(イ) 軍 資

開戦前後より、軍資金の献納を申出てたるものにして直接寄附者より其筋へ願出てたるもの素より數多あれど悉く之を繹ねんこと至難なれば、今之を省きて唯々堺市役所を経由したるもののみを掲ぐることにせん、左の如し。

- 人員 六百八拾九名
 - 金額 壹千九百〇貳圓六拾五錢壹厘
- 因に一人の最高額金壹百圓

(ロ) 恤 兵

開戦以來、陸海軍へ恤兵として金品の寄附を申出てたるものにして寄附者より直接其筋へ願出てたるものは、前例に依り之を除き堺市役所を経由したるも

のを掲げん、左の如し。

現金	人員	金額	物品	人員	品種
	四百七拾五名	金貳千八百拾六圓八拾壹錢		九名	清酒、晒木綿、ガーゼ、手拭、ハンカチーフ、白手袋、白靴下、

此見積金額貳千六百貳拾六圓〇四錢

五、第七師團之犒軍

附 大隊本部司令の來塚

明治三十七年十一月、第七師團軍人が遠征の途上其一部の本市駐屯に方り、

市に於ては市長、助役、市參事會員、市會議員、及兵事會員等と力を協せ軍隊の歡
 迎送を始め軍人の接待、宿舍の割當等非常斡旋の勞を執られしのみならず、宿院
 卯之日座に一大活動寫眞會を開催し長途の行軍を慰藉する等厚く之を款待優遇
 せられたり。出立に蒞み、將校より重なる將校の宿舍主、關係員等を饗應せり、
 亦以て這般宿舍主等の款待優遇か如何に彼の將校等の心情を動せしかを察する
 に足らむか、今將校宿舍割當の重なるものを掲ぐれば左の如し。

第七大隊輜重兵本部	甲斐町	柴谷長平氏方
輜重兵第七大隊本部	中之町	河盛利兵衛氏方
第一野戰病院	熊野町西一丁	肥塚與八郎氏方
第二野戰病院	戒之町東三丁	福地麻五郎氏方
第三野戰病院	櫛屋町	富村貞次郎氏方
野戰電信隊	車之町	中田作五郎氏方
平井兵站司令部	櫻之町西一丁	吉田壽三郎氏方
鷹森兵站司令部	櫻之町西三丁	伊庭六平氏方

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 林兵站司令部 | 北旅籠町西二丁 | 井上關右衛門氏方 |
| 中村兵站司令部 | 櫻之町東一丁 | 伊藤市郎氏方 |
| 第二輜重監視隊 | 綾之町西二丁 | 淺香久平氏方 |
| 第二輜重監視隊 | 柳之町東一丁 | 山口田三郎氏方 |
| 衛生豫備員 | 九間町西一丁 | 宅徳平氏方 |
| 全豫備廠 | 宿屋町西一丁 | 大塚三郎兵衛氏方 |
| 患者輸送部 | 北半町西一丁 | 住吉音吉氏方 |

本年一月、大隊本部司令中佐大隈勳氏、嚮に我堺市か氏等第七師團所屬部隊員の遠征の途上聊か勞劬を慰したるを多とし、態々來堺して殊に當時宿舍に充てられし柴谷氏方へは親しく瀝て謝意を表せられ且宮本市長へは挨拶の後別に美麗なる戦況寫眞帖をさへ贈られたり。

六、軍隊及遺家族之慰籍

外に遠征の將士あり、内に或は歸郷し或は病院に將た療養所に靜養加療しつゝある名譽の傷病者あり、又留守師管の勤務に服せるあり、此等忠勤將士の勞苦を慰問する爲め市に於ては、部署を定め或は直接病院に就き或は飛信に托し懇に慰問の誠意を表されしか、就中、市長、助役を始め市參事會員及市會議員は開戦以來、度々應召軍人の家族遺族を訪ひ懇篤なる辭を以て之を慰問し或は大坂豫備病院に同天王寺分病院に本市出身の傷病軍人諸士を慰問せられたること一再にして止まらず、今夫の出征軍人に對して、去三十七年六月十六日、十二月十二日及三十八年九月十八日の三次に其勞劬を諒察し發せられたる慰問狀を掲ぐれば左の如し。

(陸軍ノ部)

大阪府堺市長大西五一郎謹ミテ我堺市出征ノ帝國陸軍々人諸君ニ告ク
 諸君ハ近衛師團又ハ第四師團管下ニ屬シ前後出征ノ途ニ上テレテヨリ已來日ヲ關スルコト未ダ甚
 タ多カラサルニ業既ニ戰役史乘赫々タル偉勳ハ九連城ニ金州ニ將々南山ニ其他到ル所ニ發揮セラ

我海軍ト協力以テ敵軍ヲ攻撃シ今ヤ敵國カ最要ノ根據地ト特メル旅順ノ側背ヲ衝キ其陥落モ將ニ近キニアラントス誠ニ痛快措ク能ハサル所ニシテ是偏ニ
陛下ノ稜威ニ由ルト雖モ抑々諸君カ身ヲ挺シテ夫ノ櫛風沐雨ヲ凌キ糧餉ノ粗衣襟ノ簿キニ甘シ苦心慘憺只管邦家ノ爲メ忠節ヲ致サレタルニ歸セスンハアラスシテ轉々感激ニ堪ヘズ然レモ亦想フニ戦局ヲ收ムルノ時期ハ遼遠ナルベク前途尙ホ諸君ヲ煩スモノ多カラン茲ニ余ハ滿腔ノ赤誠ヲ捧ケ諸君ノ偉勳ヲ欣慕スルト共ニ將來尙ホ益々義勇奉公ノ精華ヲ舉ケラレシコトヲ囑望ニ堪ヘズ不肖五一郎堺市ヲ代表シ茲ニ諸君ノ勞苦ヲ遙察シ慰問ノ微衷ヲ表ス

明治三十七年六月十六日

大阪府堺市長 大西五一郎

(海軍ノ部)

大阪府堺市長大西五一郎謹ミテ我堺市出征ノ帝國海軍軍人諸君ニ告グ
日露ノ戦端彼我ノ海軍ニ依リテ仁川ニ開始セラレク機先ヲ制シテ已來毎戦我ニ利ニシテ彼ニ非ナリ而シテ制海權ハ業既ニ我ノ掌握スル所トナリ又遼東一部ノ對鎖ハ公ニ宣言セラレ今ヤ諸港掃海ノ事業ハ着々進歩シ敵國カ最要ノ根據地ト特メル旅順ノ陥落モ將ニ近キニアラントス蓋シ斯ノ如キハ史乘未タ嘗テ觀ル能ハサリシ所ニシテ是偏ニ

陛下ノ稜威ニ由ルト雖モ抑々諸君ノ忠勇勵精ノ成果ニ歸セスンハアラス偶々敵軍ノ頑兇ナル抵抗ニ遇ヒ不幸ニシテ過チテ帝國一二ノ艦船ヲ喪ヒ諸君ノ戦友中名譽ノ戦死ヲ遂ケラレタルアリ將々傷病ヲ受ケラレタルアリト雖モ而モ戦役ノ功勳タルヤ即チ皆諸君ト相均シク俱ニ與ニ軍人ノ本分ヲ遺憾ナク發揮セラレテ餘ス所ナキヲ信ス然レトモ亦想フニ戦局ヲ收ムルノ時期ハ遼遠ナルヘク前途尙ホ諸君ヲ煩スモノ多カラン茲ニ余ハ滿腔ノ赤誠ヲ捧ケ諸君ノ偉勳ヲ欣慕スルト共ニ將來尙ホ益々義勇奉公ノ精華ヲ舉ケラレシコトヲ囑望ニ堪ヘズ不肖五一郎堺市ヲ代表シ茲ニ諸君ノ勞苦ヲ遙察シ慰問ノ微衷ヲ表ス

明治三十七年六月十六日

大阪府堺市長 大西五一郎

日露干戈ヲ交ヘテ以來茲ニ十閱月其間決シテ短少ナリトセズ此時ニ方リ更ニ復寒威ト戦ハザルベカラズ天外長途出征ノ程ニ上ラレシ將士諸君ノ難酸惟フニ將サニ層大ナルモノアラソ是誠ニ門外ノ容易ニ窺知スルヲ得サル所ナレトモ而モ現ニ或一部ノ消息ニ依リ凡ソ其一班ヲ確ムルニ足リ眞ニ同情ニ堪ヘス加フルニ敵ハ維レ一朝ノ敵ニアラズ時ハ維レ千歳一遇邦家ノ安危存亡實ニ此一戦ニ在リ唯々諸君ノ踴躍蹶起シテ以テ敵ノ死命ヲ制センコトヲ望ムヤ割切ナリ諸君ガ母國ヲ想ヒ郷地堺市ヲ想フノ厚キ臆テ所期ノ効績ヲ見ルハ斷乎トシテ疑ハズ乃チ吾人ハ滿腔ノ赤誠ヲ吐露シ以

テ諸君ガ邦家ノ爲メ且堺市ノ爲メ多大ノ成果ヲ擧ゲラレ仍ホ益御壯勇ナランコトヲ庶幾シテ歇マザルナリ

茲ニ遠ク書ヲ寄セ其勞勩ヲ追懷シ併セテ感謝ノ微誠ヲ表ス 敬具

明治三十七年十二月十二日

大阪府堺市長 大西五一郎

肅啓

時下殘暑漸く去り天高く馬肥ゆるの候に向ひ候處貴下御勩履如何益御勇健軍務に御盡瘁之事と奉察候却説振古未曾有の日露開戦に際し貴下等軍人諸君は懸軍萬里殊に長日月の交戦に於て具さに敏多艱苦を嘗め一身を君國に捧けられし御盡忠の結果連戦連捷の寄功を奏し遺憾なく帝國軍人の面目を發揮し爲めに坤輿の列強をして感賞止まさらしめ大に國威を發揚し得候は之れ固より陛下の御稜威に依るは申すまでも無之候へとも亦偏に貴下等軍人諸君が國家の緩急に處して能く協力一致交戦及内守の事に當られたる燦々たる御功勩に外ならずと奉存候本市參事會員一同は勿論本市民は貴下等の御勞苦と御功績とに對して滿腔の感謝措く能はざる所に御座候聞くが如くんは平和克復も將に近きにあらんとし從て御凱旋の期も遠からざるべく察せられ候へとも戦捷後に於る邦家の前途は益多事に候へは折角御自重可被遊茲に聊御慰問申上度斯の如くに

御座候 敬具

明治三十八年九月十二日

堺市參事會

市長 大西五一郎

助役 宮本通義

名譽職參事會員

伊藤十郎

大塚和三郎

大澤徳平

肥塚源次郎

近藤喜惠門

柴谷三次郎

軍隊及遺族の慰籍

尙、市參事會員等は二十七年三月廿二日を初めとし、再々各軍人の家遺族を訪問し白紙或は郵便はかき等を贈與し懇々慰籍せられたるのみならず廿七、廿八

の兩年末には時の參事會員等堺市兵事會の被援護軍人家族一同に對し、白米を贈呈せられたり。

有數なる本市の諸團體は、應召者ある毎に堺市兵事會と同じく各停車場に歡送し其行を壯にするのみならず、又各自に對し物品を贈りて誠意を致せり。

卷煙草と染手拭

手巾

清快丸

手巾

郵便はがき

染手拭と半紙

堺市參事會

堺商工會

堺府俱樂部

甲斐町大道組合

各宗同盟報國義會

報功會

七、聖堂之寄附

本市にては、俘虜收容所へ彼等か精神上慰安の一具たらしめんとて「聖堂」寄

附のことを濱寺俘虜收容所委員長隈部少將に交渉する所ありしに、この事たるや、機宜に適したる美舉にして彼等俘虜を遇するに威武のみを以てすべきにあらず、精神上の慰藉を與へてこそ恩威并に行はるゝものと謂ふべく、實に、彼等は祖國を離れて千山萬里の敵國に在る身なれば、精神上の慰藉を得んとするの念は、恰も渴者の水を欲するか如きものあらん。或は時に演出する不穩沙汰の鎮壓に際しても利益あらんかとして、大に賞揚し快諾の意を表せられければ、宮本助役は露國の事情に通せりといふ羽川中佐に就て其意見を聞き、高さ十二尺三間四方總て白木造りにすることとし、工事に着手せしか、日ならずして、第一區第二區及び第四區の三ヶ所に建設し竣りたれば、三月三十日(二十八年)その成聖式を舉行せり。

式は今日午後一時五十分に始まり、臨場者は、收容所長隈部少將高級所員河井砲兵大佐、山田軍醫正、正木歩兵少佐、鎌田、竹下兩歩兵大尉、三井憲兵中尉及大西市長、宮本助役、市參事會員、市會議員、兵事會員、正教會司祭澤邊悌太郎、俘虜收容慰安會幹事山田藏太郎の諸氏にして、澤邊司祭は先づ俘虜一同に向つて、堺市よ

り此祭壇を寄附したる主旨を説明して祈禱を行ひ、續て大西市長の演説、俘虜總代の答詞山田幹事の堺市に對する感謝狀の朗讀ありて、いと莊嚴に式を了りたりしか。式中に彼等俘虜が葬送の爲めに編成せる詠歌者四十名と樂隊は、式場の正面に控へて、時々唱歌奏樂し、俘虜一同は、一般に脱帽肅立し、中には貳錢銅貨二三枚宛供へしもの數十名あり、此收容所の俘虜貳萬六百餘名中異宗教者を除くの外は悉く參拜し、式後は争ふて聖像に接吻せり、後、第一區收容所(高石)の俘虜一同は大阪朝日、大阪毎日の兩新聞紙上にて左の通、感謝の意を表白したり。

我等俘虜一同ハ我等一同ニ祭壇ヲ作り其他ノ御盡力ニ就テ深ク堺市長及ヒ日本ノ正教會員ニ感謝シ并ニ隈部閣下及ヒ其部下及ヒ來賓一同ノ御盡力及ヒ御訪問ニ對シテ深ク感謝仕リマス此記憶スベキ日ハ永久相忘レ申間敷候

一九〇五年三月十八日

第一區俘虜一同

成聖式の當日に於ける、大西市長の演説は聖堂寄附の主旨のある所を知るに足るを以て、左に其摘要を録せん。

本日斯聖堂の成聖式を擧ぐるに當り我々同志茲に參列し露西亞國軍人諸士に相見ゆるを得るは私共一同の満足とする所であり升諸士は曩に日露の戰闘に従事し祖國の爲めに各自身命を擲ち専心盡瘁せられたるは交戰國の對手とは申しながら深く感激の至りであります然るに諸士は諸士に於ては不幸にして戰敗し今は我日本帝國の爲めに俘虜の身と爲りて斯地に來り斯處舎に收容せらる夫れ諸士の心情は如何夫れ諸士の感情はどうでせうか俘虜たる境遇に對し茲に私共の深く同情を寄せたる次第であります而して我堺市は此濱寺若くは高石なる地とは僅に三哩を隔つるのみであつて戸數一萬數千人口五萬有餘の都市であります

抑我日本帝國は立憲制であつて御承知の通り一方には中央政治なるもの行はれ一方には地方政治として府縣郡市町村の公共團體が存在して恰も大は一小國小は一家族を組織するか如くに法規の範圍内に於ては自治獨立して各其區劃の政治を執行しつゝあるのであります而して自分は只今澤邊司祭から紹介を受けたる堺市長即ち其五萬有餘の市民の代表者でありますが序に爰に一言諸士に吹聴して置きたいと思ひまするのは彼の兵事會の代表を兼ねて居る事であり升抑堺市兵事會なるものは如何なる組織なるかを一言に申せばつまり博く軍人諸士の爲めに深厚の同情を寄せて其勞勩を慰め其家族遺族の爲めにも可及的満足と與へんことに努めつゝある至誠奉公の途を完うせんとするに外ならぬ組織の一私立團體であります而して茲に市の名譽職員も其兵事會員も打揃うて參列して居るのであり升處て今自分は夫等の諸士と相諮り當收容所長の許可を得、單に許可を

得たるに止まらず我將校各位より深く賛同の意を表せられて茲に聖堂三棟を寄附することとなり
ました尤も平素諸士が信仰せらるゝ宗教の禮拜所として敢て完全とは申されませぬか唯聊か同情
の意を表する爲め本區に一棟外に第一區第二區の二ヶ區に各一棟つゝ配置したのである之に因り
て諸君の信仰を養ひ其徳性を涵養せらるゝを得は自分等の寄附の目的をも達する譯て自分共一同
の満足する所てあります諸士夫れ此邊の意を諒とせられんことを望みます茲に本日此成聖式を舉
ぐるに付て聊か聖堂寄附の趣旨を述べ併せて一言以て諸士を慰問するの辭に代へます

尙、山田俘虜慰安會幹事の感謝狀を得たれば左に掲げん。

日露開戦の事あるや我帝國政府は勅令に依りて俘虜情報局を設置し同時に俘虜取扱規則を發布せ
り共に是れ最近文明思想と人道主義とを表明せる海牙條約并に一般國際慣例とを嚴格に遵守せる
ものなり而之が實際の運爲を見るも其用意の周到にして待遇の懇篤なる之を宇内列國の環視に委
して寸毫遺憾とする所あるなく大に吾人國民をして意を強うせしむるに足る
然れども戦局の前途は遠遠にして事は益々多端なり之を以て獨り俘虜の待遇に無限の負擔を敢て
して交戦當面の急を缺くか如きは固より事理の許す所に非ず是に於て乎海牙條約も我俘虜取扱規
則も共に俘虜救恤協會の興起を豫想し以て民間私人の寄附行爲に待ちて俘虜の待遇を補はんこと
を期せり吾人日本帝國正教徒は幸ひ露國俘虜と其宗教を同うするを以て俘虜取扱規則の第五條に

依り俘虜の宗教上の要求に満足を供し以て我帝國政府の文明的用意に出でたる法文を現實にし併
せて吾人基督教徒の本領とする愛敵の大道を擧げんことを期せり而も斯業の上に最も遺憾を感じ
來れるものは適當なる祈禱所の設備に於て吾人の資力の及ばざりしこと是なり
茲に尊敬すべき大阪府堺市々民諸君は俘虜の内部生活の最も主要なる點に着目し祈禱所三棟を建
設して以て寄附せらるゝに至る其義俠博愛の情に深大なるを見るのみならず實に俘虜慰安の要を
得たる一大美舉にして亦一新事例と稱すべく且能く時局の要に適ひたる思慮深き市民の態度と謂
ふべきなり然り而之に依りて被むる吾人が事業上の便宜に至りては實に至大なりとす茲に日本帝
國正教徒を代表せる俘虜信仰慰安會は謹て深き感謝と尊敬とを堺市民諸君に呈す

因記聖堂は四隅に柱を立て黒く塗れる板屋根を葺き背面一方のみ板壁として床板を張りたる質
素のものにて前面の二柱は水色唐縮緬を纏ひ背面の高き腰板には紫縮緬の幕を垂れ此所に金色
燦爛として額面に取付けある立像、半身一體或は二體並ひの大小各種の聖像三十を掲げ尙、杉
葉と桃椿等の花にて裝飾を施し又屋上と聖像の上部に十字架を装置して式場には小机を置き蠟
燭を立てたり

ハ、廻航委員に對する謝狀

日露戦役の當初に於て我國の購入巡洋艦日進、春日の二艦を無事回航せしめ戦役に多大の利益を與へしめたる、ボイエル同回航委員長に對し、大西市長は全市を代表して明治三十七年二月廿八日大阪市に於て催されたる同委員の歡迎會に臨み、左の謝状を贈られたり。

客冬我カ政府ハ亞國政府ノ建造ニ係ル裝甲巡洋艦二隻ヲ購入シ爾來回航ノ途ニ在ルヲ聞ケリ願ミテ東洋ノ天地ハ實ニ一晴一雨和戰兩ナカラ容易ニ解決ヲ見ルヲ得サリシガ時勢ハ推移シテ俄然今日ノ變ニ接セリ斯時ニ方リ國民ハ萬目一視ニニ兩艦ノ安危ヲ慮ラザルナキノ有様ナリシガ這回長途ノ航程ヲ經テ無事ニ到着セラル奚ゾ痛快ニ堪ヘンヤ今ヤ軍國多事我カ帝國ノ一大飛躍ヲ要スルノ秋ニ際シ健氣ニ斯大任ヲ完ウセラル寔ニ感謝措ク所ヲ知ラズ茲ニ滿腔ノ赤誠ヲ捧ゲ全市ヲ代表シ謹ミテ一言以テ微忱ヲ表ス 敬白

明治三十七年二月廿八日

大阪府堺市長 大西 五一 郎

日進艦回航委員長ボイエル貴下
春日

九、同盟艦隊の謝状

新に親善なる同盟の條約を結ひたる英國東洋艦隊の大阪に來航せられしを機とし、本市は滿腔の赤誠を以て水族館に歡迎の意を表せんとし、宮本市長代理助役は、同日大阪築港に至り市民を代表し、同司令官ノーエル大將を訪問したりしに、遂に、本市に來遊なかりしかば、超けて月の三日懇篤なる左の謝状を送越したり。

拜啓

私儀堺市ノ款待ニ於ケル懇篤ナル申出ニ對シノーエル氏并ニ英國艦隊ノ士官及船員等ノ感謝ヲ堺市長ニ陳述スルノ回答ヲ爲スナ海軍大將セラード、ノーエル閣下ニ命セラレタリ
大將ハ大阪ニ少時ノ滞在在中市長ノ懇篤ニヨリ多大ノ利益ヲ得タルコトヲ想思ス

千九百五年十一月二日

大將代理

忠實ナル ノービー、ラツクリフ

堺市エム宮本殿

十、篤志家の美譽

開戦前後大方の篤志家は、燃ゆるか如き熱誠と溢れむとする至情とを發舒して、果ては躬ら軍人を訪問し家遺族の慰籍に努め、表情の一端としては、或は金品の寄贈となり或は慰籍演藝會、慰安旅行等の企てとなり、或は將た或特典を與ふる等有らむ限りの手段方法を竭して到らざるなし、今左に其著しき事例を掲げ以て芳志を世に傳ふることとせむ。

兵事會が前に檄を發して宏く有志の義金を募りたるに對し按護費としての寄贈に係る分は一括して前編に掲げたれば茲には之を省けり。

▲堺婦人會 堺市婦人界の上下を通し市の全体に涉りて組織せられたる有力なる堺婦人會は、特に會員申合せ曩に赤心を籠めたる赤布の財囊を製して之を遠征軍人に贈りたるを始めとし、爾來家業の傍、日々手仕事を爲し其賃銀を集めて恤兵其他戦時の費用に充てたり。又、戦傷者の慰問并に戦死者葬儀の参列には毎回會の名義の下に力めたり、又軍人家遺族慰籍の爲め凡

そ一千有餘の人々を招待し、明治三十八年五月廿七日宿院劇場卯の日座に於て慰籍演藝會を催し、諸種の音楽手藝等を演じて觀覽せしめぬ。

▲各宗同盟報國義會 主として軍人家族并に遺族に對し、神靈以上の慰籍を與ふるを以て目的とする各宗有志寺院住職の組織せる報國義會は、厚意を以て、堺市兵事會の葬儀に十數名参列するのみならず、全葬の佛式なるに依り其中堅となり、式事に與り儀典を嚴にし祭祀を完ふせしめたり。又夜間市内に托鉢し醮集し得たる金員を兵事會救護費中に寄附したり。又明治三十八年六月四日水族館内に於て、本市出身征露軍忠死者の爲め在天の忠魂を慰めんとて一大追吊法會を執行したり。

▲神道各教會 神道の一たる琴平社信徒總代榊田忠教及和田栴吉の両氏、發起して神道各教會一致し明治三十八年五月十四日大濱新公園に於て、本市出身軍人戦死者の爲めに莊嚴なる招魂祭典を執行し、當日の撤饌は之を堺市兵事會授産工場の作業者たる軍人家遺族に分贈したり。

▲大日本慈善財團 大日本慈善財團總裁は、府下出身軍人戦死者及出征者の家遺族中生計困難あるものに配與の目的を以て、金五百圓を大阪府廳に寄贈し來り、堺市兵事會は知事を通して其配當額金貳拾貳圓參拾九錢の交付を受けたり。

▲奇特ある施米者

本市市之町東六丁位頭菊松氏は、亡母三回忌佛事の費用を節し、堺市兵事會の援護を受くる軍人家遺族中の二百八戸に精米五合宛を寄與せられたり。本市中之町西三丁井上角三郎氏は、亡養父追吊の爲めにとて、本會を通して被援護者たる軍人家遺族の一同に對し精米一石九斗二升を贈與せらる。本市車之町東一丁塚原常次郎氏は、毎年冬至の餅を知己出入のものに贈らるゝを廢して、出征軍人家遺族中へ餅七斗五升を配與せらる。

本市熊野町東三丁村田竹松氏は、亡父の一周忌佛事の費用を節約して、全上

家族中へ精米一石八斗七升を贈與せらる。

▲救世軍よりの寄贈

在東京救世軍日本司令官より、左の一書に金五拾圓を添へ堺市兵事會へ寄贈せらる。

肅啓軍國多事の際不幸ある同胞の援護の爲鋭意御盡力被下候段感佩仕候扱我救世軍に於ては世界各國何地に於ても毎年一回克巳週間と申すことを守り其軍人及軍友は勿論廣く天下の同情者と共に此一週間中は殊に飲食物衣服其他の費用を節約し又特別の勞工を營みあとして我軍の傳道及慈善事業の爲めに献金致事に御座候然るに當年は時局に鑑むる所有之に依て得たる金は悉く舉げて之を陸海軍人の家族取分け戦死者の寡婦孤兒を扶助する爲め献け候様我軍の總督大將ブースに由て決定せられ候其結果該克巳週間に由て得候金高の内
一金五拾圓也

右は甚た少額に御座候得共此度貴會に御寄附申上げ前記目的の爲め御使
用相願度候に付可然御取計被下候様御依頼申上候也
御祝福貴會御事業の上に在らんことを

明治三十八年六月二十七日

東京芝區芝口二丁目三番地

救世軍日本軍營にて

救世軍日本司令官

大佐　ヘンリー、ブラード

▲旅順軍政署長の特志

旅順包圍攻撃の際、病院砲撃事件に關し我會見委員として盛名ありし、旅順
軍政署長たりし本市出身陸軍歩兵中佐齋藤季次郎氏が、兵事會月報に依り
て、堺市兵事會事業の狀況を知るを得たりとて、本會か軍人援護の爲め百方
經營せるは軍國の一大美舉にして深く邦家の爲め感謝に堪へざる旨の挨拶

狀に、金貳拾圓を添へ、本會資金中に寄贈せらる。

▲堺義正會の寄贈

兵事會作業場の就業者及軍人家遺族の學齡兒童に同情を寄せ、筆、紙、墨、石盤
及手帖類數多寄贈せらる。

▲堺醫會員の篤志

本市醫會員は、軍人家遺族に對し無料診療の上施藥せられつゝありしか、開
戦后一昨年十二月に到る二十有三ヶ月間の施療人員一百五十一人此藥價實
に參百貳拾五圓余此外半額施療の分七十七人藥價四百拾七圓余に達せりと
云ふ。

▲慰安旅行(1)

本市山の口附近商家店員諸氏の団体ある堺義正會の主催にて、慰安旅行の
企てあり。聊か當日の概況を記さんに、時は、一昨秋十月八日、旅行の主人
は軍人家遺族者の幼兒凡て四十有五名にして、兵事會幹事及保育部囑託保

姆數名并に工場事務員等之に附添ひ午前八時、高野鐵道の一列車を借切りて乗車し、汐見橋より巡航船に依りて大阪博物場に到り、場内の觀覽其他餘興催物に一行の慰樂を覺ゆしめき。折柄、來場の大阪市報効會員其他の懇切なる待遇に、滿心の歡喜を竭し残りなく一日の清遊を致しけるとそ。

▲慰安旅行(2)

一昨秋十月二十八日、折柄來阪の英國艦隊の縱覽を兼ね同しく兵事會授産工場就業者一同の慰安旅行を催したり。一行は七十余名にして事務員數名に保姆等之れに附添ひ午前八時工場出發大阪築港に到り、碇泊軍艦を縱覽し港の内外の絶景を賞し、出船、入船の偉觀を眺め、一同の満足を以て一日の歡興を恣にし、夕陽歸途に就けり。

▲堺市參事會員及市會議員の芳志

堺市參事會員諸氏并に市會議員諸氏は、市の公職を帯ひ現に市政事務の發展に干與せらるゝさへ、其負荷輕からざるものあるに拘らず、仍ほ、進んで

本市出身軍人諸君の勞劬に多大の同情を寄せ、名譽職として將た個人として、陰に陽に後援者として兵事會の事業を扶け、仍ほ直接諸士の傷病を見舞乃至餞別の藥餌を贈り、其艱苦を慰籍し名譽の戰病死を遂げられし諸君の英靈を吊し且は出征軍人諸君に慰問の玉章を送れるかと、斯種の義舉や一再に止まらず、其芳志洵に掬すへし。

▲堺音樂會

堺女子高等小學校の職員を始め有志婦女子の音樂研究の機關たる堺音樂會は、出征軍人家遺族救護金募集の爲め、明治廿七年七月九日宿院劇場外之日座に於て、諸種の音樂會を催したるか入場者無料千五百余名にして之が收入金は全部を擧げて堺市兵事會救護費中へ寄贈せり。

▲界府俱樂部

本市團體中の有力なる界府俱樂部は、出征者の遺族中に財産相續争ひの生ずるもの往々あるより、之が仲裁の勞を執ると共に出征者の萬一を慮り、法律上正當の方式に適ひたる遺言書を作り置かんとする者に無報酬にて之が作成に従事したり。

▲堺高等女學校生徒 本市立堺高等女學校生徒一同は、赤十字社へ、卷軸帶を
献納するの外作文、習字、圖畫等を書冊に製し「慰問帖」と名つけ第四師團歩
兵第八聯隊の各中隊に一綴つ、寄贈したり。

▲堺女子高等小學校兒童 本市立堺女子高等小學校兒童は、恤兵の主意を以
て「敷島の大和心を人とは、朝日に匂ふ山櫻はを」の國歌縫込の手巾を出征
海軍々人及び本市出征軍人に贈りたり。

▲堺市教育會 堺市教育會は、戦時を機とし大に發展する所あり、或は會の機
關たる雑誌を發行し、或は戦時講談會を時々開催し、或は出征軍人に慰問狀
を送り、并に家郷の狀況を巨細となく書陳ねて通信し、以て出征軍人をして
慰安の念を強からしむるに努めたり。

▲堺中學校生徒 大阪傷病軍人慰問會は、父や何處、夫や如何にと打案らふ
出征軍人家遺族の人々に一日の慰籍を與へんとて、明治三十八年五月十四
日、是等の人々千三百有餘名を引率して堺大濱に一日の清遊を試みたる折、

堺市學校生徒はこの美舉を賛して臨時數番の端艇競争會を催し慰籍の一材
料に供したり。

▲堺高等小學校兒童 堺高等小學校兒童に依りて編成されたる少年音樂隊は
前記の家遺族慰籍の美舉に同情を表し、一行を南海鐵道堺驛に之を迎へ、始
終奏樂をなして是等家遺族の心緒を慰めたり。尙兒童一同は、陸海軍恤兵部
へ献金するの外在學兒童の家族の出征者には、慰問狀に添ふるに其兒童の
成績物を以てし出征者をして身異域に在りて最愛なる兒童の成績進歩の程
度を知らしめたり。

▲愛泉會 市立堺高等女學校職員生徒及び卒業生に依りて組織せられたる愛
泉會は、進んで、恤兵部へ献金するの外堺市兵事會の救護費中へ毎月義金を
寄附したり。

十一、戰捷祝賀會

附 提燈行列

砲火黃海の一角に破裂し、早く旅順港頭帝國艦隊の榴彈を受け、仁川灣内二隻の敵艦我れの窮追破壊する所となりしより、王師の嚮ふ所敵なく。連戦連捷快報至る毎に、満市の同胞は戸毎に、國旗を縦し各町の辻々には、大國旗を交叉して戰捷祝賀の意を現はしたるのみならず、團體個人の差別なく更に戰捷祝賀會を催したりき、左に市役所に於ける全會の一斑を掲げん。

時は維れ明治三十七年九月二日、市民が夙夜に翹望したる旅順の陥落に先立ち、敵か二十万の精兵を擁して本城となしたりし遼陽占領の報は傳はりぬ。市民の狂喜はそれ如何に、萬歳の聲は戸毎に溢る、乃ち、月の五日市役所樓上に祝賀會は開かれぬ。市長、助役、市參事會員、市會議員其他有志無慮數百名一同而陛下の御眞影を拜して祝杯を舉げ、市長は左の祝文を朗讀し 大元帥陛下陸海軍の萬歳を三唱して散會せり。

月ノ四日一天雲晴レテ海波靜カナル處忽然トシテ吾人ノ胸壁ヲ襲フモノアリ就テ見レハ黒子點々是レ遼陽占領ノ一大快報ヲ齎ラセルナリ嗚呼遼陽ハ遂ニ滅ビヌ聞説嘗テ敵ノ遼陽城ニ據ルヤ實ニ

無慮二十萬ノ大軍ヲ擁シ加フルニ城壘ハ半永久ノ築城ニ防備嚴重心竭シ算到ラサルナク敵人ハ之ヲ以テ堅ク守リ得タリトナシ列國人亦將ニ之ニ首肯セル者ノ如クナリキ此時ニ方リ不動山ノ如ク神秘穿ツヘカササル我將士ノ籌畧悉ク其撰ニ適ヒ猛襲一撃敵ノ根據ヲ衝ケハ敵全軍爲メニ動キ遂ニ敗殘ノ醜態ヲ演セリ嗚呼我將士ノ勇ヤ夫レ絶倫將ヲ我將士ノ武ヤ東西遠ク及フベカラズ其偉勳赫灼永ク青史ニ傳ヘン今茲ニ本市民公衆相會シテ這般ノ大捷ヲ祝セントシテ此盛典ヲ舉グルニ際シ赤誠ヲ表シテ祝詞ヲ述フト云爾

明治三十七年九月五日

堺市長 大西 五 一 郎

次は最後の一人の最後の血の滴るまで死守せんご公言せし、所謂難攻不落たる旅順要塞の陥落祝捷會と、奉天占領の祝捷會ありき、前は三十八年一月四日、後は三月十五日、全しく市役所樓上に市民相會し萬歳聲裡に祝賀の意を表したり。

次は萬里を遠しとせず、幾多の難關を打破り辛くも遙々來りし、波艦隊の全滅祝賀會ありき、時は、六月一日午後三時市參事會の發起にて大濱水族館庭園に於